

別添 6

<通則>

医科診療報酬点数表に記載する診療等に要する書面等は別紙のとおりである。

なお、当該別紙は、参考として示しているものであり、示している事項が全て記載されていれば、当該別紙と同じでなくても差し支えないものであること。

また、当該別紙の作成や保存等に当たっては、医師事務作業の負担軽減等の観点から各保険医療機関において工夫されたいこと。

自筆の署名がある場合には印は不要であること。

※別紙9、10、11、15、22は欠番である。

別紙1

紹介先医療機関等名

担当医

科

殿

年 月 日

紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号

医師氏名

印

患者氏名	性別	男 · 女
患者住所		
電話番号		
生年月日	年 月 日	(歳)
職業		

傷病名

紹介目的

既往歴及び家族歴

症状経過及び検査結果

治療経過

現在の処方

備考

- 備考 1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
2. 必要がある場合は画像診断のフィルム、検査の記録を添付すること。
3. 紹介先が保険医療機関以外である場合は、紹介先医療機関等名の欄に紹介先保険
薬局、市町村、保健所名等を記入すること。かつ、患者住所及び電話番号を必ず記
入すること。

入院診療計画書

(患者氏名)

殿

年月日

病棟（病室）	
主治医以外の担当者名	
在宅復帰支援担当者名 *	
病名 (他に考え得る病名)	
症状	
治療計画	
検査内容及び日程	
手術内容及び日程	
推定される入院期間	
特別な栄養管理の必要性	有・無 (どちらかに○)
その他の ・看護計画 ・リハビリテーション 等の計画	
在宅復帰支援計画 *	
総合的な機能評価 ◇	

注1) 病名等は、現時点で考えられるものであり、今後検査等を進めていくにしたがって変わり得るものである。

注2) 入院期間については、現時点で予想されるものである。

注3) *印は、地域包括ケア病棟入院料（入院医療管理料）を算定する患者にあっては必ず記入すること。

注4) ◇印は、総合的な機能評価を行った患者について、評価結果を記載すること。

注5) 特別な栄養管理の必要性については、電子カルテ等、様式の変更が直ちにできない場合、その他欄に記載してもよい。

(主治医氏名)

印

(本人・家族)

別紙2の2

入院診療計画書

(患者氏名)

殿

年 月 日

病棟(病室)	
主治医以外の担当者名	
病名 (他に考え得る病名)	
症状 治療により改善すべき点等	
全身状態の評価 (ADLの評価を含む)	
治療計画 (定期的検査、日常生活機能の保持・回復、入院治療の目標等を含む)	
リハビリテーションの計画 (目標を含む)	
栄養摂取に関する計画	(特別な栄養管理の必要性: 有・無)
感染症、皮膚潰瘍等の皮膚疾患に関する対策 (予防対策を含む)	
その他の ・看護計画 ・退院に向けた支援計画 ・入院期間の見込み等	

注) 上記内容は、現時点で考えられるものであり、今後、状態の変化等に応じて変わり得るものである。

(主治医氏名)

印

(本人・家族)

入院診療計画書

(患者氏名)

殿

年月日

病棟(病室)	
主治医以外の担当者名	
選任された 退院後生活環境相談員の氏名	
病名 (他に考え得る病名)	
症状	
治療計画	
検査内容及び日程	
手術内容及び日程	
推定される入院期間 (うち医療保護入院による入院期間)	(うち医療保護入院による入院期間：)
特別な栄養管理の必要性	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> (どちらかに○)
その他の ・看護計画 ・リハビリテーション 等の計画	
退院に向けた取組	
総合的な機能評価 ◇	

注1) 病名等は、現時点で考えられるものであり、今後検査等を進めていくにしたがって変わり得るものである。

注2) 入院期間については、現時点で予想されるものである。

注3) ◇印は、総合的な機能評価を行った患者について、評価結果を記載すること。

注4) 特別な栄養管理の必要性については、電子カルテ等、様式の変更が直ちにできない場合、その他欄に記載してもよい。

(主治医氏名)

印

(本人・家族)

褥瘡対策に関する診療計画書

氏名 _____ 殿 男 女 _____ 病棟 _____
 年 月 日 生 () 歳 _____ 記入医師名 _____
 記入看護師名 _____

褥瘡の有無 1. 現在 なし あり (仙骨部、坐骨部、尾骨部、腸骨部、大転子部、踵部、その他()) 褥瘡発生日 _____
 2. 過去 なし あり (仙骨部、坐骨部、尾骨部、腸骨部、大転子部、踵部、その他())

<日常生活自立度の低い入院患者>

危険因子の評価	日常生活自立度	J(1, 2)	A(1, 2)	B(1, 2)	C(1, 2)	対処 「あり」もしくは「できない」が1つ以上の場合、看護計画を立案し実施する
	・基本的動作能力 (ベッド上 自力体位変換) (イス上 坐位姿勢の保持、除圧)			できる	できない	
	・病的骨突出			できる	できない	
	・関節拘縮			なし	あり	
	・栄養状態低下			なし	あり	
	・皮膚湿潤(多汗、尿失禁、便失禁)			なし	あり	
	・皮膚の脆弱性(浮腫)			なし	あり	
	・皮膚の脆弱性(スキンーテアの保有、既往)			なし	あり	

<褥瘡に関する危険因子のある患者及びすでに褥瘡を有する患者>

※両括弧内は点数

褥瘡の状態の評価 (D E S I G N - R -)	深さ	(0)皮膚損傷 発赤なし	(1)持続する発赤 (2)真皮までの損傷	(3)皮下組織までの損傷	(4)皮下組織をこえる損傷	(5)関節腔、体腔に至る損傷	(U)深さ判定が不能の場合	合計点
	滲出液	(0)なし	(1)少量:毎日の交換を要しない	(3)中等量:1日1回の交換	(6)多量:1日2回以上の交換			
	大きさ(cm ²) 長径×長径に直交する最大径 (持続する発赤の範囲も含む)	(0)皮膚損傷 なし	(3)4未満 16未満	(6)4以上 16未満	(8)16以上 36未満	(9)36以上 64未満	(12)64以上 100未満	
	炎症・感染	(0)局所の炎症徴候なし	(1)局所の炎症徴候あり (創周辺の発赤、腫脹、熱感、疼痛)	(3)局所の明らかな感染徴候あり (炎症徴候、膿、悪臭)	(9)全身的影響あり (発熱など)			
	肉芽形成 良性肉芽が占める割合	(0)創閉鎖又は 創が浅い為 評価不可能	(1)創面の90%以上を占める	(3)創面の50%以上90%未満を占める	(4)創面の10%以上50%未満を占める	(5)創面の10%未満を占める	(6)全く形成されていない	
	壊死組織	(0)なし	(3)柔らかい壊死組織あり	(6)硬く厚い密着した壊死組織あり				
	ポケット(cm ²) 潰瘍面も含めたポケット全周(ポケットの長径×長径に直交する最大径)-潰瘍面積	(0)なし	(6)4未満 (9)4以上16未満	(12)16以上36未満	(24)36以上			

※該当する状態について、両括弧内の点数を合計し、「合計点」に記載すること。ただし、深さの点数は加えないこと。

看護計画	留意する項目	計画の内容					
	圧迫、ズレカの排除 (体位変換、体圧分散寝具、頭部拳上方法、車椅子姿勢保持等)	ベッド上					
		イス上					
	スキンケア						
	栄養状態改善						
	リハビリテーション						

【記載上の注意】

- 日常生活自立度の判定に当たっては「「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について」(平成3年11月18日 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知 老健第102-2号)を参照のこと。
- 日常生活自立度がJ 1～A 2である患者については、当該評価票の作成を要しないものであること。

平均在院日数の算定方法

1 入院基本料等の施設基準に係る平均在院日数の算定は、次の式による。

①に掲げる数

②に掲げる数

① 当該病棟における直近3か月間の在院患者延日数

② (当該病棟における当該3か月間の新入棟患者数+当該病棟における当該3か月間の新退棟患者数) / 2

なお、小数点以下は切り上げる。

2 上記算定式において、在院患者とは、毎日24時現在当該病棟に在院中の患者をいい、当該病棟に入院してその日のうちに退院又は死亡した者を含むものである。なお、患者が当該病棟から他の病棟へ移動したときは、当該移動した日は当該病棟における入院日として在院患者延日数に含める。

3 上記算定式において、新入棟患者数とは、当該3か月間に新たに当該病棟に入院した患者の数(以下「新入院患者」という。)及び他の病棟から当該病棟に移動した患者数の合計をいうが、当該入院における1回目の当該病棟への入棟のみを数え、再入棟は数えない。

また、病棟種別の異なる病棟が2つ以上ある場合において、当該2以上の病棟間を同一の患者が移動した場合は、1回目の入棟のみを新入棟患者として数える。

当該3か月以前から当該病棟に入院していた患者は、新入棟患者数には算入しない。

当該病院を退院後、当該病棟に再入院した患者は、新入院患者として取り扱う。

4 上記算定式において、新退棟患者数とは、当該3か月間に当該病棟から退院(死亡を含む。)した患者数と当該病棟から他の病棟に移動した患者数をいう。ただし、当該入院における1回目の当該病棟からの退棟のみを数え、再退棟は数ないこととする。

病棟種別の異なる病棟が2つ以上ある場合において、当該2以上の病棟間を同一の患者が移動した場合は、1回目の退棟のみを新退棟患者として数えるものとする。

5 「基本診療料の施設基準等」の別表第二に規定する入院患者は①及び②から除く。

6 短期滞在手術等基本料3を算定した患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者であって6日以降も入院する場合は、①及び②に含めるものとし、入院日から起算した日数を含めて平均在院日数を計算すること。

看護要員（看護職員及び看護補助者をいう）の配置状況（例）

急性期一般入院基本料の場合の例

【 1 病棟（1 看護単位）入院患者数 40 人で急性期一般入院料 2 の届出を行う場合 】

- 1 勤務帯 8 時間、1 日 3 勤務帯を標準として、月平均 1 日当たり必要となる看護職員の数が 12 人以上であること。
- 当該届出区分において、月平均 1 日当たり勤務することが必要となる看護職員（看護師及び准看護師をいう）の数に対する実際に勤務した月平均 1 日当たりの看護師の比率が 70% 以上であること。
- 当該病棟が交代制の勤務形態であること。
- 夜間勤務の看護職員配置については、看護師 1 人を含む 2 人以上であること。
- 当該病棟の平均在院日数が 21 日以内であること。

(1) 看護職員配置の算出方法

- ① 各勤務帯に従事している看護職員の 1 人当たりの受け持ち患者数が 10 人以内であること。
 $(40 \text{ 人} \times 1 / 10) \times 3 = \text{当該病棟に } 1 \text{ 日当たり } 12 \text{ 人}$ （小数点以下切り上げ）以上の看護職員が勤務していること。
- ② 月平均 1 日当たり勤務することが必要となる看護職員の数に対する実際に勤務した月平均 1 日当たりの看護師の比率が 70% を満たすこと。
 当該病棟の月平均 1 日当たり勤務することが必要となる看護職員の数が 12 人の場合、実際に勤務する月平均 1 日当たりの看護師は 8.4 人以上であること。
 $12 \text{ 人} \times 70\% = 8.4 \text{ 人}$

(2) 看護職員 1 人当たりの月平均夜勤時間数の算出方法

- 各病棟において、夜勤時間帯に従事した看護職員 1 人当たりの月平均夜勤時間数が 72 時間以下であること。

$$\text{月平均夜勤時間数} = \frac{\text{当該病棟の看護職員の月延夜勤時間数}}{\text{夜勤時間帯の従事者数}}$$

(夜勤専従者及び夜勤 16 時間未満の看護職員を除く)

- ① 当該保険医療機関で夜勤時間帯を設定：16 時から翌朝 8 時まで（16 時間）

- ② 夜勤時間と従事者数：2 人以上の看護職員が配置されている。

16 時～24 時 30 分（看護師 3 人、計 3 人）

0 時～8 時 30 分（看護師 2 人、准看護師 1 人 計 3 人）

- ③ 1 月当たり夜勤時間帯に従事する実人員数：23 人（8 人+11 人+4 人）

$$\begin{aligned} 8 \text{ 人} \times 72 \text{ 時間} &= 576 \text{ 時間} & (a) \\ 11 \text{ 人} \times 64 \text{ 時間} &= 704 \text{ 時間} & (b) \\ 4 \text{ 人} \times 40 \text{ 時間} &= 160 \text{ 時間} & (c) \end{aligned} \quad \boxed{\text{※}}$$

※ 夜勤時間帯の中で申し送りに要した時間（24 時から 24 時 30 分）

は申し送った従事者の夜勤時間及び夜勤帯に病棟以外で勤務した

時間は夜勤時間には含めていない。

④ 月延夜勤時間数：1,440 時間 ((a)～(c)の合計)

⑤ 月平均夜勤時間数：72 時間以下である。

$$1,440 \text{ 時間} \div 23 \text{ 人} = 62.6 \text{ 時間} \text{ (小数点 2 位以下切り捨て)}$$

入院基本料に係る看護記録

入院基本料の届出を行った病棟においては、看護体制の1単位ごとに次に掲げる記録がなされてい
る必要がある。ただし、その様式、名称等は各保険医療機関が適当とする方法で差し支えない。

1 患者の個人記録

(1) 経過記録

個々の患者について観察した事項及び実施した看護の内容等を看護要員が記録するもの。

ただし、病状定期においては診療録の温度表等に状態の記載欄を設け、その要点を記録する
程度でもよい。

(2) 看護計画に関する記録

個々の患者について、計画的に適切な看護を行うため、看護の目標、具体的な看護の方法及び
評価等を記録するもの。

2 看護業務の計画に関する記録

(1) 看護業務の管理に関する記録

患者の移動、特別な問題を持つ患者の状態及び特に行われた診療等に関する概要、看護要員の
勤務状況並びに勤務交代に際して申し送る必要のある事項等を各勤務帯ごとに記録するもの。

(2) 看護業務の計画に関する記録

看護要員の勤務計画及び業務分担並びに看護師、准看護師の受け持ち患者割当等について看護
チームごとに掲げておくもの。看護職員を適正に配置するための患者の状態に関する評価の記
録。

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Iに係る評価票

(配点)

A	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1	創傷処置 (①創傷の処置（褥瘡の処置を除く）、 ②褥瘡の処置)	なし	あり	
2	呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合を除く）	なし	あり	
3	点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり	
4	心電図モニターの管理	なし	あり	
5	シリンジポンプの管理	なし	あり	
6	輸血や血液製剤の管理	なし	あり	
7	専門的な治療・処置 (①抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）、 ②抗悪性腫瘍剤の内服の管理、 ③麻薬の使用（注射剤のみ）、 ④麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、 ⑤放射線治療、 ⑥免疫抑制剤の管理（注射剤のみ）、 ⑦昇圧剤の使用（注射剤のみ）、 ⑧抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）、 ⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、 ⑩ドレナージの管理、 ⑪無菌治療室での治療）	なし		あり
8	救急搬送後の入院（5日間）	なし		あり
A得点				

B	患者の状況等	患者の状態			介助の実施	評価
		0点	1点	2点		
9	寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない		点
10	移乗	自立	一部介助	全介助		点
11	口腔清潔	自立	要介助		実施なし 実施あり	点
12	食事摂取	自立	一部介助	全介助	実施なし 実施あり	点
13	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助	実施なし 実施あり	点
14	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ		実施なし 実施あり	点
15	危険行動	ない		ある		点
B得点						

C	手術等の医学的状況	0点	1点
16	開頭手術（13日間）	なし	あり
17	開胸手術（12日間）	なし	あり
18	開腹手術（7日間）	なし	あり
19	骨の手術（11日間）	なし	あり
20	胸腔鏡・腹腔鏡手術（5日間）	なし	あり
21	全身麻酔・脊椎麻酔の手術（5日間）	なし	あり
22	救命等に係る内科的治療（5日間） (①経皮的血管内治療、 ②経皮的心筋焼灼術等の治療、 ③侵襲的な消化器治療)	なし	あり
23	別に定める検査（2日間）	なし	あり
24	別に定める手術（6日間）	なし	あり
C得点			

- 注) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Iに係る評価にあたっては、「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき、以下のとおり記載した点数について、A～Cそれぞれ合計する。
- ・A（A7①から④まで及び⑥から⑨までを除く。）については、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の点数を記載する。
 - ・A（A7①から④まで及び⑥から⑨までに限る。）及びCについては、評価日において、別紙1に規定するレセプト電算処理システム用コードのうち、A又はC項目に該当する項目の点数をそれぞれ記載する。
 - ・Bについては、評価日の「患者の状態」及び「介助の実施」に基づき判断した患者の状況等の点数を記載する。

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱに係る評価票

(配点)

A	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1	創傷処置 (①創傷の処置（褥瘡の処置を除く）、 ②褥瘡の処置)	なし	あり	
2	呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合を除く）	なし	あり	
3	点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり	
4	心電図モニターの管理	なし	あり	
5	シリンジポンプの管理	なし	あり	
6	輸血や血液製剤の管理	なし	あり	
7	専門的な治療・処置 (①抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）、 ②抗悪性腫瘍剤の内服の管理、 ③麻薬の使用（注射剤のみ）、 ④麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、 ⑤放射線治療、 ⑥免疫抑制剤の管理（注射剤のみ）、 ⑦昇圧剤の使用（注射剤のみ）、 ⑧抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）、 ⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、 ⑩ドレナージの管理、 ⑪無菌治療室での治療）	なし		あり
8	緊急に入院を必要とする状態（5日間）	なし		あり
A得点				

B	患者の状況等	患者の状態			介助の実施	評価
		0点	1点	2点		
9	寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない		点
10	移乗	自立	一部介助	全介助		点
11	口腔清潔	自立	要介助		実施なし 実施あり	点
12	食事摂取	自立	一部介助	全介助	実施なし 実施あり	点
13	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助	実施なし 実施あり	点
14	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ		実施なし 実施あり	点
15	危険行動	ない		ある		点
B得点						

C	手術等の医学的状況	0点	1点
16	開頭手術（13日間）	なし	あり
17	開胸手術（12日間）	なし	あり
18	開腹手術（7日間）	なし	あり
19	骨の手術（11日間）	なし	あり
20	胸腔鏡・腹腔鏡手術（5日間）	なし	あり
21	全身麻酔・脊椎麻酔の手術（5日間）	なし	あり
22	救命等に係る内科的治療（5日間） (①経皮的血管内治療、 ②経皮的心筋焼灼術等の治療、 ③侵襲的な消化器治療)	なし	あり
23	別に定める検査（2日間）	なし	あり
24	別に定める手術（6日間）	なし	あり
C得点			

- 注) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱに係る評価にあたっては、「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき、以下のとおり記載した点数について、A～Cそれぞれ合計する。
- ・A及びCについては、評価日において、別表1に規定するレセプト電算処理システム用コードのうち、A又はC項目に該当する項目の合計点数をそれぞれ記載する。
 - ・Bについては、評価日の「患者の状態」及び「介助の実施」に基づき判断した患者の状況等の点数を記載する。

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き

<一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I >

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、急性期一般入院基本料（許可病床数400床以上の保険医療機関であつて急性期一般入院基本料（急性期一般入院料7を除く。）の届出を行っている場合を除く。）、7対1入院基本料（結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（結核病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、10対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、地域一般入院料1、総合入院体制加算（一般病棟入院基本料、特定一般病棟入院料）、看護補助加算1（地域一般入院基本料、13対1入院基本料）、一般病棟看護必要度評価加算（専門病院入院基本料、特定一般病棟入院料）、脳卒中ケアユニット入院医療管理料並びに地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料及び特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理が行われる場合）を算定する場合も含む。以下「地域包括ケア病棟入院料等」という。）を届け出ている病棟に入院している患者であり、産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及びDPC対象病院において短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った患者（基本診療料の施設基準等第十の三（3）及び四に係る要件以外の短期滞在手術等基本料に係る要件を満たす場合に限る。）は評価の対象としない。

2. 評価日及び評価項目

評価は、患者に行われたモニタリング及び処置等（A項目）、患者の状況等（B項目）並びに手術等の医学的状況（C項目）について、毎日評価を行うこと。

ただし、地域包括ケア病棟入院料等については、A項目及びC項目のみの評価とし、毎日評価を行うこと。

3. 評価対象時間

評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。

外出・外泊や検査・手術等の理由により、全ての評価対象時間の観察を行うことができない患者の場合であっても、当該病棟に在棟していた時間があった場合は、評価の対象とすること。ただし、評価対象日の0時から24時の間、外泊している患者は、当該外泊日については、評価対象とならない。

退院日は、当日の0時から退院時までを評価対象時間とする。退院日の評価は行うが、基準を満たす患者の算出にあたり延べ患者数には含めない。ただし、入院した日に退院（死亡退院を含む）した患者は、延べ患者数に含めるものとする。

4. 評価対象場所

原則として、当該病棟内を評価の対象場所とし、当該病棟以外で実施された治療、処置、看護及び観察については、評価の対象場所に含めない。ただし、A項目の専門的な治療・処置のうち、放射線治療及びC項目の手術等の医学的状況については、当該医療機関内における治療を評価の対象場所とする。

5. 評価対象の処置・介助等

当該病棟で実施しなければならない処置・介助等の実施者、又は医師の補助の実施者は、当該病棟に所属する看護職員でなければならない。ただし、一部の評価項目において

て、薬剤師、理学療法士等が当該病棟内において実施することを評価する場合は、病棟所属の有無は問わない。

なお、A項目の評価において、医師が単独で処置等を行った後に、当該病棟の看護職員が当該処置等を確認し、実施記録を残す場合も評価に含めるものとする。

A項目の処置の評価においては、訓練や退院指導等の目的で実施する行為は評価の対象に含めないが、B項目の評価においては、患者の訓練を目的とした行為であっても評価の対象に含めるものとする。

A項目の薬剤の評価については、臨床試験であっても評価の対象に含めるものとする。

6. 評価者

評価は、院内研修を受けた者が行うこと。医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

ただし、A項目及びC項目のうち、別表1に規定する「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」（以下、コード一覧という。）を用いて評価を行う項目については、当該評価者により各選択肢の判断を行う必要はない。

7. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、B項目共通事項及び項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

8. 評価の根拠

評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。当日の実施記録が無い場合は評価できないため、A項目では「なし」、B項目では自立度の一番高い評価とする。A項目（A7「専門的な治療・処置等」の⑤、⑩及び⑪に限る。）の評価においては、後日、第三者が確認を行う際に、記録から同一の評価を導く根拠となる記録を残しておく必要があるが、項目ごとの記録を残す必要はない。

記録は、媒体の如何を問わず、当該医療機関において正式に承認を得て保管されているものであること。また、原則として医師及び当該病棟の看護職員による記録が評価の対象となるが、評価項目によっては、医師及び病棟の看護職員以外の職種の記録も評価の根拠となり得るため、記録方法について院内規定を設ける等、工夫すること。

なお、B項目については、「患者の状態」が評価の根拠となることから、重複する記録を残す必要はない。

A モニタリング及び処置等

1 創傷処置 項目の定義

創傷処置は、①創傷の処置（褥瘡の処置を除く）、②褥瘡の処置のいずれかの処置について、看護職員が医師の介助をした場合、あるいは医師又は看護職員が自ら処置を実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
創傷処置のいずれも実施しなかった場合をいう。
「あり」
創傷処置のいずれかを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

創傷処置に含まれる内容は、各定義及び留意点に基づいて判断すること。

① 創傷の処置（褥瘡の処置を除く）

【定義】

創傷の処置（褥瘡の処置を除く）は、創傷があり、創傷についての処置を実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

ここでいう創傷とは、皮膚又は粘膜が破綻をきたした状態であり、その数、深さ、範囲の程度は問わない。

縫合創は創傷処置の対象に含めるが、縫合のない穿刺創は含めない。粘膜は、鼻、口腔、膣及び肛門の粘膜であって、外部から粘膜が破綻をきたしている状態であることが目視できる場合に限り含める。気管切開口、胃瘻及びストーマ等については、造設から抜糸までを含め、抜糸後は、滲出液が見られ処置を必要とする場合を含める。

ここでいう処置とは、創傷の治癒を促し感染を予防する目的で、洗浄、消毒、止血、薬剤の注入及び塗布、ガーゼやフィルム材等の創傷被覆材の貼付や交換等の処置を実施した場合をいい、診察、観察だけの場合やガーゼを剥がすだけの場合は含めない。

また、陰圧閉鎖療法、眼科手術後の点眼及び排泄物の処理に関するストーマ処置は含めない。

② 褥瘡の処置

【定義】

褥瘡の処置は、褥瘡があり、褥瘡についての処置を実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

ここでいう褥瘡とは、NPUAP分類Ⅱ度以上又はDESIGN-R分類d2以上の状態をいう。この状態に達していないものは、褥瘡の処置の対象に含めない。

ここでいう処置とは、褥瘡に対して、洗浄、消毒、止血、薬剤の注入及び塗布、ガーゼやフィルム材等の創傷被覆材の貼付や交換等の処置を実施した場合をいい、診察、観察だけの場合やガーゼを剥がすだけの場合は含めない。また、陰圧閉鎖療法は含めない。

【参考】

NPUAP分類 (National Pressure Ulcer of Advisory Panel) Ⅱ度以上
DESIGN-R分類 (日本褥瘡学会によるもの) d2 以上

2 呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合を除く）

項目の定義

呼吸ケアは、酸素吸入、痰を出すための体位ドレナージ、スクウェイジングのいずれかの処置に対して、看護職員等が自ら行うか医師の介助を行った場合、あるいは人工換気が必要な患者に対して、看護職員等が装着中の人工呼吸器の管理を行った場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

- 「なし」
呼吸ケアを実施しなかった場合をいう。
「あり」
呼吸ケアを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

喀痰吸引のみの場合は呼吸ケアの対象に含めない。
呼吸ケアにおける時間の長さや回数は問わない。酸素吸入の方法は問わない。
人工呼吸器の種類や設定内容、あるいは気道確保の方法については問わないが、看護職員等が、患者の人工呼吸器の装着状態の確認、換気状況の確認、機器の作動確認等の管理を実施している必要がある。また、人工呼吸器の使用に関する医師の指示が必要である。
NPPV（非侵襲的陽圧換気）の実施は人工呼吸器の使用に含める。
なお、気管切開の患者が喀痰吸引を行っているだけの場合は含めない。また、エアウェイ挿入、ネブライザー吸入は呼吸ケアには含めない。

3 点滴ライン同時3本以上の管理

項目の定義

点滴ライン同時3本以上の管理は、持続的に点滴ライン（ボトル、バッグ、シリンジ等から末梢静脈、中心静脈、動静脈シャント、硬膜外、動脈、皮下に対する点滴、持続注入による薬液、輸血・血液製剤の流入経路）を3本以上同時に使用し、看護職員が管理を行った場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

- 「なし」
同時に3本以上の点滴の管理を実施しなかった場合をいう。
「あり」
同時に3本以上の点滴の管理を実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

施行の回数や時間の長さ、注射針の刺入個所の数は問わない。
2つのボトルを連結管で連結させて1つのルートで滴下した場合は、点滴ラインは1つとして数える。1カ所に刺入されていても三方活栓等のコネクターで接続された点滴ラインは本数に数える。これら点滴ラインを利用して、側管から持続的に点滴する場合は数えるが、手動で注射を実施した場合は、持続的に使用しているといえないため本数に数えない。
スワンガントカテーテルの加圧バッグについては、薬液の注入が目的ではないため本数に数えない。PCA（自己調節鎮痛法）による点滴ライン（携帯用を含む）は、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ本数に数える。

4 心電図モニターの管理

項目の定義

心電図モニターの管理は、持続的に看護職員が心電図のモニタリングを実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

- 「なし」
持続的な心電図のモニタリングを実施しなかった場合をいう。
「あり」
持続的な心電図のモニタリングを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

心電図の誘導の種類や誘導法の種類は問わない。

機器の設置・準備・後片付けは含めない。心電図モニターの装着時間や回数は問わないが、医師の指示により、心機能や呼吸機能障害を有する患者等に対して常時観察を行っている場合であって、看護職員による心電図の評価の記録が必要である。心電図の機器による自動的な記録のみの場合は心電図モニターの管理の対象に含めない。

心電図検査として一時的に測定を行った場合は含めない。ホルタ一心電図は定義に従い、看護職員による持続的な評価の記録がある場合に限り含める。

5 シリンジポンプの管理

項目の定義

シリンジポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をしなかった場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプにセットしていても、作動させていない場合には使用していないものとする。

携帯用であってもシリンジポンプの管理の対象に含めるが、PCA（自己調節鎮痛法）によるシリンジポンプは、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

6 輸血や血液製剤の管理

項目の定義

輸血や血液製剤の管理は、輸血（全血、濃厚赤血球、新鮮凍結血漿等）や血液製剤（アルブミン製剤等）の投与について、血管を通して行った場合、その投与後の状況を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

輸血や血液製剤の使用状況の管理をしなかった場合をいう。

「あり」

輸血や血液製剤の使用状況の管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

輸血、血液製剤の種類及び単位数については問わないが、腹膜透析や血液透析は輸血や血液製剤の管理の対象に含めない。自己血輸血、腹水を濾過して輸血する場合は含める。

7 専門的な治療・処置

項目の定義

専門的な治療・処置は、①抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）、②抗悪性腫瘍剤の内服の管理、③麻薬の使用（注射剤のみ）、④麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、⑤放射線治療、⑥免疫抑制剤の管理（注射剤のみ）、⑦昇圧剤の使用（注射剤のみ）、⑧抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）、⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、⑩ドレナージの管理、⑪無菌治療室での治療のいずれかの治療・処置を実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

専門的な治療・処置を実施しなかった場合をいう。

「あり」

専門的な治療・処置を一つ以上実施した場合をいう。ただし、①から④まで及び⑥から⑨までについては、評価日において、コード一覧に掲載されているコードが入力されている場合をいう。

判断に際しての注意点

専門的な治療・処置に含まれる内容は、各定義及び留意点に基づいて判断すること。

なお、①から④まで及び⑥から⑨までについては、内服薬のコードが入力されていない日に当該コードに該当する内服を指示した場合や、事前に処方や指示を行っており内服当日には当該コードが入力されていない場合等は、評価の対象とはならない。手術や麻酔中に用いた薬剤は評価の対象となる。また、検査や処置等、その他の目的で用いた薬剤については、E F 統合ファイルにおけるデータ区分コードが20番台（投薬）、30番台（注射）、50番（手術）及び54番（麻酔）の薬剤に限り、評価の対象となる。

① 抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

③ 麻薬の使用（注射剤のみ）

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

④ 麻薬の内服、貼付、坐剤の管理

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑤ 放射線治療

【定義】

放射線治療は、固形腫瘍又は血液系腫瘍を含む悪性腫瘍がある患者に対して、病変部にX線、ガンマ線、電子線等の放射線を照射し、そのDNA分子間の結合破壊（電離作用）により目標病巣を死滅させることを目的として実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

照射方法は、外部照射と内部照射（腔内照射、小線源治療）を問わない。放射線治療の対象には、エックス線表在治療、高エネルギー放射線治療、ガンマナイフ、直線加速器（リニアック）による定位放射線治療、全身照射、密封小線源治療、放射性同位元素内用療法を放射線治療の対象に含める。

外部照射の場合は照射日のみを含めるが、外部照射の場合であっても、院外での実施は含めない。

外部照射か内部照射かは問わず、継続して内部照射を行なっている場合は、治療期間を通して評価の対象に含める。

放射線治療の実施が当該医療機関内であれば評価の対象場所に含める。

⑥ 免疫抑制剤の管理（注射剤のみ）

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑦ 昇圧剤の使用（注射剤のみ）

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑧ 抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑩ ドレナージの管理

【定義】

ドレナージの管理とは、排液、減圧の目的として、患者の創部や体腔に誘導管（ドレン）を継続的に留置し、滲出液や血液等を直接的に体外に誘導し、排液バッグ等に貯留する状況を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

【留意点】

誘導管は、当日の評価対象時間の間、継続的に留置されている場合にドレナージの管理の対象に含める。当日に設置して且つ抜去した場合は含めないが、誘導管を設置した日であって翌日も留置している場合、又は抜去した日であって前日も留置している場合は、当日に6時間以上留置されていた場合には含める。

胃瘻（PEG）を減圧目的で開放する場合であっても定義に従っていれば含める。

体外へ直接誘導する場合のみ評価し、体内で側副路を通す場合は含めない。また、腹膜透析や血液透析は含めない。経尿道的な膀胱留置カテーテルは含めないが、血尿がある場合は、血尿の状況を管理する場合に限り評価できる。陰圧閉鎖療法は、創部に誘導管（パッドが連結されている場合を含む）を留置して、定義に従った処置をしている場合は含める。

定義に基づき誘導管が目的に従って継続的に留置されている場合に含めるものであるが、抜去や移動等の目的で、一時的であればクランプしていくても良いものとする。

⑪ 無菌治療室での治療

【定義】

無菌治療室での治療とは、移植後、白血病、再生不良性貧血、骨髓異形成症候群、重症複合型免疫不全症等の患者に対して、無菌治療室での治療が必要であると医師が判断し、無菌治療室での治療を6時間以上行った場合に評価する項目である。

【留意点】

無菌治療室とは、室内を無菌の状態に保つために十分な体制が整備されている必要があり、当該保険医療機関において自家発電装置を有していることと、滅菌水の供給が常時可能であること。また、個室であって、室内の空気清浄度が、患者に対し無菌治療室管理を行っている際に、常時 ISO クラス 7 以上であること。

無菌治療室に入室した日及び無菌治療室を退室した日は評価の対象とする。

8. 救急搬送後の入院

項目の定義

救急搬送後の入院は、救急用の自動車（市町村又は都道府県の救急業務を行うための救急隊の救急自動車に限る）又は救急医療用ヘリコプターにより当該医療機関に搬送され、入院した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプター以外により搬送され入院した場合をいう。

「あり」

救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターにより搬送され入院した場合をいう。

判断に際しての留意点

救急搬送後の患者が、直接、評価対象病棟に入院した場合のみを評価の対象とし、救命救急病棟、ICU 等の治療室に一旦入院した場合は評価の対象に含めない。ただし、手術室を経由して評価対象病棟に入院した場合は評価の対象に含める。

入院当日を含めた 5 日間を評価の対象とする。

B 患者の状況等

B 項目共通事項

1. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
2. 評価時間帯のうちに状態が変わり、異なる状態の記録が存在する場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
3. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果をもとに「患者の状態」を評価すること。動作の確認をできなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「自立」とする。
4. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、各選択肢の留意点を参考に評価する。この場合、医師の指示に係る記録があること。ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「自立」とする。
5. B10 「移乗」、B11 「口腔清潔」、B12 「食事摂取」、B13 「衣服の着脱」については、「患者の状態」と「介助の実施」とを乗じた点数とすること。

9 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から（左右どちらかの）側臥位になる動作であ

る。

選択肢の判断基準

「できる」

何にもつかまらず、寝返り（片側だけでよい）が1人でできる場合をいう。

「何かにつかまればできる」

ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。

「できない」

介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかまらせる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。

医師の指示により、自力での寝返りを制限されている場合は「できない」とする。

1 0 移乗

項目の定義

移乗時の介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。

ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も含む。

「一部介助」

患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る必要がある場合、あるいは1人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が必要な場合をいう。

「全介助」

1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が必要な場合をいう。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具の使用が必要な場合は「全介助」となる。

車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行うことができている（力が出せる）場合は「一部介助」となる。

医師の指示により、自力での移乗を制限されている場合は「全介助」とする。また、介助による移乗も制限されている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。

1 1 口腔清潔

項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、1人でできない場合に看護職員等が見守りや介助を実施したかどうかを評価する項目である。

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。

口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。

「要介助」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。

また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

医師の指示により、自力での口腔清潔が制限されている場合は「要介助」とする。また、介助による口腔清潔も制限されている場合は、「要介助」かつ「実施なし」とする。

1.2 食事摂取

項目の定義

食事介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。

ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。

食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子への移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部に介助が必要な場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為（小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等）が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助が必要な場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要する場合は「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般（普通）食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行う必要がある場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行うことができる場合は「自立」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等を行う必要がある場合は「一部介助」とする。

医師の指示により、食止めや絶食となっている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「実施なし」とする。

1 3 衣服の着脱
項目の定義

衣服の着脱について、介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりすることができる場合をいう。

自助具等を使って行うことができる場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が必要な場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げる必要がある場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助する必要はないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示を行う必要がある場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が必要な場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行うことができても、着脱行為そのものを患者が行うことができず、看護職員等がすべて介助する必要がある場合も「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

衣服の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。

通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。
靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

1.4 診療・療養上の指示が通じる 項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行できるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」

診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。

「いいえ」

診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。

医師や看護職員等の話を理解したように見えて、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診療・療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。

1.5 危険行動 項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。

ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」

過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。

「ある」

過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に含める。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。

他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

C 手術等の医学的状況

C項目共通事項

1. コード一覧に掲載されているコードについて、評価日における入力の有無及び当該コードに係る手術等の実施当日からの日数によって判断すること。
2. 各選択肢の判断基準に示された手術等の実施当日からの日数については、実施当日を含む日数であること。

1.6 開頭手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から13日間の場合、「あり」とする。

1.7 開胸手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から12日間の場合、「あり」とする。

1.8 開腹手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から7日間の場合、「あり」とする。

1.9 骨の手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から11日間の場合、「あり」とする。

2.0 胸腔鏡・腹腔鏡手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から5日間の場合、「あり」とする。

2.1 全身麻酔・脊椎麻酔の手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から5日間の場合、「あり」とする。

2.2 救命等に係る内科的治療

選択肢の判断基準

①から③の各項目について、評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る治療の実施当日から5日間の場合、「あり」とする。

2.3 別に定める検査

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る検査の実施当日から2日間の場合、「あり」とする。

2.4 別に定める手術 選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から6日間の場合、「あり」とする。

<一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱ>

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、急性期一般入院基本料、7対1入院基本料（結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟、結核病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、10対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、地域一般入院料1、総合入院体制加算（一般病棟入院基本料、特定一般病棟入院料）、看護補助加算1（地域一般入院基本料、13対1入院基本料）、一般病棟看護必要度評価加算（専門病院入院基本料、特定一般病棟入院料）、脳卒中ケアユニット入院医療管理料並びに地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料及び特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理が行われる場合）を算定する場合も含む。以下

「地域包括ケア病棟入院料等」という。）を届け出ている病棟に入院している患者であり、産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及びDPC対象病院において短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った患者（基本診療料の施設基準等第十の三（3）及び四に係る要件以外の短期滞在手術等基本料に係る要件を満たす場合に限る。）は評価の対象としない。また、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）についても評価の対象としない。

2. 評価日及び評価項目

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ（以下「必要度Ⅰ」という。）における記載内容を参照のこと。

3. 評価対象時間

必要度Ⅰにおける記載内容を参照のこと。

4. 評価対象場所

必要度Ⅰにおける記載内容を参照のこと。

5. 評価者

B項目の評価は、院内研修を受けた者が行うこと。医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

6. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、A・B・Cの各項目の共通事項及び項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

A モニタリング及び処置等

1. 評価日において、各選択肢のコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合を「あり」とする。ただし、A 8 「緊急に入院を必要とする状態」については、評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合に、入院当日を含めた 5 日間を「あり」とする。なお、地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料においては、当該コードを評価対象に含めない。
2. 内服薬のコードが入力されていない日に当該コードに該当する内服を指示した場合や、事前に処方や指示を行っており内服当日には当該コードが入力されていない場合は、評価の対象とはならない。
3. 手術や麻酔中に用いた薬剤は評価の対象となる。また、検査や処置等、その他の目的で用いた薬剤については、E F 統合ファイルにおけるデータ区分コードが 20 番台（投薬）、30 番台（注射）、50 番（手術）及び 54 番（麻酔）の薬剤に限り、評価の対象となる。
4. 臨床試験で用いた薬剤は評価の対象となる。
5. A 3 「点滴ライン同時 3 本以上の管理」及び A 6 「輸血や血液製剤の管理」で共通するコードが入力されている場合には、それぞれの選択肢において評価の対象としてよい。

B 患者の状況等

必要度 I における記載内容を参照のこと。

C 手術等の医学的状況

必要度 I における記載内容を参照のこと。

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧

重症度、医療・看護必要度の項目		セレクト難易度処理システム用コード	診療行為名
A 1 創傷処置	(①創傷の処置(傷瘍の処置を除く))		
	140009601	創傷処置(1.00 c.m.c.m2未満)	
	140009710	創傷処置(1.00 c.m.c.m2以上5.00 c.m.c.m2未満)	
	140009810	創傷処置(5.00 c.m.c.m2以上8.00 c.m.c.m2未満)	
	140009910	創傷処置(8.00 c.m.c.m2以上6.00 c.m.c.m2未満)	
	140010100	創傷処置(6.00 c.m.c.m2以上)	
	140010200	創傷処置(6.00 c.m.c.m2以上)	
	140032110	創傷処置(1.00 c.m.c.m2以上5.00 c.m.c.m2未満)	
	140032120	創傷処置(5.00 c.m.c.m2以上8.00 c.m.c.m2未満)	
	140036510	創傷処置(8.00 c.m.c.m2以上6.00 c.m.c.m2未満)	
	140036610	創傷処置(6.00 c.m.c.m2以上)	
	140038380	電撃治療(1.00 c.m.c.m2未満)	
	140038390	電撃治療(5.00 c.m.c.m2以上5.00 c.m.c.m2未満)	
	140038400	電撃治療(5.00 c.m.c.m2以上8.00 c.m.c.m2未満)	
	140033130	電撃治療(8.00 c.m.c.m2以上6.00 c.m.c.m2未満)	
	140033230	電撃治療(6.00 c.m.c.m2以上)	
	140033430	電撃治療(1.00 c.m.c.m2未満)	
	140033440	電撃治療(5.00 c.m.c.m2以上5.00 c.m.c.m2未満)	
	140033450	電撃治療(5.00 c.m.c.m2以上8.00 c.m.c.m2未満)	
	140033730	電撃治療(8.00 c.m.c.m2以上6.00 c.m.c.m2未満)	
	140033830	電撃治療(6.00 c.m.c.m2以上)	
	140036630	電撃治療(1.00 c.m.c.m2未満)	
	140036640	電撃治療(5.00 c.m.c.m2以上5.00 c.m.c.m2未満)	
	140036650	電撃治療(5.00 c.m.c.m2以上8.00 c.m.c.m2未満)	
	140036660	電撃治療(8.00 c.m.c.m2以上6.00 c.m.c.m2未満)	
	140036670	電撃治療(6.00 c.m.c.m2以上)	
A 1 創傷処置	(②褥瘡の処置)		
	140048610	重度褥瘡(1.00 c.m.c.m2未満)	
	140048710	重度褥瘡(1.00 c.m.c.m2以上5.00 c.m.c.m2未満)	
	140048810	重度褥瘡(5.00 c.m.c.m2以上8.00 c.m.c.m2未満)	
	140048910	重度褥瘡(8.00 c.m.c.m2以上6.00 c.m.c.m2未満)	
	140049010	重度褥瘡(6.00 c.m.c.m2以上)	
	140700110	长期褥瘡患者褥瘡等処置	
A 2 呼吸ケア (呼吸疾引のみの場合を除く)			
	140009610	酸素吸入	
	140009750	空気栓塞疑いに対する酸素療法	
	140009850	呼吸困難に対する酸素吸入	
	140009910	呼吸困難の吸入法	
	140037810	鼻マスク式補助換気法	
	140006050	体外式除気人工呼吸器治療	
	140057410	ハイドロセラピー(15歳以上)	
	140023510	人工呼吸(5時間超)	
	140030380	閉鎖循環式麻酔器を使用気管内挿管下酸素吸入	
	140030950	閉鎖循環式麻酔器を使用気管内挿管下酸素吸引(5時間超)	
	140009450	無水アルコール吸入療法	
	140030650	無水アルコール吸引(5時間超)	
	140030660	人工呼吸(閉鎖循環式麻酔器装置)	
	140023750	人工呼吸(鼻マスク式人工呼吸装置)	
	140009650	酸素吸入(マイクロアダプター)	
	140023850	酸素吸入(マイクロアダプター)(5時間超)	
	140009950	酸素加圧(気管内挿管下)閉鎖循環式麻酔器	
	140009960	酸素加圧(気管内挿管下)閉鎖循環式麻酔器(5時間超)	
	140009750	人工呼吸(鼻マスク式換気装置)	
	140023950	人工呼吸(半開式式麻酔器装置)	
	140036550	人工呼吸(鼻マスク式人工呼吸装置)	
	140036650	人工呼吸(鼻マスク式人工呼吸吸引)	
	140024650	ジャーナール吸引	
	140024650	エビシターリル吸引(5時間超)	
A 3 点滴ライン同時3本以上の管理			
	130004410	中心静脈カテーテル	
	130010670	血漿成分溶解剤加算(中心静脈注針)	
	150247310	液体外漏後に注入する局所麻酔剤の持続的注入	
	150255670	精密設計注入器による液体外漏後に注入する局所麻酔剤の持続的注入	
	150255680	自家製造液(自家製造液)注入器による液体外漏後に注入する局所麻酔剤の持続的注入	
	150224910	保存血漿保存(2回目以降)	
	150286310	保存血漿保存(2回目以降)	
	150327510	自己血漿保存(6歳以上)(液体保存)	
	150327610	自己血漿保存(6歳以上)(凍結保存)	
	150254810	自己血漿吸引(6歳以上)	
	150254810	自己血漿吸引(6歳以上)(液体保存)	
	150396610	希釈式自己血漿血(6歳以上)	
	150225010	交換輸血	
	150225210	骨髓内輸液加算(その他)	
	150363450	骨髓抽出(脛骨)	
	150363460	骨髓抽出加算	
	150363570	血液帯加算(ABO式及びRH式)	
	150223310	不規則抗体加算	
	150223410	HbLA型検査クラス1加算(A, B, C)	
	150278500	自L.A型検査2加算(DR, DQ, DP)	
	150255610	精製血球濃縮液加算	
	150225610	間接クーヘンツメキ酸加算	
	150404970	コンビオストックロマッチャ加算	
	150366470	曲木板洗浄術加算	
A 4 心電図モニターの管理			
	160073510	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料(1回目)	
	160073520	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料(2回目以降)	
	160073530	呼吸心拍監視	
	160102510	呼吸心拍監視(3時間超)(7日以内)	
	160165510	呼吸心拍監視(7日超14日以内)	
	160165610	呼吸心拍監視(14日超)	
	160073750	カルジオストックローハーストスコープ(3時間超)	
	160073760	カルジオストックローハーストスコープ(7日以内)	
	160165950	カルジオストックローハーストスコープ(7日超14日以内)	
	160166050	カルジオストックローハーストスコープ(14日超)	
	160073850	カルジオストックスコープ	
	160102850	カルジオストックスコープ(3時間超)(7日以内)	
	160102850	カルジオストックスコープ(7日超14日以内)	
	160166250	カルジオストックスコープ(14日超)	
A 5 フランジポンプの管理			
	130009210	精製骨髄液点滴注加算	
A 6 輸血や血液製剤の管理			
	620004744	人全血液-L.R.(日本)	
	620004745	人全血液-L.R.(直赤)	
	620004670	照射人全血液-L.R.(日本)	
	621609200	濃厚血小板-L.R.(日本)	
	621609300	濃厚血小板-L.R.(直赤)	
	621609400	濃厚血小板-L.R.(日本)	
	621609500	濃厚血小板-L.R.(直赤)	
	621609600	濃厚血小板-L.R.(日本)	
	621609700	濃厚血小板-L.R.(日本)	
	621919130	合成血液-L.R.(日本)	
	622191400	合成血液-L.R.(直赤)	
	622191100	輸凍赤血球液-L.R.(日本)	
	622191200	輸凍赤血球液-L.R.(直赤)	
	622177940	赤血球液-L.R.(日本)	
	621772600	新鮮凍結血漿-L.R.(日本) 1.2 0	
	621772700	新鮮凍結血漿-L.R.(日本) 2.4 0	
	622192100	新鮮凍結血漿-L.R.(日本) 4.8 0	
	622191000	洗浄赤血球液-L.R.(日本)	
	622191000	濃厚血小板-H.L.A-L.R.(日本)	
	621609800	濃厚血小板-H.L.A-L.R.(直赤)	
	621609900	濃厚血小板-H.L.A-L.R.(日本)	
	621610000	濃厚血小板-H.L.A-L.R.(直赤)	
	621772900	照射赤血球液-L.R.(日本)	
	621609700	照射濃厚血小板-L.R.(日本)	
	621602800	照射濃厚血小板-L.R.(直赤)	
	621602900	照射濃厚血小板-L.R.(日本)	
	621602300	照射濃厚血小板-H.L.A-L.R.(日本)	
	621602400	照射濃厚血小板-H.L.A-L.R.(直赤)	
	621602500	照射濃厚血小板-L.R.(直赤)	
	621602500	照射濃厚血小板-H.L.A-L.R.(日本)	
	621602600	照射濃厚血小板-H.L.A-L.R.(直赤)	
	621602700	照射濃厚血小板-H.L.A-L.R.(日本)	
	621602800	照射濃厚血小板-H.L.A-L.R.(直赤)	
	621602900	照射濃厚血小板-H.L.A-L.R.(日本)	
	621603000	照射濃厚血小板-H.L.A-L.R.(直赤)	
	622191700	照射脂蛋白血漿-L.R.(日本)	
	622191800	照射合成分液-L.R.(日本)	
	622191900	照射合成分液-L.R.(直赤)	
	622192000	照射洗浄赤血球液-L.R.(日本)	
	622191600	照射洗浄赤血球液-L.R.(直赤)	
	622191700	照射洗浄赤血球液-L.R.(日本)	
	622487100	照射濃厚血小板-H.L.A-L.R.(日本)	
	621515300	献血ベニソン-1静注用5.00 m.g	
	621515600	献血ベニソン-1静注用1.000 m.g	
	621515700	献血ベニソン-1静注用2.500 m.g	
	621449900	献血ベニソン-1静注用0.500 m.g	
	621515300	献血グリーンソーラー-1静注用2.500 m.g	
	621450000	献血グリーンソーラー-1静注用5.000 m.g	
	646340603	精H.B.s 人免疫グロブリン	
	621535050	精H.B.s 人免疫グロブリン-10.00 単位/5 mL (J.B.)	
	621535060	精H.B.s 人免疫グロブリン-10.00 単位/1 mL (J.B.)	
	621535070	献血濃縮血小板液-2.00 単位/1 mL (J.B.)	
	646340492	乾燥濃縮血小板液第9因子	
	621535084	コントラクトF.M.C.静注用2.50 単位	
	621535088	乾燥濃縮血小板液第9因子	
	646340493	乾燥濃縮血小板液第9因子	
	621535944	コントラクトF注用5.00	
	621535990	コントラクトF注用5.00 単位	
	646340494	乾燥濃縮血小板液第9因子	
	646340495	乾燥濃縮血小板液第9因子子	
	621535063	コントラクトF.M.C.静注用1.00 単位	
	621535066	乾燥濃縮血小板液第9因子子	
	624545990	乾燥濃縮血小板液第9因子子	

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
620991905	タモキシフェン綫 20.0 mg [MYL]	
622611301	タモキシフェン綫 20.0 mg [D S E P]	
620004853	ベネチアリン綫 8.0 mg	
620007084	ベネチアリン綫 8.0 mg	
610463172	フルタミド錠 1.25 g [KN]	
620006876	オダイン錠 1.25 mg	
621484703	フルタミド錠 1.25 mg [ファイザー]	
620005101	ペセナリオタブセル 1.0 mg	
621484702	フルタミド錠 1.25 mg	
620004006	トレスフラン錠 4.0 mg [ソフィー]	
610407023	フルアストン錠 6.0	
62169001	トレスフラン錠 6.0 mg [ソフィー]	
620003334	ガラニクタブ錠 8.0 mg	
620009411	ジカルタミン錠 8.0 mg [E]	
620009413	ジカルタミン錠 8.0 mg [KN]	
620009412	ジカルタミン錠 8.0 mg [NK]	
620009413	ジカルタミン錠 8.0 mg [NP]	
620009411	ジカルタミン錠 8.0 mg [N]	
620009420	ジカルタミン錠 8.0 mg [TC K]	
620009429	ジカルタミン錠 8.0 mg [ソーハル]	
620009410	ジカルタミン錠 8.0 mg [ソーハル]	
620009416	ジカルタミン錠 8.0 mg [ソフィー]	
620009417	ジカルタミン錠 8.0 mg [ソンド]	
620009421	ジカルタミン錠 8.0 mg [日医工]	
620009422	ジカルタミン錠 8.0 mg [ソイラン]	
620009423	ジカルタミン錠 8.0 mg [ソイラン]	
621998701	ジカルタミン錠 8.0 mg [TG]	
621927301	ジカルタミン錠 8.0 mg [オーハル]	
621979301	ジカルタミン錠 8.0 mg [ソーワ]	
621912301	ジカルタミン錠 8.0 mg [ソーファ]	
620009420	ジカルタミン錠 8.0 mg [ソイラー]	
621897901	ジカルタミン錠 8.0 mg [ソイラー]	
622611501	ジカルタミン錠 8.0 mg [D S E P]	
622625601	カデックタブ錠 8.0 mg	
622492601	ジカルタミン錠 8.0 mg [D S E P]	
622487201	ジカルタミン錠 8.0 mg [KN]	
622487200	ジカルタミン錠 8.0 mg [ソーハル]	
622482901	ジカルタミン錠 8.0 mg [ケミファ]	
622481001	ジカルタミン錠 8.0 mg [ソワイヤ]	
622501501	ジカルタミン錠 8.0 mg [日医工]	
622507101	ジカルタミン錠 8.0 mg [ニプロ]	
622510001	ジカルタミン錠 8.0 mg [明治]	
622513701	ジカルタミン錠 8.0 mg [ソーワ]	
622671401	ジカルタミン錠 8.0 mg [D S E P]	
622689100	アスマトロール錠 1.0 mg	
620006307	アスマトロール錠 1.0 mg	
622192601	アスマトロール錠 1.0 mg [E E]	
622004401	アスマトロワール錠 1.0 mg [J G]	
622202701	アスマトロゾール錠 1.0 mg [KN]	
622208701	アスマトロゾール錠 1.0 mg [NK]	
622211201	アスマトロゾール錠 1.0 mg [NP]	
622220501	アスマトロゾール錠 1.0 mg [N]	
622210001	アスマトロゾール錠 1.0 mg [ソーハル]	
622218301	アスマトロゾール錠 1.0 mg [ソーワイ]	
622218501	アスマトロゾール錠 1.0 mg [ソンド]	
622165001	アスマトロゾール錠 1.0 mg [ソバ]	
622150001	アスマトロゾール錠 1.0 mg [ソーワ]	
622227201	アスマトロゾール錠 1.0 mg [ソーワイ]	
622180501	アスマトロゾール錠 1.0 mg [明治]	
622238501	アスマトロゾール錠 1.0 mg [ソメル]	
622611101	アスマトロゾール錠 1.0 mg [D S E P]	
622610600	イマニニコシン錠 1.00 mg	
622291501	イマニニコシン錠 1.00 mg [E E]	
622292801	イマニニコシン錠 1.00 mg [KN]	
622287101	イマニニコシン錠 1.00 mg [NK]	
622298801	イマニニコシン錠 1.00 mg [ケルト]	
622300001	イマニニコシン錠 1.00 mg [D S E P]	
622357601	イマニニコシン錠 1.00 mg [ソーハル]	
622340301	イマニニコシン錠 1.00 mg [明治]	
622380201	イマニニコシン錠 1.00 mg [オーハル]	
622388501	イマニニコシン錠 1.00 mg [ソミヲ]	
622389601	イマニニコシン錠 1.00 mg [ソイフ]	
622391701	イマニニコシン錠 1.00 mg [TG]	
622411601	イマニニコシン錠 1.00 mg [ソーワ]	
622436501	イマニニコシン錠 1.00 mg [日医工]	
622417501	イマニニコシン錠 1.00 mg [ソイナー]	
622494600	イマニニコシン錠 1.00 mg	
622373701	イマニニコシン錠 2.00 mg [ニプロ]	
622343001	イマニニコシン錠 2.00 mg [明治]	
622375401	イマニニコシン錠 2.00 mg [ソクルト]	
622411701	イマニニコシン錠 2.00 mg [ソーワ]	
622436701	イマニニコシン錠 2.00 mg [ソーワイ]	
622437401	イマニニコシン錠 2.00 mg [ソーワイ]	
610462026	アラミシタブ錠 2.5 mg	
622115801	エカルセマヌシ錠 2.5 mg [KN]	
622118801	エカルセマヌシ錠 2.5 mg [ソイラン]	
622158301	エカルセマヌシ錠 2.5 mg [ソバ]	
622158401	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622200401	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622200501	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622200601	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622200701	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622200801	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622200901	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622201001	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622201101	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622201201	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622201301	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622201401	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622201501	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622201601	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622201701	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622201801	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622201901	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622202001	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622202101	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622202201	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622202301	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622202401	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622202501	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622202601	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622202701	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622202801	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622202901	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622203001	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622203101	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622203201	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622203301	エカルセマヌシ錠 2.5 mg	
622183401	エカルタブ錠 5.0 mg	
622201801	エカルタブ錠 5.0 mg	
622201901	エカルタブ錠 5.0 mg	
622202001	エカルタブ錠 5.0 mg	
622202101	エカルタブ錠 5.0 mg	
622202201	エカルタブ錠 5.0 mg	
622202301	エカルタブ錠 5.0 mg	
622202401	エカルタブ錠 5.0 mg	
622202501	エカルタブ錠 5.0 mg	
622202601	エカルタブ錠 5.0 mg	
622202701	エカルタブ錠 5.0 mg	
622202801	エカルタブ錠 5.0 mg	
622202901	エカルタブ錠 5.0 mg	
622203001	エカルタブ錠 5.0 mg	
622203101	エカルタブ錠 5.0 mg	
622203201	エカルタブ錠 5.0 mg	
622203301	エカルタブ錠 5.0 mg	
622203401	エカルタブ錠 5.0 mg	
622203501	エカルタブ錠 5.0 mg	
622203601	エカルタブ錠 5.0 mg	
622203701	エカルタブ錠 5.0 mg	
622203801	エカルタブ錠 5.0 mg	
622203901	エカルタブ錠 5.0 mg	
622204001	エカルタブ錠 5.0 mg	
622204101	エカルタブ錠 5.0 mg	
622204201	エカルタブ錠 5.0 mg	
622204301	エカルタブ錠 5.0 mg	
622204401	エカルタブ錠 5.0 mg	
622204501	エカルタブ錠 5.0 mg	
622204601	エカルタブ錠 5.0 mg	
622204701	エカルタブ錠 5.0 mg	
622204801	エカルタブ錠 5.0 mg	
622204901	エカルタブ錠 5.0 mg	
622205001	エカルタブ錠 5.0 mg	
622205101	エカルタブ錠 5.0 mg	
622205201	エカルタブ錠 5.0 mg	
622205301	エカルタブ錠 5.0 mg	
622205401	エカルタブ錠 5.0 mg	
622205501	エカルタブ錠 5.0 mg	
622205601	エカルタブ錠 5.0 mg	
622205701	エカルタブ錠 5.0 mg	
622205801	エカルタブ錠 5.0 mg	
622205901	エカルタブ錠 5.0 mg	
622206001	エカルタブ錠 5.0 mg	
622206101	エカルタブ錠 5.0 mg	
622206201	エカルタブ錠 5.0 mg	
622206301	エカルタブ錠 5.0 mg	
622206401	エカルタブ錠 5.0 mg	
622206501	エカルタブ錠 5.0 mg	
622206601	エカルタブ錠 5.0 mg	
622206701	エカルタブ錠 5.0 mg	
622206801	エカルタブ錠 5.0 mg	
622206901	エカルタブ錠 5.0 mg	
622207001	エカルタブ錠 5.0 mg	
622207101	エカルタブ錠 5.0 mg	
622207201	エカルタブ錠 5.0 mg	
622207301	エカルタブ錠 5.0 mg	
622207401	エカルタブ錠 5.0 mg	
622207501	エカルタブ錠 5.0 mg	
622207601	エカルタブ錠 5.0 mg	
622207701	エカルタブ錠 5.0 mg	
622207801	エカルタブ錠 5.0 mg	
622207901	エカルタブ錠 5.0 mg	
622208001	エカルタブ錠 5.0 mg	
622208101	エカルタブ錠 5.0 mg	
622208201	エカルタブ錠 5.0 mg	
622208301	エカルタブ錠 5.0 mg	
622208401	エカルタブ錠 5.0 mg	
622208501	エカルタブ錠 5.0 mg	
622208601	エカルタブ錠 5.0 mg	
622208701	エカルタブ錠 5.0 mg	
622208801	エカルタブ錠 5.0 mg	
622208901	エカルタブ錠 5.0 mg	
622209001	エカルタブ錠 5.0 mg	
622209101	エカルタブ錠 5.0 mg	
622209201	エカルタブ錠 5.0 mg	
622209301	エカルタブ錠 5.0 mg	
622209401	エカルタブ錠 5.0 mg	
622209501	エカルタブ錠 5.0 mg	
622209601	エカルタブ錠 5.0 mg	
622209701	エカルタブ錠 5.0 mg	
622209801	エカルタブ錠 5.0 mg	
622209901	エカルタブ錠 5.0 mg	
622210001	エカルタブ錠 5.0 mg	
622210101	エカルタブ錠 5.0 mg	
622210201	エカルタブ錠 5.0 mg	
622210301	エカルタブ錠 5.0 mg	
622210401	エカルタブ錠 5.0 mg	
622210501	エカルタブ錠 5.0 mg	
622210601	エカルタブ錠 5.0 mg	
622210701	エカルタブ錠 5.0 mg	
622210801	エカルタブ錠 5.0 mg	
622210901	エカルタブ錠 5.0 mg	
622211001	エカルタブ錠 5.0 mg	
622211101	エカルタブ錠 5.0 mg	
622211201	エカルタブ錠 5.0 mg	
622211301	エカルタブ錠 5.0 mg	
622211401	エカルタブ錠 5.0 mg	
622211501	エカルタブ錠 5.0 mg	
622211601	エカルタブ錠 5.0 mg	
622211701	エカルタブ錠 5.0 mg	
622211801	エカルタブ錠 5.0 mg	
622211901	エカルタブ錠 5.0 mg	
622212001	エカルタブ錠 5.0 mg	
622212101	エカルタブ錠 5.0 mg	
622212201	エカルタブ錠 5.0 mg	
622212301	エカルタブ錠 5.0 mg	
622212401	エカルタブ錠 5.0 mg	
622212501	エカルタブ錠 5.0 mg	
622212601	エカルタブ錠 5.0 mg	
622212701	エカルタブ錠 5.0 mg	
622212801	エカルタブ錠 5.0 mg	
622212901	エカルタブ錠 5.0 mg	
622213001	エカルタブ錠 5.0 mg	
622213101	エカルタブ錠 5.0 mg	
622213201	エカルタブ錠 5.0 mg	
622213301	エカルタブ錠 5.0 mg	
622213401	エカルタブ錠 5.0 mg	
622213501	エカルタブ錠 5.0 mg	
622213601	エカルタブ錠 5.0 mg	
622213701	エカルタブ錠 5.0 mg	
622213801	エカルタブ錠 5.0 mg	
622213901	エカルタブ錠 5.0 mg	
622214001	エカルタブ錠 5.0 mg	
622214101	エカルタブ錠 5.0 mg	
622214201	エカルタブ錠 5.0 mg	
622214301	エカルタブ錠 5.0 mg	
622214401	エカルタブ錠 5.0 mg	
622214501	エカルタブ錠 5.0 mg	
622214601	エカルタブ錠 5.0 mg	
622214701	エカルタブ錠 5.0 mg	
622214801	エカルタブ錠 5.0 mg	
622214901	エカルタブ錠 5.0 mg	
622215001	エカルタブ錠 5.0 mg	
622215101	エカルタブ錠 5.0 mg	
622215201	エカルタブ錠 5.0 mg	
622215301	エカルタブ錠 5.0 mg	
622215401	エカルタブ錠 5.0 mg	
622215501	エカルタブ錠 5.0 mg	
622215601	エカルタブ錠 5.0 mg	
622215701	エカルタブ錠 5.0 mg	
622215801	エカルタブ錠 5.0 mg	
622215901	エカルタブ錠 5.0 mg	
622216001	エカルタブ錠 5.0 mg	
622216101	エカルタブ錠 5.0 mg	
622216201	エカルタブ錠 5.0 mg	
622216301	エカルタブ錠 5.0 mg	
622216401	エカルタブ錠 5.0 mg	
622216501	エカルタブ錠 5.0 mg	
622216601	エカルタブ錠 5.0 mg	
622216701	エカルタブ錠 5.0 mg	
622216801	エカルタブ錠 5.0 mg	
622216901	エカルタブ錠 5.0 mg	
622217001	エカルタブ錠 5.0 mg	
622217101	エカルタブ錠 5.0 mg	
622217201</td		

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
622441701	「ファリーダックカプセル1.5 mg	
622441001	「カブリルザン1.00 mg	
622450001	「カブリルビタミンE5.5 mg	
622457901	「イカルビタミンカプセル1.40 mg	
622697301	「ジカダイアカプセル1.50 mg	
622485301	「ジカダイアカプセル1.50 mg	
622472001	「ダリリップラ4.0 mg	
622472101	「ダリリップラ8.0 mg	
622485001	「ダリリップラ5.0 mg	
622485101	「タフニシングカプセル7.5 mg	
622485201	「メニクス」錠0.5 mg	
622485301	「メニクス」錠2 mg	
622483401	「アカルジン」錠1.5 mg	
622484401	「アカルジン」錠0.5 mg	
622699101	「ローブレナゼン」5 mg	
622699301	「ローブレナゼン」1.00 mg	
622699101	「ビジンプロ」1.5 mg	
622699201	「ビジンプロ」4.5 mg	
622698801	「ビコットビタミンC」0 mg	
622698901	「ビタミンC」5 mg	
622699001	「アーリーブラ」0 mg	
622688401	「ヴァンフリ」錠1.7, 7 mg	
622688501	「ヴァンフリ」錠2.6, 5 mg	
622679401	「ロズムートカプセル」1.00 mg	
622679501	「ロズムートカプセル」2.00 mg	
622679601	「ロズムートカプセル」5.00 mg	
622696301	「バスクレクタタ錠」5.0 mg	
622696401	「バスクレクタタ錠」1.00 mg	
620007080	「バスクチミカプセル」1.00 mg	
620007081	「バスクチミカプセル」0.50 mg	
622696501	「ロクサーマ」錠1.0 mg	
622696101	「ロクサーマ」錠2.0 mg	
A 7 専門的な治療・処置 (③麻薬の使用 注射剤のみ)		
648110008	「アンジアルコロイド酸塩注射液	
620009927	「バンオビ」皮下注2.0 mg	
648110009	「モヒ」水溶液塗注射液	
620003007	「アベック」錠1.0 mg	
620003017	「モヒ」不眠症塗注射液1.0 mg 「シオギ」	
628504000	「モヒ」不眠症塗注射液1.0 mg 「第二共」	
628504304	「モヒ」不眠症塗注射液1.0 mg 「タケダ」	
640407022	「モヒ」不眠症塗注射液	
620003068	「アベック」錠5.0 mg	
620003078	「モヒ」不眠症塗注射液5.0 mg 「シオギ」	
628504500	「モヒ」不眠症塗注射液5.0 mg 「第二共」	
628504494	「モヒ」不眠症塗注射液5.0 mg 「タケダ」	
640453051	「モヒ」不眠症塗注射液	
620001373	「アベック」錠2.00 mg	
620009927	「モヒ」不眠症塗注射液2.00 mg 「第一三共」	
620009929	「モヒ」不眠症塗注射液2.00 mg 「シオギ」	
628506304	「モヒ」不眠症塗注射液2.00 mg 「タケダ」	
620004181	「フレノブ」錠1.00 mg シリコン	
621515601	「オカフィスト」錠1.0 mg	
622685701	「オカシコン」注射液1.0 mg 「第一三共」	
622151601	「オカシコン」注射液0.5 mg	
622685701	「オカシコン」注射液0.5 mg 「第一二共」	
626265401	「オカシコン」錠2.0 mg	
626265501	「ナルイソ」錠2.0 mg	
648110014	「複方オキシドン注射液	
648110001	「アンジアルコロイド・アトロビン注射液	
648110012	「アトロビン」錠0.5 mg	
648110010	「アトロビン」錠0.5 mg 「シオギ」	
648110012	「アトロビン」錠0.5 mg 「タケダ」	
620004181	「フレノブ」錠1.00 mg シリコン	
621515601	「オカフィスト」錠1.0 mg	
622685701	「オカシコン」注射液1.0 mg 「第一三共」	
622151601	「オカシコン」注射液0.5 mg	
622685701	「オカシコン」注射液0.5 mg 「第一二共」	
626265401	「オカシコン」錠2.0 mg	
626265501	「ナルイソ」錠2.0 mg	
648110014	「複方オキシドン注射液	
648110001	「アンジアルコロイド・アトロビン注射液	
648110012	「アトロビン」錠0.5 mg	
648110010	「アトロビン」錠0.5 mg 「シオギ」	
648110012	「アトロビン」錠0.5 mg 「タケダ」	
620004181	「フレノブ」錠1.00 mg シリコン	
621515601	「オカフィスト」錠1.0 mg	
622685701	「オカシコン」注射液0.5 mg 「第一三共」	
621899303	「オカシコン」注射液0.25 mg 「ブルモ」	
6200099579	「オカシコン」注射液0.5 mg 「ヤゼン」	
621899403	「オカシコン」注射液0.5 mg 「タモ」	
620004422	「アチバ静用2 mg」	
620004420	「アチバ静用2 mg」 「第一三共」	
620004423	「アチバ静用5 mg」	
624869901	「レミコフェニル静用5 mg」 「第一三共」	
621208201	「タキモール静用」	
648210004	「ペガロフラン」注射液	
648210007	「第一三共リボン塗液」	
A 7 専門的な治療・処置 (④ 麻薬の内服・貼付・坐剤の管理)		
620004204	「リゾコドイン」散1% (ハチ)	
620000567	「リゾコドイン」散1% (ソノリ)	
620000568	「リゾコドイン」散1% (ホイー)	
612240008	「リゾコドイン」散1% (ソノリ)	
620000559	「リゾコドイン」散1% (イサム)	
610400010	「リゾコドイン」散1% (イサム)	
620005306	「コイシクリン酸塩散」1% (ハチ)	
620009310	「コイシクリン酸塩散」1% (第二共)	
620392409	「コイシクリン酸塩散」1% (タケダ)	
620392429	「コイシクリン酸塩散」1% (日医)	
620392403	「コイシクリン酸塩散」1% (ハチ)	
620392452	「コイシクリン酸塩散」1% (ハチ)	
620004581	「コイシクリン酸塩散」0.5 mg 「タオエ」	
612156704	「コイシクリン酸塩散」5.0 mg 「ファイザー」	
610462036	「ジドロコイシクリン酸塩散」1%	
620000575	「リゾコドイン」散1% (アトロビン)	
6121208101	「リゾコドイン」散1% (ヤゼン)	
6212089203	「リゾコドイン」散1% (タモ)	
620000578	「リゾコドイン」散1% (ブルモ)	
6121627101	「リゾコドイン」散0.25 mg 「第一三共」	
621899303	「リゾコドイン」散0.5 mg 「ブルモ」	
6200099579	「リゾコドイン」散0.5 mg 「ヤゼン」	
621899403	「リゾコドイン」散0.5 mg 「タモ」	
620004422	「アチバ静用2 mg」	
620004420	「アチバ静用2 mg」 「第一三共」	
620004423	「アチバ静用5 mg」	
621208201	「タキモール静用」	
648210004	「ペガロフラン」注射液	
648210007	「第一三共リボン塗液」	
620004204	「リゾコドイン」散1% (ハチ)	
620000568	「リゾコドイン」散1% (ソノリ)	
612240008	「リゾコドイン」散1% (ホイー)	
620000559	「リゾコドイン」散1% (イサム)	
610400010	「リゾコドイン」散1% (イサム)	
620005306	「コイシクリン酸塩散」1% (ハチ)	
620009310	「コイシクリン酸塩散」1% (第二共)	
620392409	「コイシクリン酸塩散」1% (タケダ)	
620392429	「コイシクリン酸塩散」1% (日医)	
620392403	「コイシクリン酸塩散」1% (ハチ)	
620392452	「コイシクリン酸塩散」1% (ハチ)	
620004581	「コイシクリン酸塩散」0.5 mg 「タオエ」	
612156704	「コイシクリン酸塩散」5.0 mg 「ファイザー」	
610462036	「ジドロコイシクリン酸塩散」1%	
620000575	「リゾコドイン」散1% (アトロビン)	
6121208101	「リゾコドイン」散1% (ヤゼン)	
6212089203	「リゾコドイン」散1% (タモ)	
620000578	「リゾコドイン」散1% (ブルモ)	
6121627101	「リゾコドイン」散0.25 mg 「第一三共」	
621899303	「リゾコドイン」散0.5 mg 「ブルモ」	
6200099579	「リゾコドイン」散0.5 mg 「ヤゼン」	
621899403	「リゾコドイン」散0.5 mg 「タモ」	
618110015	「エムモル」水溶液塗和物	
603110011	「セカビ」水溶液塗和物1.0 mg 「D S P」	
618110016	「モヒ」水溶液塗和物	
620008346	「モヒ」水溶液塗和物 「第一三共」 原末	
620009926	「モヒ」水溶液塗和物 「タケダ」 原末	
610453130	「モルヌス細粒」2%	
618110001	「MS」コントローラー	
618110006	「アン」末 「第一三共」	
618110004	「アン」散 「第一三共」	
620001001	「アシ」散 「第一三共」	
618110002	「アシ」散 「タモ」	
620001001	「アン」散 「第一二共」	
618110014	「アン」散 「第一二共」	
618110014	「アン」散 「タモ」	
618110014	「アンアルコロイド塗酸塩」	
618110025	「バオ」ビン 「タケダ」	
618110015	「エムモル」水溶液塗和物	
618110011	「セカビ」水溶液塗和物 「第一三共」	
618110016	「モヒ」水溶液塗和物	
620009926	「モヒ」水溶液塗和物 「タケダ」 原末	
620009926	「モヒ」水溶液塗和物 「第一三共」 原末	
610462035	「コイシクリン酸塩散」10%	
620009925	「コイシクリン酸塩散」10% 「タケダ」	
620365600	「コイシクリン酸塩散」10% 「第一三共」	
618110012	「ジドロコイシクリン酸塩散」	
620009926	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タケダ」	
618110009	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タモ」	
620009927	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ブルモ」	
620009921	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ヤゼン」	
610462035	「コイシクリン酸塩散」10% 「タケダ」	
620009925	「コイシクリン酸塩散」10% 「第一三共」	
620365600	「コイシクリン酸塩散」10% 「ブルモ」	
618110012	「ジドロコイシクリン酸塩散」	
620009926	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タケダ」	
618110009	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タモ」	
620009927	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ブルモ」	
620009921	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ヤゼン」	
610462035	「コイシクリン酸塩散」10% 「タケダ」	
620009925	「コイシクリン酸塩散」10% 「第一三共」	
620365600	「コイシクリン酸塩散」10% 「ブルモ」	
618110012	「ジドロコイシクリン酸塩散」	
620009926	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タケダ」	
618110009	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タモ」	
620009927	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ブルモ」	
620009921	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ヤゼン」	
610462035	「コイシクリン酸塩散」10% 「タケダ」	
620009925	「コイシクリン酸塩散」10% 「第一三共」	
620365600	「コイシクリン酸塩散」10% 「ブルモ」	
618110012	「ジドロコイシクリン酸塩散」	
620009926	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タケダ」	
618110009	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タモ」	
620009927	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ブルモ」	
620009921	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ヤゼン」	
610462035	「コイシクリン酸塩散」10% 「タケダ」	
620009925	「コイシクリン酸塩散」10% 「第一三共」	
620365600	「コイシクリン酸塩散」10% 「ブルモ」	
618110012	「ジドロコイシクリン酸塩散」	
620009926	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タケダ」	
618110009	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タモ」	
620009927	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ブルモ」	
620009921	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ヤゼン」	
610462035	「コイシクリン酸塩散」10% 「タケダ」	
620009925	「コイシクリン酸塩散」10% 「第一三共」	
620365600	「コイシクリン酸塩散」10% 「ブルモ」	
618110012	「ジドロコイシクリン酸塩散」	
620009926	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タケダ」	
618110009	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タモ」	
620009927	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ブルモ」	
620009921	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ヤゼン」	
610462035	「コイシクリン酸塩散」10% 「タケダ」	
620009925	「コイシクリン酸塩散」10% 「第一三共」	
620365600	「コイシクリン酸塩散」10% 「ブルモ」	
618110012	「ジドロコイシクリン酸塩散」	
620009926	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タケダ」	
618110009	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タモ」	
620009927	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ブルモ」	
620009921	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ヤゼン」	
610462035	「コイシクリン酸塩散」10% 「タケダ」	
620009925	「コイシクリン酸塩散」10% 「第一三共」	
620365600	「コイシクリン酸塩散」10% 「ブルモ」	
618110012	「ジドロコイシクリン酸塩散」	
620009926	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タケダ」	
618110009	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タモ」	
620009927	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ブルモ」	
620009921	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ヤゼン」	
610462035	「コイシクリン酸塩散」10% 「タケダ」	
620009925	「コイシクリン酸塩散」10% 「第一三共」	
620365600	「コイシクリン酸塩散」10% 「ブルモ」	
618110012	「ジドロコイシクリン酸塩散」	
620009926	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タケダ」	
618110009	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タモ」	
620009927	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ブルモ」	
620009921	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ヤゼン」	
610462035	「コイシクリン酸塩散」10% 「タケダ」	
620009925	「コイシクリン酸塩散」10% 「第一三共」	
620365600	「コイシクリン酸塩散」10% 「ブルモ」	
618110012	「ジドロコイシクリン酸塩散」	
620009926	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タケダ」	
618110009	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タモ」	
620009927	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ブルモ」	
620009921	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ヤゼン」	
610462035	「コイシクリン酸塩散」10% 「タケダ」	
620009925	「コイシクリン酸塩散」10% 「第一三共」	
620365600	「コイシクリン酸塩散」10% 「ブルモ」	
618110012	「ジドロコイシクリン酸塩散」	
620009926	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タケダ」	
618110009	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タモ」	
620009927	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ブルモ」	
620009921	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「ヤゼン」	
610462035	「コイシクリン酸塩散」10% 「タケダ」	
620009925	「コイシクリン酸塩散」10% 「第一三共」	
620365600	「コイシクリン酸塩散」10% 「ブルモ」	
618110012	「ジドロコイシクリン酸塩散」	
620009926	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タケダ」	
618110009	「コイシクリン酸塩散」2.0 mg 「タモ」	
620009927	「コイシクリン	

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
620525901	オルガドロン注射液 1.9 mg	
620006332	リタノン静注 2.5 mg	
62052567	カルベタノール静注	
640454024	注射用フルヌスコート 4.0	
620007356	ソラ・メドロール静注用 4.0 mg	
640454025	注射用フル・メルコート 1.2.5	
620007357	ソラ・メドロール静注用 1.2.5 mg	
640454026	注射用フル・メルコート 5.0 mg	
620007358	カル・メドロール静注用 5.0 mg	
620007310	注射用フル・メルコート 1.0.0 mg	
620007339	ソラ・メドロール静注用 1.0.0 mg	
620007381	デル・メドロール静注 2.0 mg	
620007382	デル・メドロール静注用 4.0 mg	
6424515	注射用フルヌスコート 1.0 mg	注射用フルヌスコート 1.0 mg
620006169	アセトアセトエチル 1.0 mg	アセトアセトエチル 1.0 mg
620530402	アセトアセトエチルナトリウム注射用 1.0 mg 「F」	アセトアセトエチルナトリウム注射用 1.0 mg 「F」
642450116	注射用ブレニミゾロカーボ酸エスクレナトリウム	注射用ブレニミゾロカーボ酸エスクレナトリウム
642450170	水性化ブレニミゾロカーボ酸エスクレナトリウム	水性化ブレニミゾロカーボ酸エスクレナトリウム
6205050502	ブレニミゾロカーボ酸エスクレナトリウム注射用 2.0 mg 「F」	ブレニミゾロカーボ酸エスクレナトリウム注射用 2.0 mg 「F」
620505101	注射用フルヌスコート 1.0.0 mg	注射用フルヌスコート 1.0.0 mg
620505171	注射用フルヌスコート 3.0 mg	注射用フルヌスコート 3.0 mg
620894001	サルディミン点滴静注用 2.50 mg	サルディミン点滴静注用 2.50 mg
643990141	ブリクタブ注射液 5.0 g	ブリクタブ注射液 5.0 g
62047401	ブリクタブ注射液 2.0 g	ブリクタブ注射液 2.0 g
620008850	スマート点滴静注用 1.00 mg	スマート点滴静注用 1.00 mg
620008859	スマート点滴静注用 1.00 mg	スマート点滴静注用 1.00 mg
620008845	スマート点滴静注用 1.00 mg	スマート点滴静注用 1.00 mg
620009011	スマート点滴静注 3 mg	スマート点滴静注 3 mg
620009010	スマート点滴静注 1 - 5 mg	スマート点滴静注 1 - 5 mg
A 7 専門的な治療・処置 (⑦ 罩布剤の使用 注射剤のみ)		
620008805	エカルテール注 1.0 mg	
620008808	エカルテール注 1.0 mg 5.0 mL 注射液	
620008215	イノフジン注 1.00 mg	
620003427	カヨージン注 1.00 mg	
620005894	ドミミン塗膜点滴静注 1.00 mg 「アイロム」	ドミミン塗膜点滴静注 1.00 mg 「アイロム」
620005658	ドミミン塗膜点滴静注液 1.00 mg 「タイヨー」	ドミミン塗膜点滴静注液 1.00 mg 「タイヨー」
620005681	ドミミン塗膜点滴静注液 1.00 mg 「KN」	ドミミン塗膜点滴静注液 1.00 mg 「KN」
620005722	ドミミン塗膜点滴静注 1.00 mg 「NP」	ドミミン塗膜点滴静注 1.00 mg 「NP」
620244718	ドミミン塗膜点滴静注液 1.00 mg 「ファイザー」	ドミミン塗膜点滴静注液 1.00 mg 「ファイサー」
620244732	ドミミン塗膜点滴静注液 1.00 mg 「イセイ」	ドミミン塗膜点滴静注液 1.00 mg 「イセイ」
620002174	イノフジン注 0.5 mg	
620244738	イノフジン注 0.5 mg 「タイヨー」	イノフジン注 0.5 mg 「タイヨー」
620009011	ブルバッサン点滴静注 0.0 mg	
621399010	カヨージン注 5.0 mg	
621399013	ドミミン塗膜点滴静注液 5.0 mg 「NP」	ドミミン塗膜点滴静注液 2.00 mg 1.0 mL 注射液
640461010	ドミミン塗膜点滴静注液 2.00 mg 1.0 mL 注射液	ドミミン塗膜点滴静注液 2.00 mg 1.0 mL 注射液
620244702	ドミミン点滴静注 0.0 mg	
620006150	ドミミン塗膜点滴静注液 2.00 mg 「タイヨー」	ドミミン塗膜点滴静注液 2.00 mg 「タイヨー」
622033602	ドミミン塗膜点滴静注液 2.00 mg 「NP」	ドミミン塗膜点滴静注液 2.00 mg 「NP」
620002179	塗液バキン注キット 2.00	
620003205	カヨージンD注 0 - 1%	
620002149	塗液バキン注キット 6.00	
620002157	カヨージンD注 0 - 10.0	
620003194	イノフジン注 0 - 1% リンジ	
620003195	イノフジン注 0 - 3% リンジ	
620004105	イノフジン注 0 - 6% リンジ	
621211084	ドミレックス注 0.0 mg	
620004107	ドミレックス注 0.0 mg 「アイロム」	ドミレックス注 0.0 mg 「アイロム」
621365314	ドミミン塗膜点滴静注 0.00 mg 「サワイ」	ドミミン塗膜点滴静注 0.00 mg 「サワイ」
621365306	ドミミン点滴静注 1.00 mg 「AE.P」	ドミミン点滴静注 1.00 mg 「AE.P」
621365316	ドミミン点滴静注 1.00 mg 「F」	ドミミン点滴静注 1.00 mg 「F」
621365321	ドミミン点滴静注 1.00 mg 「ファイザー」	ドミミン点滴静注 1.00 mg 「ファイザー」
620005188	ドミレックスタキト点滴静注用 2.00 mg	
620005189	ドミレックスタキト点滴静注用 6.00 mg	
620003225	ドボン注 0 - 1% リンジ	
620003226	イノフジン注 0 - 1% リンジ	
620003227	イノフジン注 0 - 3% リンジ	
620004161	ドボン注 0 - 6% リンジ	
620002593	オキシネジンヨウカ 1 mg	
620002594	オキシネジンヨウカ 5 mg	
62456005	オキシナリ注射液	
620317902	ホルミン注 1 mg	
642450071	ノルアドレナリン注射液	
620006384	ノルアドレナリン注 1 mg	
621371901	アドナタ注 0 - 1% シリンジ「テルモ」	
620006392	エビシナ注 0.5 mg	
620764902	エビシナ注 0 - 3 mg	
A 7 専門的な治療・処置 (⑧ 抗不整脈剤の使用 注射剤のみ)		
641210020	リドカイン注射液	
641210093	キロカイン注射液 0 - 5%	
641210094	リカカイン注 (NM) 0 - 5%	
641210021	リカカイン注液	
641210026	キロカイン注 0 - 5% 酢酸注用溶解液	
641210022	リカカイン注射液	
641210100	キロカイン注液 1%	
641210023	リカカイン注 (NM) 1%	
641210023	リカカイン注射液	
641210026	キロカイン注 1% 在庫 %	
641210032	リドカイン注 (NM) 2%	
641210024	リドカイン注射液	
641210105	静注用キロカイン 2%	
620166503	リカカイン静注液 2.0 mL 「タカラ」	
641210025	リカカイン注射液	
641210026	リカカイン点滴静注 1% 「タカラ」	
621210014	プロカインミド塗膜点滴静注液	
620008335	アセタリジン注 1.00 mg	
642120015	プロカインミド塗膜点滴静注液	
620008356	アセタリジン注 2.00 mg	
620008359	イノフジン注 2.00 mg	
620008366	オフクタクト点滴静注 0.0 mg	
620474701	コアベータ注 1.2 - 5 mg	
622422801	オフクタクト点滴静注 1.50 mg	
640462042	グリビコロクタ注 1.0 mg	
620004742	リストダーピ静注 5.0 mg	
620004743	リストダーピ静注 5.0 mg 「タカラ」	
620009200	ペパミル酸鉄鉱静注 5.0 mg 「タイヨー」	
620008940	メシヂルチル点滴静注 1.25 mg	
620004636	アスペノノ静注用 1.00	
620262301	シノノール静注 7.00 mg	
620262302	シノノール静注 10.00 mg	
620262384	シノノート静注用 0.50 mg	
644433003	サリズルヒ酸注射液 5.0 mg	
620002610	リカカイン静注用 2.0% シリンジ「テルモ」	
620004876	リカカイン注 1.50	
622069302	アオダラン塗膜点滴静注 1.50 mg 「TE」	
620006152	アオダラン塗膜点滴静注 1.50 mg 「日医工」	
62033102	ジアザビタ塗膜点滴静注用 0.0 mg 「日医工」	
640497031	ヘムオキシゲナ注キット 2.50	
620333401	ジチアゼミ塗膜点滴静注用 0.50 mg 「サワイ」	
621403902	ジチアゼミ塗膜点滴静注用 2.50 mg 「日医工」	
621958501	ヘムオキシゲナ注 1.0 mg	
620333401	ヘムオキシゲナ注用 1.0 mg 「サワイ」	
621958601	ヘムオキシゲナ注用 1.0 mg 「サワイ」	
620333601	ジチアゼミ塗膜点滴静注用 5.0 mg 「サワイ」	
621406001	ジガトロバン注射液 1.0 mg 「サワイ」	
621267001	ジガトロバン注射液 1.0 mg 「日医工」	
621406014	ジガトロバン注射液 1.0 mg 「SN」	
620002948	スルタノンH注 1.0 mg 2.0 mL	
620002974	ノマダタンH注 1.0 mg 2.0 mL	
620003192	アルカトロンH注 1.0 mg 「NP」	
621734701	アルカトロンH注 1.0 mg シリンジ 「SN」	
620002252	チラシミー液 底下量 0.5 mL / 0.8 mL 「キタ」	
620333603	ヘムオキシゲナ液 底下量 0.5 mL / 0.8 mL 「キタ」	
621824702	ヘミシカルカ液 底下量 1.0 mL / 1.0 mL 「AY」	
621824802	ヘミシカルカ液 底下量 2.0 mL 「AY」	
621825002	ヘミシカルカ液 底下量 5.00 mL 「AY」	
621825002	ヘミシカルカ液 底下量 5.00 mL 「AY」	
621825492	ヘミシカルカ液 底下量 1.0 mL 「AY」	
620004704	ヘミシカルカ液 底下量 1.0 mL 「AY」	
621826102	ヘミシカルカ液 底下量 5.00 mL 「AY」	
621826004	ヘミシカルカ液 底下量 5.00 mL 「AY」	
620006139	ヘミシカルカ液 底下量 5.00 mL 「AY」	
621826402	ヘミシカルカ液 底下量 1.0 mL 「AY」	
620006132	ヘミシカルカ液 底下量 5.00 mL 「AY」	
621825802	ヘミシカルカ液 1.0 mL 「AY」	
621825602	ヘミシカルカ液 1.0 mL 「AY」	
621825704	ヘミシカルカ液 1.0 mL 「AY」	
621825692	ヘミシカルカ液 1.0 mL 「AY」	
620004702	ヘミシカルカ液 1.0 mL 「AY」	
621757401	ダルテバリンN静注 5.00 mg 「H」	
621757401	ダルテバリンN静注 5.00 mg 「H」	
621757401	ダルテバリンN静注 5.00 mg 「H」	
620812701	ダルテバリンN静注 5.00 mg 「H」	
621702702	ダルテバリンN静注 5.00 mg 「H」	
621673102	ダルテバリンN静注 5.00 mg 「AFP」	
620006130	ダルテバリンN静注 5.00 mg 「H」	
621701902	ダルテバリンN静注 5.00 mg 「H」	
621699702	ダルテバリンN静注 5.00 mg 「KCC」	
620006328	リカルミ静注 5.00 mg 「H」	
621757301	ダルテバリンN静注 5.00 mg 「H」	
621757401	ダルテバリンN静注 5.00 mg 「H」	
620812701	ダルテバリンN静注 5.00 mg 「H」	
621757401	ダルテバリンN静注 5.00 mg 「H」	
620812701	ダルテバリンN静注 5.00 mg 「H」	
621757401	ダルテバリンN静注 5.00 mg 「H」	
621673102	ダルテバリンN静注 5.00 mg 「H」	
621757401	ダルテバリンN静注 5.00 mg 「H」	
621994801	ダルテバリンN静注 2.50 mg 「AY」	
621994901	ダルテバリンN静注 3.00 mg 「AY」	
621995001	ダルテバリンN静注 4.00 mg 「AY」	

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名
621995101	ダルテパリンNa 静注 5 0 0 0 単位/2 0 m L シリンジ [ニプロ]	
620006789	リコモジリン点滴調合用 1 2 8 0 0	
521033901	ガラス管内腔鏡用吸引器	
620006203	ウロナーゼ静注用 6 万単位	
620006202	ウロナーゼ静注用 1 2 万単位	
620006204	ウロナーゼ静注用 2 4 万単位	
620006207	デフアブリゼ点滴調合用 1 0 単位	
643950056	エリザベス注入用 6 0 0 万	
643950059	エリザベス注入用 1 2 0 0 万	
643950057	エリザベス注入用 1 2 0 0 万	
643950060	エリザベス注入用 2 0 0 万	
643950058	エリザベス注入用 2 4 0 0 万	
643950061	グルバズ注入用 4 0 0 万	
520007210	グルバズ注入用 6 0 0 万	
520007211	クラクター静注用 1 0 万	
A. 7 専門的な治療・処置 (⑩ ドレナージの管理)		
149032310	ドレンシ法 (ドレナージ) (持続的吸引)	
149032410	ドレンシ法 (ドレナージ) (その他)	
149051810	局所陰圧閉鎖処置 (入院) (1 0 0 c m 2 未満)	
149051910	局所陰圧閉鎖処置 (入院) (1 0 0 c m 2 以上)	
149052010	初期加算 (局所陰圧閉鎖処置) (入院) (1 0 0 c m 2 未満)	
149052270	初期加算 (局所陰圧閉鎖処置) (入院) (1 0 0 c m 2 以上)	
149052370	初期加算 (局所陰圧閉鎖処置) (入院) (2 0 0 c m 2 以上)	
149004110	持続的胸腔ドレナージ	
149004310	腎移植用レジスター	
149004315	持続的胸腔ドレナージ	
149052710	引流袋の胸腔ドレナージ	
149007010	引流袋用シングルヒープ導入法	
A. 7 専門的な治療・処置 (⑪ 無菌治療室での治療)		
190106570	無菌治療室管理加算 1	
190146510	無菌治療室管理加算 2	
C. 16 開頭手術 (13日間)		
150007210	頭部開窓術	
150035610	減張開頭術 (ヨアリ奇形、脊髄空洞症)	
150067410	減張開頭術 (その他)	
150397510	後頭蓋減張開頭術	
150067510	脳膜切離減張開頭術	
150068110	仮面頭蓋減張切離・再建術	
150068010	機能的定位置手術 (正面)	
150034910	機能的定位置手術 (両側)	
150291110	頸動脈使用によるくもんかん手術 (無点要切除外)	
150291210	頸動脈使用によるくもんかん手術 (頸動脈要切除外)	
150291310	頸動脈使用によるくもんかん手術 (脳室切離術)	
150068310	頸動脈 (摘除)	
150068910	頸神経手術 (開頭)	
150069050	頸神経内膜小管減張術	
150069110	頸神經腫瘍摘出術	
150069210	頸皮、頭蓋骨悪性腫瘍手術	
150069310	頸神經腫瘍摘出術 (開頭)	
150069510	頸神經内血腫除去術 (開頭) (硬膜外)	
150069610	頸神經内血腫除去術 (開頭) (硬膜下)	
150069710	頸神經内血腫除去術 (開頭) (筋肉内)	
150069850	脳血管塞栓除去術	
150069950	脳血管瘤切除術	
150070050	脳血管瘤摘出術	
150070060	脳血管瘤摘出術	
150020110	脳血管瘤摘出術	
150070310	脳血管瘤摘出術	
150070510	頭果体摘出術 (松果体部腫瘍)	
150070610	頭果体摘出術 (その他)	
150072470	脳血管腫瘍マッカック加算	
150320470	原発性悪性腫瘍激光光力学療法加算	
150071110	脳動脈瘤摘出術	
150071310	脳・脛膜脱臼術	
150243410	脳動脈瘤被覆術 (1箇所)	
150243510	脳動脈瘤被覆術 (2箇所以上)	
150243610	脳動脈瘤及血管クリッピング (開頭) (1箇所)	
150243710	脳動脈瘤及血管クリッピング (開頭) (2箇所以上)	
150243810	脳動脈瘤クリッピング (1箇所)	
150243910	脳動脈瘤クリッピング (2箇所以上)	
150344370	ローバーワークバックス借用用知識	
150392700	ハイフローワーバックス借用用知識	
150072010	蝶形洞開頭術	
150072210	頸椎骨形成成形術 (硬膜形成を伴う)	
150355810	頸椎骨形成成形術 (運動動作を伴う)	
150067710	耳介皮膚内併存手術	
150067750	耳介皮膚内併存手術 (開頭)	
150068410	延髄・おけい骨脊椎根除切截術	
150068510	二又神経節摘除術切截術	
150068610	視神経開窓術	
150068710	頭頸神経減張手術 (深様突起部)	
150068950	頭頸部皮膚切離術	
150123010	頭頸部皮膚切離・縫合術 (頭蓋内動転)	
150292250	頭頸部血管形成術	
150182510	血管移植物術、バイパス移植物術 (頭、頸部動脈)	
150183810	脳膜型腫瘍摘出術 (脳壁形成を併施)	
150183910	脳膜型腫瘍摘出術 (その他の)	
150184250	脳膜型腫瘍摘出術 (脳壁形成手術を併施)	
150124410	脳膜型腫瘍摘出術 (その他の)	
150124510	脳膜型手術	
150124610	脳膜手術 (脛骨穿刺) (法)	
150124710	試験開頭術	
150124810	頭部切離・摘出術	
150125910	胸筋内膜剥離術 (胸筋内)	
150126610	胸膜・腹腔・ヤント・ブルフ設置術	
150126710	被膜剥離、胸膜胸膜摘出術	
150136810	胸膜外肺摘出術 (1肺葉に相当する範囲以内)	
150136910	胸膜外肺摘出術 (1肺葉に相当する範囲を超える)	
150172710	頭頸部有茎皮弁取扱術	
150357110	頭頸部有茎皮弁摘術	
150127510	頭頸部形成手術 (頭頸胸乳) (筋膜切離を伴う)	
150127610	頭頸部形成手術 (頭頸胸乳) (頭頸肺摘出を併施する)	
150127810	頭頸部形成手術 (筋膜切離後遺残皮を含む)	
150193110	頭頸部皮膚切離術	
150205550	胸筋・腹筋・ヤント・ブルフ設置術	
150128310	被膜剥離、胸膜胸膜摘出術	
150292710	被膜切開術 (経胸膜)	
150294710	被膜切開術 (経腹)	
150344110	近心頭頸部摘出術	
150129110	頭頸部皮膚切離 (1肺葉を伴う)	
150375810	頭頸部皮膚切離 (部々切離)	
150337910	頭頸部皮膚切離 (部々切離)	
150380110	頭頸部皮膚切離 (筋膜切離又は1肺葉を頃える)	
150388110	頭頸部皮膚切離 (筋膜)	
150388210	頭頸部皮膚切離合併切離 (筋膜切離)	
150388310	頭頸部皮膚切離 (気管支形成を伴う筋膜切離)	
150388410	頭頸部皮膚切離 (気管分岐部摘出)	
150388510	頭頸部皮膚切離 (気管分岐部再建を伴う筋膜切離)	
150345110	頭頸部皮膚切離 (胸膜肺全摘出)	
150369510	頭頸部皮膚切離 (頭頸・臟器摘除全切離、横隔膜心臓合併切離を伴う)	
150370110	頭頸部皮膚切離	
150392910	頭頸部移植植造 (生体部分移植植術)	
150336510	移植用部分肺取扱 (生体)	
150336610	牛乳筋部分肺移植術	
150336710	牛乳筋部分肺移植術 (提供者の營養上の費用) 加算	
150151310	頭頸部皮膚切離	
150131610	頭頸部皮膚切離	
150131710	気管支形成手術 (筋膜切離)	
150337810	頭頸部皮膚切離 (部々切離)	
150337910	頭頸部皮膚切離 (筋膜切離)	
150380110	頭頸部皮膚切離 (筋膜切離又は1肺葉を頃える)	
150388110	頭頸部皮膚切離 (筋膜)	
150388210	頭頸部皮膚切離合併切離 (筋膜切離)	
150388310	頭頸部皮膚切離 (気管支形成を伴う筋膜切離)	
150388410	頭頸部皮膚切離 (気管分岐部摘出)	
150388510	頭頸部皮膚切離 (気管分岐部再建を伴う筋膜切離)	
150345110	頭頸部皮膚切離 (胸膜肺全摘出)	
150369510	頭頸部皮膚切離 (頭頸子)	
150123410	食道開創術 (頭頸子)	
150123510	食道切開再建術 (頭頸・胸膜、腹部の操作)	
150133910	食道切開再建術 (胸膜、腹部の操作)	
150253610	食道膜瘻術 (頭頸子)	
150133110	食道吻合術 (頭頸子)	
150133210	食道癌切除術 (頭頸子)	
150123810	食道癌切除再建術 (頭頸・胸膜、腹部の操作)	
150133910	食道癌切除再建術 (頭頸・胸膜、腹部の操作)	
150253610	食道膜瘻術 (頭頸子)	
150134110	食道癌切除手術 (頭頸子)	
150134210	食道癌切除再建術 (頭頸子)	
150135010	食道癌切除再建術 (頭頸子)	
150135910	先天性食道膜瘻術 (頭頸子)	
150135110	食道癌切除手術 (消化管再建手術) (頭頸・胸膜、腹部の操作)	
150135210	食道癌切除手術 (消化管再建手術) (頭頸・胸膜の操作)	
150136610	横隔膜縫合術 (経胸膜)	
150136950	横隔膜レフラザサチオ術 (筋膜)	
150137150	横隔膜レフラザサチオ術 (筋膜及び経胸膜)	
150137210	胸膜裂孔ヘルニア手術 (筋膜)	
150137410	胸膜裂孔ヘルニア手術 (筋膜及び経胸膜)	
150137510	食道裂孔ヘルニア手術 (筋膜)	
150138810	食道裂孔ヘルニア手術 (筋膜及び経胸膜)	
150138210	心筋膜合併術	
150138310	心筋膜合併止血術 (外傷)	

重症度、疾患・看護必要度の項目	コード	診療行為名
	150138410	心臓切開術
	150138510	心臓義膜・心臓陳腔切開術
	150138710	吸収性心臓切開術
	150140510	穿刺開窓・穿刺
	150140610	心筋内血栓除去術
	150140710	心筋瘻創開術（挿損）
	150140810	心筋内粘膜瘻開術（挿損）
	150138010	心筋瘻創開術（穿刺開窓）
	150317810	心筋瘻創開術（穿刺開窓再建術）（1吻合）を伴う
	150319110	心筋瘻創開術（穿刺開窓再建術）（2吻合以上）を伴う
	150138210	心筋内粘膜瘻開術（迂回動脈血行再建術）（2吻合以上）
	150140910	開胸心臓マッサージ
	150145710	運動脈形術（血栓内換瓣術）（1箇所）
	150145810	運動脈形術（血栓内換瓣術）（2箇所以上）
	150145910	運動脈形・運動脈バイパス形術（2箇所以上）
	150146010	運動脈切開・運動脈血行再建術（2吻合以上）
	150327710	運動脈形術（血栓内換瓣術）併置置換
	150138410	運動脈・大動脈バイパス形術（人工心肺不使用）（1吻合）
	150138510	運動脈・大動脈バイパス形術（人工心肺不使用）（2吻合以上）
	150143110	心室筋切開術（無筋）
	150138910	心室筋切開術（穿刺動脈血行再建術）（1吻合）を伴う
	150139010	心室筋切開術（穿刺動脈血行再建術）（2吻合以上）を伴う
	150139110	左室形形成術（單獨）
	150139100	心室中隔穿孔閉鎖術（無筋）
	150139310	左室自由壁破裂修復術（無筋）
	150138810	左室形形成術（穿刺動脈血行再建術）（1吻合）を伴う
	150139410	左室自由壁破裂修復術（穿刺動脈血行再建術）（2吻合）を伴う
	150138910	左室形形成術（穿刺動脈血行再建術）（2吻合以上）を伴う
	150139210	心室中隔穿孔閉鎖術（迂回動脈血行再建術）（2吻合以上）を伴う
	150139510	左室自由壁破裂修復術（穿刺動脈血行再建術）（2吻合以上）を伴う
	150141410	左室形成術（3弁）
	1501427910	左室形成術（3弁）
	150141410	左室置換術（1弁）
	150141610	左室置換術（2弁）
	150141710	左室置換術（3弁）
	150142010	心室再造術（心室縫合）（脊椎義膜）
	150382110	カルテラ・大動脈弁置換術（矮心尖大動脈弁置換術）
	150143610	大動脈弁置換術（心尖開閉）
	150143710	大動脈弁・瓣障手術
	150143810	大動脈弁・狭窄切開術
	150145110	非輪芯大動脈弁置換・大動脈弁置換術
	150145210	心臓弁再換術（大動脈弁置換）（1弁）を伴う
	150375670	心臓弁再換術（大動脈弁置換）（2弁）を伴う
	150375770	心臓弁再換術（大動脈弁置換）（3弁）
	1501301610	D/KS手術（D/KS手術）
	1501295910	ロス手術（自己動脈弁置換による大動脈基部置換術）
	150129610	導管式鋼板交換術（上行）（非置換術又は形成術）
	1501244910	大動脈瘤切除術（上行）（人工弁置換又は基部置換術）
	150359510	大動脈瘤切除術（上行）（自己弁置換基部置換術）
	150359610	大動脈瘤切除術（上行）（自己弁置換基部置換術）
	1504254010	大動脈瘤切除術（上行）（その他の）
	1501150910	大動脈瘤切除術（弓部）
	1501151010	大動脈瘤切除術（上行）（弓部同側）（非置換術又は形成術）
	150359810	大動脈瘤切除術（上行）（弓部同側）（人工弁置換又は基部置換術）
	150359910	大動脈瘤切除術（上行）（弓部同側）（自己弁置換基部置換術）
	150275910	大動脈瘤切除術（上行）（弓部同側）（その他の）
	1501150110	大動脈瘤切除術（下行）
	150264810	大動脈瘤切除術（胸腹部大動脈）
	150381750	心臓弁再換術（大動脈弁置換）（心尖開閉切開術）（物又は移植合併）（1弁）
	150375370	心臓弁再換術（大動脈弁置換）（物又は移植合併）（2弁）
	150376670	心臓弁再換術（大動脈弁置換）（物又は移植合併）（3弁）
	150381550	オーバーコードストラップグリット内縫術（上行・弓部同側）・並置換・形成
	150381750	オーバーコードストラップグリット内縫術（上行・弓部同側）（非置換術又は形成術）
	150381800	オーバーコードストラップグリット内縫術（上行・弓部同側）（人工弁置換又は基部置換術）
	150381950	オーバーコードストラップグリット内縫術（上行・弓部同側・その他の）
	150382050	オーバーコードストラップグリット内縫術（下行）
	1501151810	動脈管閉鎖手術（動脈管閉鎖術）
	150139110	動脈原状回復手術（直視下）
	150139110	動脈瘤縮小術
	150139110	血栓除去・重複大動脈形成手術
	150138810	巨大動脈瘤子嚢形成術（胸内動脈形成術）
	150138810	体動脈瘤包絡術（フローラック手術、ウォーターストーン手術）
	1501151910	大動脈瘤（腫物）筋手術（单純）
	1503201010	大動脈瘤（腫物）筋手術（心室中隔欠損筋手術）
	150320110	大動脈瘤（腫物）筋手術（心室中隔欠損筋手術）
	150144910	大動脈瘤（腫物）筋手術（心室中隔欠損筋手術）
	150320210	大動脈瘤（腫物）筋手術（心室中隔欠損筋手術）
	150320310	二尖弁手術（エクスター氏術形、ワールド手術）
	150139410	動脈瘤剥離手術（動脈瘤剥離切開術）（单純）
	150320410	純型肺動脈弁閉鎖術手術（肺動脈弁切開術）（单純）
	150424910	肺動脈弁閉鎖手術（右冠状动脉閉鎖形）
	150424910	肺動脈弁閉鎖手術（右冠状动脉閉鎖形又は肺動脈形）
	150424910	肺動脈弁閉鎖手術（右冠状动脉閉鎖形又は肺動脈形）
	15045110	肺動脈瓣膜異常形成術（肺動脈瓣膜異常）（心臓）
	150376310	肺動脈瓣膜異常手術（肺動脈瓣膜異常）（その他の）
	15044910	肺動脈形
	150442110	心房中隔穿孔閉鎖術（心房中隔穿孔成術）
	150442110	心房中隔穿孔閉鎖術（右房中隔穿孔成術）
	150141910	心房中隔穿孔閉鎖術（右房中隔穿孔成術）
	150142050	三心房心房手術
	150142110	心室中隔穿孔閉鎖術（单純）
	150142210	心室中隔穿孔閉鎖術（肺動脈絞扼術後肺動脈形成）
	150142210	心室中隔穿孔閉鎖術（肺動脈絞扼術後肺動脈形成）
	150142210	心室中隔穿孔閉鎖術（右房中隔穿孔成術）
	150142210	心室中隔穿孔閉鎖術（右房中隔穿孔成術）
	150142210	心室中隔穿孔閉鎖術（右房中隔穿孔成術）
	150142210	ハルザル式肺動脈手術（大動脈根部不全手術）
	150142210	ハルザル式肺動脈手術（大動脈根部不全手術）
	150144550	フローラー微細手術（右冠状动脉形成術）
	150144610	フローラー微細手術（末梢肺動脈形成術）
	150321110	肺動脈閉鎖手術（肺動脈閉鎖手術）
	150321110	肺動脈閉鎖手術（肺動脈閉鎖手術）
	150321110	肺動脈閉鎖手術（ラクリー手術）
	150374740	人工血管再置換術加算（肺動脈解剖手術）
	150321210	肺動脈閉鎖手術（巨大肺動脈血管）
	150146910	肺大血管（室起始部）手術（单純）
	150146910	肺大血管（室起始部）手術（右房滅出路形成）
	150146510	大血管穿孔手術（右房滅出路形成）
	150146510	大血管穿孔手術（マイスター・ドーピング奇形手術）
	150139510	大血管穿孔手術（心室中隔欠損筋手術）
	150147410	大血管穿孔手術（心室中隔欠損筋手術）
	150147410	大血管穿孔手術（心室中隔欠損筋手術）
	150147410	大血管穿孔手術（心室中隔欠損筋手術）
	150376570	人工血管再置換術加算（大血管穿孔手術）
	150321510	肺正位肺位手術（肺動手術）
	150376670	肺正位肺位手術（肺動手術）
	150147310	肺動脈再置換術加算（修正大血管位肺手術）
	150145410	肺動脈位肺手術
	150321810	單心室手術（兩心向性）
	150143110	少弁閉鎖手術（右房中性）
	150376770	人工角質蛋白被覆術（シート・心室中隔移植物）
	150321610	肺動脈解剖手術（ラクリー手術）
	150146710	人工血管再置換術加算（肺動脈解剖手術）
	150321710	肺動脈閉鎖手術（巨大肺動脈血管）
	150145510	左心房形態手術（ワールド手術）
	150376670	肺正位肺位手術（肺動手術）
	150145410	肺動脈位肺手術
	150322010	心室憩室手術
	150322110	心臓脱手術
	150144310	肺動脈除下去術
	150144310	肺動脈除下去術（右房中隔）
	150144810	肺動脈血栓手術
	150253380	不整脈手術（前心瓣膜切開術）
	150253910	不整脈手術（心房細拍修手術）
	150275610	不整脈手術（マイス手術）
	150322310	移植心臓取扱
	150322310	移植用大血管取扱
	150322310	同種心肺移植術
	150387710	骨格筋由来組織シート・心室中隔移植物
	150175810	肺動脈切開術（肺胸）
	150175810	気管異物取出術（開胸手術）
	150169100	氣管異物取出術（胸骨正中切開）
	150289750	肺縫合術（肺気漏）対する正中切開（楔状部分切開）
	150147610	人工心肺（初日）
	1501266110	補助人工心肺（初日）
	1503601110	補助型肺動人工心肺（非拘束型）（初日）
	150148310	肺管粘合術（開胸）
	150150410	肺管形形成術（胸内動脈）（大動脈を除く）
	150152120	血管移殖術・バババス移殖術（大動脈）
	150152310	血管移殖術・バババス移殖術（胸内動脈）
	150154610	肺管内鉬形物吻合術
	150156010	肺静脈形手術（腹腔内）
	150156010	肺管形手術（腹腔内）
	150158410	肺吸縮術（ルゴニ手術）
	150158510	半月状縫合・ルゴニ手術
	150158610	白綿ヘルニア手術
	150158810	ブルムルニア手術
	150159010	脾帶手術
	150159010	脾切除ヘルニア手術
	150159110	大腸ヘルニア手術
	150159210	腰ヘルニア手術

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
150159310	閉鎖孔ヘルニア手術	
150251110	坐骨ヘルニア手術	
150251210	坐骨神経切離手術	
150159410	筋肉ヘルニア手術	
150160010	試験開腹術	
150347140	ダメージコントロール手術	
150160110	屈筋性腹腔鏡手術(横隔膜下臍傷)	
150160210	屈筋性腹腔鏡手術(横隔膜上臍傷)	
150160310	屈筋性腹腔鏡手術(右直角側臍傷)	
150160410	屈筋性腹腔鏡手術(左の側)	
150160610	骨盤腹膜外側切開切離術	
150160810	急性汎発性機炎手術	
150160950	結節性腹膜炎手術	
150161010	隔膜切開術(縫合、修復のみ)	
150161110	隔膜切開術(隔膜切離のみ)	
150161410	大網切開術	
150161510	大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出手術(腫瘍切除を作わない)	
150161610	大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出手術(腫瘍切除を作う)	
150162310	後腹膜悪性腫瘍手術	
150162410	後腹膜良性腫瘍手術(腫瘍切除を作らない)	
150162510	後腹膜腫瘍手術(腫瘍切除を作う)	
150245310	骨盆部腫瘍全摘術	
150162910	胃管穿孔術(急性胃穿出術)	
150163010	胃縫合術(大網完損術又は被膜術を含む)	
150163110	胃穿孔術	
150163210	胃穿孔手術(胃上垂死手術)	
150164110	胃穿孔手術	
150164210	胃、十二指腸憩室切離術・ボリープ切除術(開腹)	
150353210	胃部切離術	
150165210	胃部切離(無純除術)	
150165310	胃部切離(無純除)	
150247710	胃多発性腫瘍摘出手術	
150165650	十二指腸癌(内方)、憩室摘出手術	
150337210	憩室部胃切離術(無純除術)	
150337310	憩室部胃切離術(無純除切離術)	
150165910	憩室小切開	
150166010	胃穿孔手術(無純除術)	
150168110	胃穿孔術(無性腫瘍手術)	
150170110	食道上部迷走神経切離術(幹未切)(單独)	
150170210	食道下部迷走神経切離術(幹未切)(ドレナージを併施)	
150170610	食道下部迷走神経切離術(幹未切)(腫瘍切除を併施)	
150170710	食道下部迷走神経切離術(幹未切)(腫瘍摘出手術)	
150170810	食道下部迷走神経切離術(幹未切)(ドレナージを併施)	
150170910	食道下部迷走神経切離術(幹未切)(腫瘍切除を併施)	
150171210	胃粘膜静脈豊點及び門脈除	
150171310	胃吻合術(フラクション合併)	
150171510	十二指腸空腸吻合術	
150171610	幽門部切離(松葉外幽門高切離断を含む)	
150171910	幽門部成形術	
150172010	胃壁切離術(靜脈瘤手術)	
150172110	組織切開	
150172210	組織切開結石摘出手術	
150172610	組織形成手術(組織切離術を含む)	
150172710	組織形成手術(組織摘出手術を含まない)	
150172810	組織摘出手術	
150173110	組織形成手術(組織切離術を含む)	
150173210	組織要部位切離手術	
150169950	組織要部位腫瘍手術(筋叢に限局するもの)(リンパ節郭清を含む)	
150169960	組織要部位腫瘍手術(筋叢に限局するもの)(リンパ節郭清不含む)	
150242410	組織要部位腫瘍手術(肝切離(裏膜以上)を作う)	
150324110	組織要部位腫瘍手術(肝頭一・指標切離を作う)	
150324210	組織要部位腫瘍手術(肝頭一・指標切離及び肝切離(裏膜以上)を作う)	
150388410	組織要部位腫瘍手術(肝頭一・指標切離手術)	
150388510	組織要部位腫瘍手術(その他の)	
150388610	肝動脈切離(血行再建あり)	
150387910	肝動脈管状狭窄(血行再建なし)	
150173710	照鏡胃(腸)吻合術	
150173910	照鏡胃(腸)吻合術	
150174110	組織外癌治療手術	
150174210	組織外癌治療手術(開腹)	
150174810	先天性胆道閉鎖症手術	
150175610	肝動脈切開術	
150175710	肝動脈切開術(開腹)	
150175910	肝動脈切離(血栓解消)	
150176110	肝動脈右側離(開腹)	
150176210	肝動脈左側離(開腹)	
150362610	肝切離術(部分切離)	
150362710	肝の離(区域切離)	
150362810	肝切離術(外側区域切離)	
150362910	肝切離術(1区域切離・外側区域切離を除く)	
150363010	肝切離術(2区域切離)	
150363110	肝切離術(2区域切離以上で血行再建)	
150363210	肝切離術(2区域切離以上で血行再建)	
150177210	肝切離(肝頭一・指標乳頭)	
150177310	肝切離(肝頭一・指標乳頭)	
150284410	移動用部分切離取扱術(生体)	
150284510	生体部分移植術(被供者の被義上の費用)加算	
150324410	同種固体肝移植術	
150348210	急性肝炎手術(感染や壊死部切離を伴う)	
150277310	急性肝炎手術(その他の)	
150177810	脾摘出手術(經切開)	
150177910	脾摘出手術(經切離)	
150178010	脾摘出手術(脾頭一・指標乳頭)	
150389110	脾腫瘍摘出手術	
150296810	脾腫瘍摘合術	
150178110	胰島部腫瘍摘出手術(胰尾部切離術)	
150178210	胰島部腫瘍摘出手術(胰頭部切離術)	
150178310	胰島部腫瘍摘出手術(十二指腸・神経節郭清等伴う腫瘍切離術)	
150277410	胰島部腫瘍摘出手術(胰辺縫合の合併切離を伴う腫瘍切離術)	
150277510	胰島部腫瘍摘出手術(血行再建を伴う腫瘍切離術)	
150178410	胰頭部腫瘍摘出手術(肝頭一・指標切離)	
150296910	胰曲部腫瘍摘出手術(リンパ・肝・神経節郭清等伴う腫瘍切離術)	
150297010	胰頭部腫瘍摘出手術(肝辺縫合の合併切離を伴う腫瘍切離術)	
150297110	胰頭部腫瘍摘出手術(肝辺縫合の合併切離を伴う腫瘍切離術)	
150297210	胰頭部腫瘍摘出手術(血行再建を伴う腫瘍切離術)	
150178710	胰管切離術	
150179010	胰頭胆胃(腸)吻合術	
150179110	胰頭胆胃(腸)吻合術	
150179210	胰頭外癌治療手術(開腹)	
150179410	胰頭外癌治療手術	
150179550	胰頭摘出手術	
150179610	胰頭序筋術	
150234610	同種固体腫瘍移植術	
150234810	同種固体胚芽移植術	
150235110	腫瘍摘出手術(部分切離を含む)	
150179810	腫瘍摘出手術	
150180010	破膜胆管銻鉄術	
150180110	腸閉塞開闢術	
150180210	腸閉塞責任手術	
150180310	腸閉塞摘出術(細胞的)	
150183120	小腸切離術(悪性腫瘍手術以外の切離術)	
150297310	小腸切離術(悪性腫瘍手術)	
150181310	小腸腫瘍、小腸憩室摘出手術(マッケル憩室疾患を含む)	
150181610	虫垂切離術(虫垂周囲腫瘍を伴わないもの)	
150181710	虫垂切離術(虫垂周囲腫瘍を伴うもの)	
150181810	結腸切離術(小範囲切除)	
150181910	結腸切離術(範囲・部位切離)	
150182010	結腸切離術(全切離・縮合又は悪性腫瘍手術)	
150363810	全切離・直腸切離摘出術(直盲部腫瘍摘出手術を含む)	
150182110	結腸摘出術(直盲部腫瘍摘出術)	
150183510	腸管示リニア切離術(開腹)	
150184110	腸管合術	
150184310	腸管洗浄術	
150184410	虫垂摘出術	
150184510	人小腸切離術	
150184610	腹膜外腎摘出手術	
150184710	腸管部切離縫合術	
150184810	腸管前庭手術(腸管切離を作わない)	
150184910	腸管前庭手術(腸管切離を作う)	
150364110	多発性小腸切離術手術	
150185110	小腸腫瘍摘出手術(腸管切離を作わない)	
150185310	小腸閉開術(腸管切離を作う)	
150185410	結腸閉置術(腸管切離を作かない)	
150185510	結腸閉置術(腸管切離を作う)	
150185610	人小腸門閉鎖術(腸管切離を作う)	
150185710	人小腸門閉鎖術(腸管切離を作う)	
150185810	腸管前庭手術	
150185910	腸管前庭手術(腸管切離を作う)	
150186010	先天性巨大結腸症手術	
150462310	腸壁延長術	
150186110	人小腸門形術	
150186210	直腸前壁造設術(絶縁及び緩和)	
150187010	直腸腫瘍摘出手術(切離術)	
150187110	直腸切離・切離術(低位前方切離術)	
150245410	直腸切離・切離術(低位位筋力切離術)	
150297510	直腸切離・切離術(低位位筋力切離術)(絶縁肛門括合)	
150187210	直腸切離・切離術(切離術)	
150187310	直腸切離術	
150187710	直腸脱手術(直腸掌掌・固定術)	
150264010	肛門悪性腫瘍手術(直腸切離を作うもの)	
150191610	腸肛手術(廻会式)	
150191710	腸肛手術(廻盲式)	
150245510	副腎腫瘍摘出手術(副腎腫瘍)	
150245610	副腎腫瘍摘出手術(轉色副腎腫)	

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150192810	副腎悪性腫瘍手術
	150193010	腎癌完全摘出術
	150193200	腎癌部分摘出術
	150193210	腎癌部分腫瘍切開術
	150193410	腎切半術
	150193510	集合腎腫瘍手術
	150193610	腎筋膜剥離術
	150193710	腎管定術
	150193810	腎管切開術
	150194410	腎部分切除術
	150194610	腎部分切除術
	150194810	腎筋膜切開小手術
	150195010	腎管切開術
	150195210	腎管留置、悪性腫瘍手術
	150195310	腎管留置、正常腫瘍摘出術
	150402910	腎(腎孟)腎盂閉鎖術(その他の)
	150196110	腎形成手術
	150196210	移植用腎保存術(生体)
	150196310	同種死体腎移植術
	150196410	死体腎移植術
	150238610	生体腎移植術
	150196410	生体腎移植術(提供者の療養上の費用)加算
	150196810	尿管切石術(上部及び中部)
	150196910	尿管切石術(膀胱近傍部)
	150197110	残尿尿管鏡手術
	150197210	尿管狭窄物切開
	150197310	尿管尿管吻合術
	150197410	尿管吻合術
	150197510	尿管尿管狭窄合術
	150197610	尿管尿管狭窄切開術
	150197910	尿管尿管狭窄切開術
	150403210	尿管腫瘍閉鎖術(その他の)
	150198110	尿管腫瘍閉鎖術
	150198310	尿管口形成手術
	150198410	膀胱破裂閉鎖術
	150198510	膀胱尿管狭窄切開術
	150198810	膀胱結石摘出術(膀胱高位切開)
	150199210	膀胱切開術
	150199310	膀胱前室切開術
	150199510	膀胱單純摘出術(腸管利用の床換変更を行う)
	150199610	膀胱單純摘出術(その他の)
	150245810	膀胱腫瘍摘出術
	150348910	膀胱手術(マッキン使用)
	150162150	膀胱後腫瘍摘出術(膀胱切開を伴わない)
	150162250	膀胱後腫瘍摘出術(膀胱切開伴う)
	150200510	膀胱悪性腫瘍手術(切開)
	150200610	膀胱悪性腫瘍手術(既往変更を行わない)
	150245910	膀胱悪性腫瘍手術(全摘)(既往S状結腸合併用で尿路変更を行う)
	150246610	膀胱悪性腫瘍手術(全摘)(既往又は結腸摘管利用で尿路変更を行う)
	150246710	膀胱悪性腫瘍手術(全摘)(代用膀胱利用で尿路変更を行う)
	150201010	尿管挿管摘出術
	150401010	膀胱炎治療設置術
	150401401	膀胱炎治療設置
	150201510	膀胱腫瘍閉鎖術
	150201610	膀胱腫瘍閉鎖術(その他の)
	150201810	膀胱子宮腫瘍摘出術
	150201910	膀胱子宮腫瘍摘出術
	150202010	膀胱子宮腫瘍摘出術
	150202110	膀胱用膀胱括約大筋術
	150204310	回腸(結腸)導管設置
	150349010	排泄管外反手術(外反膀胱閉鎖術)
	150349110	排泄管外反手術(膀胱製造閉鎖術)
	150349210	膀胱前壁切開術
	150246510	膀胱悪性腫瘍摘出術(尿路変更を行なう場合)
	150206010	尿管整手術(脛骨固定式膀胱翻吊上術を行なうもの)
	150365610	大人尿管整形筋膜込・置換術
	150214810	子宮位置矯正術(アレキサランダー手術)
	150214910	子宮位置矯正術(アレキサランダー置換矯正術)
	150235010	子宮位置矯正術(施設指導者監修)
	150235410	子宮腔手術(腹壁形成手術及び子宮全摘術)(脛式、胸式)
	150216910	子宮筋腫摘出(経由)術(腹式)
	150217050	子宮前角子宮手術(經式)
	150217410	子宮前上部子宮手術
	150217510	子宮前下部子宮手術
	150409010	子宮全摘術(性同一性障害)
	150217610	広範な内腫瘍摘出術
	150217710	子宮悪性腫瘍手術
	150218210	腹膜子宮腫瘍摘出術
	150239410	子宮及陰道側面切開術(両側)(開腹)
	150239510	子宮側面切開術(開腹)
	150239850	卵巢口切開術(開腹)
	150219650	卵巢口切開術(開腹)
	150200010	子宮子宮頸部摘出術(両側)(開腹)(性同一性障害)
	150409410	子宮子宮頸部摘出術(両側)(開腹)(性同一性障害)
	150200550	卵巢子宮頸摘出術(開腹)
	150202350	卵巢子宮頸全摘出術(開腹)(開腹)
	150220450	子宮卵管盆腔手術(両側)(開腹)
	150220710	子宮及卵管盆腔性腫瘍手術(両側)
	150220910	卵管形成手術(卵巣子宮系膜、卵管架接等)
	150222110	荷重切開術(梨状筋等切開)
	150222210	荷重切開術(梨状筋等切開)
	150222810	子宮破裂手術(子宮上部切離を行う)
	150222910	子宮破裂手術(子宮上部切離を行う)
	150223010	子宮破裂手術(その他の)
	150223110	妊娠子宮摘出術(只手一一手術)
	150223310	子宮子宮頸部摘出術(脣式)(観血的)
	150183110	食道拡張術(ヨモギ、吸式)(開腹手術)
	150183210	食道異物摘出術(開腹手術)
	150134010	食道切開再建術(複数の操作)
	150211050	胸膜外皮膚瘻形成吻合術(複数操作)
	150207350	胸膜外皮膚瘻形成吻合術(ハイパスのみ作成)
	150153310	胸膜瘻形成術(胸膜瘻形成吻合)
	150153510	食道作成術手術(消化管代替手術剖離)(腹部の操作)
	150328650	有効椎管移行加算(食道癌性梗塞手術)
	150386970	直腸子宮筋膜固定(食道癌性腫瘍手術)
	150135510	食道アカシア形成手術
	150135810	食道切開再建(食道癌性梗塞手術)
	150136310	食道切開再建(直腸癌性梗塞手術)(直腸利用)
	150136610	食道・胃静脈瘤手術(直腸癌性梗塞を主とする)
	150136210	食道・胃静脈瘤手術(食道癌性梗塞を主とする)
	150136350	食道静脈瘤手術(開腹)
	150136710	横隔膜縫合術(経胸)
	150136750	横隔膜切開術(横隔膜)
	150137310	横隔膜ヘルニア手術(経胸)
	150137810	後胸膜ヘルニア手術
	150138010	食道穿孔ヘルニア手術(経胸)
	150245110	大網肝臍切開術(腹膜大動脈(分枝血管の再建))
	150245210	大網肝臍切開術(腹膜大動脈(分枝血管の再建))
	150245310	腹膜大動脈切開(開腹)
	150148810	動脈瘤粉砕除術(開腹名手作)
	150150510	動脈形成術、吻合術(腹腔内動脈)(大動脈を除く)
	150152410	血栓摘出術、ハイパス移植術(腹腔内動脈)
	150154210	静脈斷続摘出術(腹腔内動脈)
	150155610	リソルブ断続摘出術(腹腔鏡)
	150166910	先天性胆管拡張症(才士ス手術)(質切開、絶胆管切開等併施)
	150166950	胆管摘出術(才士ス手術)(質切開)
	150180350	腸閉塞手術(腸腔内狭窄症)
	150180550	腸閉塞手術(腸腔内狭窄症)(観血的)
	150180650	腸閉塞手術(小腸形態手術)(腸腔内狭窄症手術以外の切離術)
	150293350	腸閉塞手術(小腸形態手術)(憩室性梗塞手術)
	150165850	直腸摘出術(才士ス手術)(質切開)
	150180510	腸閉塞手術(才士ス手術)
	150401610	移植用部分大腸採取術(生体)
	150401710	牛糞筋部分大腸移植術
	150401810	生体筋部分大腸移植術(提供者の療養上の費用)加算
	150401910	腸管切開術(腸管切開術)
	150180350	腸管切開手術(経腸内除瘻)
	150180950	腸管切開手術(経腸内除瘻)(全切開、直腸管切開又は牽性腫瘍手術)
	150197750	腸管部分切除術(脅空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術伴施)
	150208810	前立腺被膜剥離手術
	150209010	前立腺被膜剥離手術
	150209110	前立腺被膜剥離手術
	150236910	膀胱穿孔修补術(脛式、脛式)
	150218310	重複子宮手術
	150218410	双子子宮手術
	150219010	奇形子宮形成術(ストラスマン手術)
	150348410	性倒錯手術(開腹)
C 19 脊の手術(11日間)	150019410	脊柱側弯的直視手術(腰椎)
	150019610	骨質細胞瘤の治療(核素骨)
	150019810	骨質細胞瘤の治療(核素骨)
	150352210	骨質的膨脹性骨定術(インプラント周囲骨折)(下腿)
	150352410	骨質的膨脹性骨定術(インプラント周囲骨折)(足)
	150021410	骨管部分切開術(脛甲骨)
	150021610	骨管部分切開術(大膝)
	150021810	骨管部分切開術(下膝)
	150021910	骨管部分切開術(脛骨)
	150022010	骨管部分切開術(膝蓋骨)
	150022510	脛骨被膜出術(脛甲骨)
	150022610	脛骨被膜出術(上脛)
	150022710	脛骨被膜出術(大膝)
	150022810	脛骨被膜出術(前脛)
	150022910	脛骨被膜出術(脛骨)
	150023110	脛骨被膜出術(胫骨骨)
	150023110	脛骨被膜出術(胫骨骨)
	150023410	骨全摘術(脛甲骨)

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
150023510	骨全摘術(上腕)	
150023610	骨全摘術(大腿)	
150023710	骨全摘術(前腕)	
150023810	骨全摘術(脛)	
150023910	骨全摘術(細骨)	
150024010	骨全摘術(非薦骨)	
150024110	骨全摘術(手)	
150024210	骨全摘術(足その他の)	
150024310	骨部分摘除術(前腕甲骨)	
150024810	骨腫瘍切除術(上腕)	
150024910	骨腫瘍切除術(大腿)	
150025010	骨腫瘍切除術(前腕)	
150025110	骨腫瘍切除術(下肢)	
150025210	骨腫瘍剥離術(筋肉)	
150025310	骨腫瘍剥離術(筋膜)	
150025510	骨腫瘍剥離術(筋膜骨)	
150026510	骨腫瘍性腫瘍手術(上腕)	
150026610	骨腫瘍性腫瘍手術(大腿)	
150026810	骨腫瘍性腫瘍手術(前腕)	
150026910	骨腫瘍性腫瘍手術(脛)	
150027010	骨腫瘍性腫瘍手術(細骨)	
150027110	骨腫瘍性腫瘍手術(膝蓋骨)	
150027210	骨腫瘍性腫瘍手術(手)	
150027310	骨腫瘍性腫瘍手術(足その他の)	
150027510	骨切り術(筋甲骨)	
150027610	骨切り術(大腸)	
150027810	骨切り術(前腕)	
150027910	骨切り術(手筋)	
150028010	骨切り術(筋骨)	
150028110	骨切り術(筋膜骨)	
150028210	骨切り術(筋)	
150028310	骨切り術(足)	
150028710	骨切り術(手の他)	
150029710	骨腫瘍性腫瘍手術(足その他の)	
150032110	椎体適合型骨矯正ガイド加算(骨切り術)	
150038810	大脳半側切開(骨切り術)	
150038910	大脳半側切開(筋膜骨を含む)骨切り術	
150038610	筋膜前手術(筋甲骨)	
150028710	筋膜前手術(上腕)	
150028810	筋膜前手術(大腸)	
150028910	筋膜前手術(前腕)	
150029010	筋膜前手術(手筋)	
150029110	筋膜前手術(筋膜骨)	
150029210	筋膜前手術(筋)	
150029310	筋膜前手術(手筋骨)	
150029410	筋膜前手術(筋蓋骨)	
150029510	筋膜前手術(手(筋蓋骨を除く))	
150029610	筋膜前手術(足)	
150029710	筋膜前手術(筋甲骨の他)	
150029810	愛形法術骨盆矯正手術(大腿)	
150030010	愛形法術骨盆矯正手術(下肢)	
150030210	愛形法術骨盆矯正手術(膝蓋骨)	
150030410	愛形法術骨盆矯正手術(足)	
150030510	青筋剥離術(大脳(脳膜動脈発育抑制術))	
150030610	青筋剥離術(筋)	
150031610	骨膜剥離手術(骨詰正術)(筋以外)	
150295010	骨膜剥離手術(軟骨移植術を含む)自家骨移植	
150031710	骨移植術(軟骨移植術を含む)同種骨移植(生体)	
150383710	骨移植術(軟骨移植術を含む)同種骨移植(非生体、特殊)	
150038310	骨移植術(軟骨移植術を含む)同種骨移植(死体)の他)	
150038450	骨移植術(軟骨移植術を含む)自家培養軟骨移植術	
150353110	關節下臼自存軟骨移植術	
150041710	關節切開術(解)	
150041810	關節切開術(腔)	
150041910	關節切開術(腔)	
150042010	關節切開術(腔)	
150042110	關節切開術(筋)	
150042210	關節切開術(筋)	
150042310	關節切開術(肩)	
150042410	關節切開術(肩鎖)	
150042510	關節内骨折整復術の手術(股)	
150042610	關節内骨折整復術の手術(膝)	
150042710	關節内骨折整復術の手術(足)	
150048210	關節形成手術(手)	
150048310	關節形成手術(腕)	
150048410	關節形成手術(膝)	
150048510	關節形成手術(胸鎖)	
150048610	關節形成手術(筋)	
150048710	關節形成手術(手)	
150048810	關節形成手術(足)	
150048910	關節形成手術(肩鎖)	
150049410	人小骨頭摘出手術(肩)	
150049510	人小骨頭摘出手術(手筋)	
150049610	人小骨頭摘出手術(手)	
150049710	人小骨頭摘出手術(筋)	
150049910	人小骨頭摘出手術(手)	
150050010	人小骨頭摘出手術(足)	
150050210	人小骨頭摘出手術(指)	
150050310	人小脳膜瓣剥離術(脛)	
150050410	人小脳膜瓣剥離術(筋)	
150050510	人小脳膜瓣剥離術(筋膜)	
150050610	人小脳膜瓣剥離術(胸鎖)	
150050710	人小脳膜瓣剥離術(胸)	
150050810	人小脳膜瓣剥離術(肘)	
150050910	人小脳膜瓣剥離術(手)	
150051010	人小脳膜瓣剥離術(手筋)	
150051110	人小脳膜瓣剥離術(指)	
150300210	人小脳膜瓣剥離術(脛)	
150300310	人小脳膜瓣剥離術(筋)	
150300410	人小脳膜瓣剥離術(筋膜)	
150300510	人小脳膜瓣剥離術(筋膜)	
150300610	人小脳膜瓣剥離術(筋)	
150300710	人小脳膜瓣剥離術(手)	
150300810	人小脳膜瓣剥離術(足)	
150300910	人小脳膜瓣剥離術(肩鎖)	
150301010	人小脳膜瓣剥離術(指)	
150301110	人小脳膜瓣剥離術(筋)	
150301210	人小脳膜瓣剥離術(筋膜)	
150301310	人小脳膜瓣剥離術(筋)	
150296010	人小脳膜再燃焼術(脛)	
150296110	人小脳膜再燃焼術(筋)	
150296210	人小脳膜再燃焼術(筋膜)	
150296310	人小脳膜再燃焼術(筋)	
150296410	人小脳膜再燃焼術(筋)	
150296510	人小脳膜再燃焼術(筋)	
150296610	人小脳膜再燃焼術(筋膜)	
150296710	人小脳膜再燃焼術(指)	
150397010	自筋軸骨山筋骨間筋切開術	
150051310	四肢切開術(上腕)	
150051410	四肢切開術(手筋)	
150051510	四肢切開術(手)	
150051610	四肢切開術(大腿)	
150051710	四肢切開術(手筋)	
150051810	四肢切開術(足筋)	
150052110	四肢筋膜瓣離術(脛)	
150052210	四肢筋膜瓣離術(筋)	
150052310	四肢筋膜瓣離術(筋膜)	
150052410	四肢筋膜瓣離術(筋)	
150052510	四肢筋膜瓣離術(手)	
150052610	四肢筋膜瓣離術(足)	
150052710	四肢筋膜瓣離術(筋膜)	
150052810	四肢筋膜再燃焼術(筋)	
150052910	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150053010	四肢筋膜再燃焼術(筋)	
150053110	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150053210	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150053310	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150053410	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150053510	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150053610	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150053710	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150053810	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150053910	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150054010	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150054110	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150054210	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150054310	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150054410	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150054510	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150054610	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150054710	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150054810	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150054910	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150055010	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150055110	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150055210	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150055310	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150055410	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150055510	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150055610	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150055710	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150055810	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150055910	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150056010	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150056110	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150056210	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150056310	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150056410	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150056510	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150056610	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150056710	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150056810	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150056910	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150057010	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150057110	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150057210	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150057310	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150057410	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150057510	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150057610	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150057710	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150057810	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150057910	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150058010	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150058110	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150058210	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150058310	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150058410	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150058510	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150058610	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150058710	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150058810	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150058910	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150059010	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150059110	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150059210	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150059310	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150059410	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150059510	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150059610	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150059710	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150059810	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150059910	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150060010	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150060110	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150060210	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150060310	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150060410	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150060510	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150060610	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150060710	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150060810	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150060910	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150061010	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150061110	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150061210	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150061310	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150061410	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150061510	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150061610	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150061710	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150061810	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150061910	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150062010	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150062110	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150062210	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150062310	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150062410	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150062510	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150062610	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150062710	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150062810	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150062910	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150063010	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150063110	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150063210	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150063310	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150063410	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150063510	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150063610	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150063710	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150063810	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150063910	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150064010	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150064110	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150064210	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150064310	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150064410	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150064510	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150064610	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150064710	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150064810	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150064910	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150065010	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150065110	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150065210	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150065310	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150065410	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150065510	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150065610	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150065710	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150065810	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150065910	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150066010	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150066110	四肢筋膜再燃焼術(筋膜)	
150343910	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150344010	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150344110	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150344210	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150344310	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150344410	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150344510	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150344610	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150344710	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150344810	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150344910	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150345010	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150345110	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150345210	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150345310	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150345410	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150345510	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150345610	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150345710	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150345810	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150345910	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150346010	脊椎側弯成形術(椎弓削除加算)	(前方椎体固定)
150346		

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	15029850	腋窩鏡下多臘性卵巣炎灼術
	150303310	温存手術(脇腔鏡)
	15020110	食道鏡下胃癌(早期)(胃鏡下)
	150317710	胸腔鏡下乳癌性胸膜空手術
	150361610	胸腔鏡下乳癌性胸膜空手術
	150389410	胸腔鏡下肺癌十二指肠切除術
	150271550	腹腔鏡下腸管吻合術
	150389510	腹腔鏡下腸管吻合術
	150389610	腹腔鏡下腸管吻合術
	150246110	子宮全摘出術(両側)(脇腔鏡)
	150204710	卵巣部分切除術(脇腔鏡)
	150267650	卵巣部分切除術(脇腔鏡)
	150207001	子宮切除術(脇腔鏡)
	150267650	子宮切除術(脇腔鏡)
	150298150	子宮全摘出術(脇腔鏡)
	150298050	子宮全摘出術(脇腔鏡)
	150378410	肝胆性腫瘍ジンオ波長切開療法(2cm以内)(腹腔鏡)
	150378610	肝胆性腫瘍ジンオ波長切開療法(2cmを超える)(腹腔鏡)
	150265810	腹腔鏡下剖腹術
	150265810	腹腔鏡下剖腹術(集合式)
	150263610	腹腔鏡下小腸憩室性腫瘍手術(全摘)(内視鏡使用して尿路変更を行わないもの)
	150403710	腹腔鏡下小腸憩室性腫瘍手術(全摘)(回腸又は結腸摘除を用いてして尿路変更を行いうるもの)
	150403810	腹腔鏡下小腸憩室性腫瘍手術(全摘)(代替脾臍を用いてして尿路変更を行いうもの)
	150326410	腹腔鏡下腹膜内停留瘻陰嚢内固定術
	150403310	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(全摘)(膀胱等を用いてして尿路変更を行わないもの)
	150403310	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(全摘)(内視鏡使用して尿路変更を行わないもの)
	150403510	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(全摘)(内視鏡使用して尿路変更を行なうもの)
	150407510	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(全摘)(内視鏡等を用いてして尿路変更を行わないもの)(内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合)
	150407610	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(全摘)(回腸又は結腸摘除を用いてして尿路変更を行いうもの)(内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合)
	150407710	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(全摘)(代替脾臍を用いてして尿路変更を行いうもの)(内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合)
	150407710	腹腔鏡下直腸手術
	150264910	子宮外転手術(脇腔鏡)
C 21 全身麻酔・脊椎麻酔の手術(5日間)		
	150252910	脊椎穿刺
	15032510	閉鎖式胸式子宮筋膜(麻酔困難な患者)
	15032610	閉鎖式胸式子宮筋膜
	15032710	閉鎖式胸式子宮筋膜(麻酔困難な患者)
	15032810	閉鎖式胸式子宮筋膜
	15032910	閉鎖式胸式子宮筋膜(麻酔困難な患者)
	15033010	閉鎖式胸式子宮筋膜3
	15033110	閉鎖式胸式子宮筋膜(麻酔困難な患者)
	15033210	閉鎖式胸式子宮筋膜4
	15033310	閉鎖式胸式子宮筋膜5(麻酔困難な患者)
	150223410	閉鎖式胸式子宮筋膜5
	150247470	鍼灸外麻酔手筋加算(頭・胸)
	150247570	鍼灸外麻酔手筋加算(腰部)
	150247670	鍼灸外麻酔手筋加算(肢骨部)
	150342470	術中経皮透視エニコ・連続監視加算(心臓手術又は冠動脈疾患・非梗塞)
	150359670	術中経皮透視エニコ・連続監視加算(カーテル使用経皮的心臓手術)
	150391070	術中経皮透視加算
	150391170	神経ロックオフ併用加算
		非侵襲的筋肉運動モニタリング加算
C 22 救命等に係る内科的治療(5日間)(①経皮の血管内治療)		
	190163810	超選択性栓塞症中加算
	190164110	輸液管置換(1日施行)
	190345410	輸液管置換(1日施行)
	190355110	脳血管内手術(脳血管内ステント)
	190273510	経筋の胸膜形成術
	150301110	経筋の漏出の脳血管・葉状洞閉鎖術(頭蓋内脳血管)
	150301210	経筋の漏出の脳血管・塞栓術(頭蓋内脳血管)
	150301310	経筋の胸膜形成術(急性)(直接型)
	150374910	経筋の胸膜形成術(急性)(直接型)
	150375010	経筋の胸膜形成術(不完全拡張症)
	150375110	経筋の胸膜形成術(その他)
	150206350	経筋の冠動脈狭窄切開術
	150206360	経筋の冠動脈狭窄切開術(内視鏡)
	150393910	経筋の冠動脈狭窄切開術(内視鏡用カテーテル)
	150375210	経筋の冠動脈ステント留置術(急性)(直接型)
	150375310	経筋の冠動脈ステント留置術(不完全拡張症)
	150375410	経筋の冠動脈ステント留置術(その他)
	150375510	近位冠動脈内膜剥離術
	150381810	経筋の冠動脈狭窄松解術
	150400410	スクリップラフト内膜術(血管損傷)
	150301310	スクリップラフト内膜術(胸膜大動脈)
	150301410	スクリップラフト内膜術(腹膜大動脈)
	150301510	スクリップラフト内膜術(腰骨動脈)
	150301610	直角形冠動脈狭窄松解術(内視鏡)
	150376810	直角形冠動脈狭窄松解術(胸膜内血管等)
	150360710	直角形冠動脈狭窄松解術(胸膜内血管等)(子の他)
	150387310	経筋ツール大動脈瘤置換術(経筋の大動脈瘤外置換術)
C 22 救命等に係る内科的治療(5日間)(②経皮的心筋焼灼術等の治療)		
	150363610	経筋のカーテル・筋焼灼術(心房中隔穿刺、心外膜アプローチ)
	150363710	経筋のカーテル・筋焼灼術(その他の)
	150370590	経筋のカーティション加算
	150303310	経筋のカーティション加算
	150373110	経筋の中隔・筋焼灼術
	150140110	体外マニピュレーション
	150140110	ペースメーカー修復術(心筋収縮)
	150140110	ペースメーカー修復術(心筋収縮)
	150203210	直角形冠動脈狭窄松解術
	150387410	直角形冠動脈狭窄松解術(直接型リード)
	150383250	直角形冠動脈狭窄松解術(皮膚挿入型リード)
	150336910	直角形ハーシング機能付引き締込み直角形冠動脈狭窄術
	150347210	経筋の大動脈遮断術
	150361610	内視鏡的冠動脈切開術(非侵襲性動脈粘膜下剥離術)
	150323110	内視鏡的冠動脈中隔切開術
	150174910	内視鏡的冠動脈中隔切開術(直角形)
	150302510	内視鏡的組合結石除術(直角形)
	150155410	内視鏡的直角切開術(直角形新規切開のみ)
	150296710	内視鏡的丸形切開術(直角形新規切開のみ)
	150254410	内視鏡的組合ステント留置術(直角形)
	150363610	内視鏡的腰膜ステント留置術
	150378510	計画的腰膜ジンオ波長切開療法(2cm以内)(その他の)
	150328110	早期形態腫瘍大腸粘膜下剥離術
	150164850	内視鏡的消化管止血術
	150341450	内視鏡的消化管止血術
C 23 別に定める検査(2日間)		
	160098010	経筋の針生検法
	160098110	EUS-FNA
	160098150	経筋検査
	160095010	腹部鏡
	160095010	胸腔鏡
	160095310	開腹鏡
	160096210	開胸鏡
	160100830	開腹鏡
	160096110	心臓手術(右心)
	160096410	心臓手術(左心)
C 24 別に定める手術(6日間)		
	150081710	腹腔鏡的異物除去術(潜伏性)(腹壁強)
	150100010	後腹孔閉鎖術手術(潜伏)
	150194210	経筋の腎孟鏡ドリーナー術(EBD)
	150174910	内視鏡的組合結石除術(直角形新規伴う)
	150302510	内視鏡的組合結石除術(その他の)
	150155410	内視鏡的直角切開術(直角形新規伴う)
	150296710	内視鏡的丸形切開術(直角形新規伴う)
	150254410	内視鏡的組合ステント留置術(直角形)
	150363610	内視鏡的腰膜ステント留置術
	150378510	計画的腰膜ジンオ波長切開療法(2cm以内)(その他の)
	150328110	早期形態腫瘍大腸粘膜下剥離術
	150164850	内視鏡的消化管止血術
	150341450	内視鏡的消化管止血術
	150098010	経筋の針生検法
	150098110	EUS-FNA
	150098150	経筋検査
	160095010	腹部鏡
	160095010	胸腔鏡
	160095310	開腹鏡
	160096210	開胸鏡
	160100830	開腹鏡
	150081710	腹腔鏡的異物除去術(潜伏性)(腹壁強)
	150100010	後腹孔閉鎖術手術(潜伏)
	150194210	経筋の腎孟鏡ドリーナー術(EBD)
	150174910	内視鏡的組合結石除術(潜伏)
	150302510	内視鏡的組合結石除術(その他の)
	150155410	内視鏡的直角切開術(潜伏)
	150296710	内視鏡的丸形切開術(潜伏)
	150254610	内視鏡的組合定術(潜伏)
	150363610	内視鏡下剖腹部分切除、腹膜捲出術(腹膜)
	150298710	下胃管形成術(再建)
	150194110	動脈瘤内膜剥離術(大動脈に及ぶ)
	150098560	内視鏡的腰椎椎弓根形成術(腰椎)
	15014910	内視鏡的腰椎椎弓根形成術(腰椎)
	150079710	臓器内膜剥離術(潜伏)
	150154430	臓器内膜剥離術(潜伏)
	150104610	上腸管狭窄形成術(直角形)
	150264210	頸動脈内膜剥離術(開放)
	150108810	頸動脈内膜剥離術(直接型)
	150097110	内視鏡的門脈拡張術(門脈圧亢進症)
	150047110	内視鏡的門脈拡張術(肝)
	150093510	外見道流設置、閉鎖症手術
	150093910	上腸管狭窄開放術
	150285910	直角形内膜剥離術(直角)
	150194110	動脈瘤内膜剥離術(大動脈に及ぶ)
	150098560	内視鏡的腰椎椎弓根形成術(腰椎)
	150070810	経筋的腰椎椎弓根形成術
	150247310	筋膜型治癒骨折矯正術
	150344250	脊柱側弯手術(直角)
	150363310	腰椎屈筋逆張現象コアドグリーナー注入手術
	150196710	腰椎側弯手術(腰脊)
	150094710	食道側弯手術
	150386310	内視鏡下剖腹部分切除、腹膜捲出術
	150020350	腹腔鏡根治手術(大腸)
	150088210	母乳化手術
	150119910	前筋膜張(上皮小体) 悪性筋膜廻手術(広汎)
	150098110	内視鏡的腫瘍摘出術(切り離し術)
	150088110	筋膜手術
	150209010	テープ式シリコン拘束手術(4kg以上)
	150336310	閉鎖鏡下閉鎖内骨膜止血術(骨)
	150047210	臓器の閉鎖鏡定術(潜伏)
	150096110	先天性股関節脱臼脱臼の整復術
	150194110	前筋膜張(直角)
	150133010	食道側弯手術(筋膜手術)
	150389810	脊柱側弯摘出植込術(脊柱側弯を留置した場合)
	150298610	脊柱側弯摘出植込術(ジネルレーターを留置した場合)
	15014450	下胃管形成術(潜伏運動伴う)
	150386310	輪状狭窄症手術(前胃闊大街)
	150108710	輪状狭窄症手術(前胃闊大街)
	150058010	裂手手術

重症度、疾患・看護必要度の項目	レコード	診療行為名
重症度、疾患・看護必要度の項目	レコード	診療行為名
1503530	レコード	脊椎性疼痛性偽関節手術(創外固定器)
150995910	中耳側面切開	中耳側面切開(裏翼突管神経切断術)
150102510	経皮上頸椎前柱固定	経皮上頸椎前柱固定(前柱全椎)(椎全神)(術(両側))
1505000	骨形成的腰椎椎弓切除術	骨形成的腰椎椎弓切除術(腰椎移植(筋皮弁使用))
15021110	腰椎椎弓根切除術	腰椎椎弓根切除術(腰椎移植(筋皮弁使用))
150072950	骨形成的腰椎椎弓切除術	骨形成的腰椎椎弓切除術(腰椎移植(筋皮弁使用))
150160610	骨質狭窄症手術	骨質狭窄症手術
1501315210	神経交差融合術(その他)	神経交差融合術(その他)
150345150	上頸頭部皮瓣脂肪顎面的手術(片側)	上頸頭部皮瓣脂肪顎面的手術(片側)
150150510	空洞・くも膜下腔シャント手術	空洞・くも膜下腔シャント手術(脊髄空洞症)
150372610	腰痛性腰椎牽引手術	腰痛性腰椎牽引手術
15082610	骨移植術	骨移植術(自家又は非生体同種移植と人工骨移植の併施、特殊)
150392050	上頸骨形形成術(脊柱移動を伴う)	上頸骨形形成術(脊柱移動を伴う)
150336110	腰椎椎弓根固定術(イボレーター埋剛骨術)	腰椎椎弓根固定術(イボレーター埋剛骨術(腰椎固定術))
1502121910	腰椎椎弓根固定術(腰大孔形成術)	腰椎椎弓根固定術(腰大孔形成術(腰椎固定術))
150707410	腰椎椎間板摘出術	腰椎椎間板摘出術
150206810	陰茎肉阜形成術(陰茎全層)	陰茎肉阜形成術(陰茎全層)
150213210	陰莖悪性腫瘍手術	陰莖悪性腫瘍手術
150274410	上頸骨形形成術(手術(両側))	上頸骨形形成術(手術(両側))
1503000	腰椎再建運動装置(腰)	腰椎再建運動装置(腰)
150108810	気管形成術(支気管炎、気管移植等)	気管形成術(支気管炎、気管移植等)(頭部から)
150373110	腰膜再建術	腰膜再建術
150387610	経静脈留置挿抜去術(レーザーシリーズ用いない)	経静脈留置挿抜去術(レーザーシリーズ用いない)
150404110	膀胱癲癩摘出術(内視鏡によるもの)	膀胱癲癩摘出術(内視鏡によるもの)
150404210	膀胱癲癩切離術(その他のもの)	膀胱癲癩切離術(その他のもの)
150404310	膀胱癲癩形成手術(組合せ置換)	膀胱癲癩形成手術(組合せ置換)
150191210	肛門括約筋形成手術(組合せ置換)	肛門括約筋形成手術(組合せ置換)
150191510	幽門手術(仙骨会合式)	幽門手術(仙骨会合式)
150398310	仙骨神経の激剥離摘除術(脊髓刺激電極を留置した場合)	仙骨神経の激剥離摘除術(脊髓刺激電極を留置した場合)
150398410	仙骨神経の激剥離摘除術(シェネーラーを留置した場合)	仙骨神経の激剥離摘除術(シェネーラーを留置した場合)
1502400	後部尿道形成手術	後部尿道形成手術
150240610	尿管切離術	尿管切離術
150242550	尿管の側枝手術	尿管の側枝手術
150316310	口腔裂形手術(両側) (口唇裂形を作り)	口腔裂形手術(両側) (口唇裂形を作り)
150995910	外耳道形成手術	外耳道形成手術
150011510	四肢・軟部部悪性腫瘍手術(肩)	四肢・軟部部悪性腫瘍手術(肩)
150011710	足部・軟部部悪性腫瘍手術(足)	足部・軟部部悪性腫瘍手術(足)
150249410	腰椎悪性腫瘍摘出術(内視鏡)	腰椎悪性腫瘍摘出術(内視鏡)
150065110	腰面神経切離手術(腰痛)	腰面神経切離手術(腰痛)
150113310	白眉悪性腫瘍手術	白眉悪性腫瘍手術
150208610	腰部悪性腫瘍手術	腰部悪性腫瘍手術
150404510	腰椎癰瘍閉鎖術(内視鏡によるもの)	腰椎癰瘍閉鎖術(内視鏡によるもの)
150404610	腰椎癰瘍閉鎖術(その他のもの)	腰椎癰瘍閉鎖術(その他のもの)
150346410	腰痛的大転筋形成術	腰痛の大転筋形成術
150404710	腰椎の側面動静脉剥離術(手)	腰椎の側面動静脉剥離術(手)
150345410	腰椎動静脉剥離術(腰痛)	腰椎動静脉剥離術(腰痛)
150345510	腰椎動静脉剥離手術(腰痛)	腰椎動静脉剥離手術(腰痛)
150353510	腰椎動静脉剥離術(腰痛を伴う)	腰椎動静脉剥離術(腰痛を伴う)
150295410	腰椎骨骨折復位術	腰椎骨骨折復位術
150366210	内視鏡的骨盤合併症レーザー焼灼術	内視鏡的骨盤合併症レーザー焼灼術
150344110	腰椎頭頸部腫瘍摘出術(内視鏡)	腰椎頭頸部腫瘍摘出術(内視鏡)
150204510	腰椎骨盆腫瘍摘出術(上腰)	腰椎骨盆腫瘍摘出術(上腰)
150407410	筋帯断裂成形手術(十字筋帶)	筋帯断裂成形手術(十字筋帶)
150204950	陰茎形形成術	陰茎形形成術
150108110	喉頭悪性腫瘍手術(頭部、胸部、腹部等の操作による再建を含む)	喉頭悪性腫瘍手術(頭部、胸部、腹部等の操作による再建を含む)
150011910	四肢・軟部部悪性腫瘍手術(下肢)	四肢・軟部部悪性腫瘍手術(下肢)
150316410	直腸形会陰手術(直側) (鼻腔底形成を伴う)	直腸形会陰手術(直側) (鼻腔底形成を伴う)
150315310	重症性会陰治癒型会陰窓内持続注入用植型ポンプ設置術	重症性会陰治癒型会陰窓内持続注入用植型ポンプ設置術
150262610	頭部部清掃術(頭)	頭部部清掃術(頭)
150064410	脊椎被覆膜手術(神経処置を伴う)	脊椎被覆膜手術(神経処置を伴う)
150255110	脂肪吸出植込法(皮下)	脂肪吸出植込法(皮下)
150077810	穿刺吸出植込法(皮下)	穿刺吸出植込法(皮下)
150077810	穿刺吸出植込法(神経術)	穿刺吸出植込法(神経術)
1503003410	閉節脱臼血栓の整復術(膝)	閉節脱臼血栓の整復術(膝)
150206710	陰茎悪性腫瘍手術(陰茎)	陰茎悪性腫瘍手術(陰茎)
150347310	陰茎の鼻唇形成手術(陰茎を伴う)	陰茎の鼻唇形成手術(陰茎を伴う)
150454110	腰椎骨骨折復位術	腰椎骨骨折復位術
150352110	腰椎下腰椎内視鏡観血的手術(腰)	腰椎下腰椎内視鏡観血的手術(腰)
150352210	腰椎鏡下腰椎内視鏡観血的手術(腰)	腰椎鏡下腰椎内視鏡観血的手術(腰)
150117810	腰下腰椎腫瘍手術	腰下腰椎腫瘍手術
15031310	腰斷鏡下腰椎腰膜摘出術(十字型翻蓋)	腰断鏡下腰椎腰膜摘出術(十字型翻蓋)
150373710	内視鏡下腰椎腰膜手術(範囲)	内视镜下腰椎腰膜手術(範囲)
150101010	腰椎骨形形成術(腰痛の場合は)	腰椎骨形形成術(腰痛の場合は)
150316410	直腸形会陰手術(直側) (鼻腔底形成を伴う)	直腸形会陰手術(直側) (鼻腔底形成を伴う)
150211010	女子外性悪性腫瘍手術(切除)	女子外性悪性腫瘍手術(切除)
150706010	神経切断術	神経切断術
150316710	筋膜(皮)・筋(筋) 管(皮) 筋(筋) 管(筋) 筋(筋) 简易清掃術	簡易清掃術
150365410	腰骶底流動性脂肪吸引術(治療用注入材)	腰骶底流動性脂肪吸引術(治療用注入材)
15073410	骨髓膜腫瘍摘出術(骨)	骨髓膜腫瘍摘出術(骨)
150333310	骨髓膜腫瘍摘出術(骨)	骨髓膜腫瘍摘出術(骨)
150264210	閉節脱臼血栓の整復術(腰)	閉節脱臼血栓の整復術(腰)
150112210	舌咽頭腫瘍摘出術(内視鏡)	舌咽頭腫瘍摘出術(内視鏡)
150315010	舌咽頭腫瘍摘出術(手)	舌咽頭腫瘍摘出術(手)
150354110	閉節脱臼血栓の整復術(手)	閉節脱臼血栓の整復術(手)
150504010	切断四股接合術(指)	切断四股接合術(指)
150352120	閉節脱臼血栓の整復術(脛)	閉節脱臼血栓の整復術(脛)
150316410	舌咽頭腫瘍摘出術(頭頸)	舌咽頭腫瘍摘出術(頭頸)
150112210	筋膜切離術(筋)	筋膜切離術(筋)
150374110	乳管形会陰手術(皮)	乳管形会陰手術(皮)
150114210	口腔形会陰手術(皮)	口腔形会陰手術(皮)
150388910	直腸形会陰手術(皮)	直腸形会陰手術(皮)
150107810	直腸形会陰手術(筋)	直腸形会陰手術(筋)
150316610	筋膜切離術(筋)	筋膜切離術(筋)
150124110	筋膜切離術(筋)	筋膜切離術(筋)
150360910	筋膜切離術(筋)	筋膜切離術(筋)
150243210	体外式骨盆固定術	体外式骨盆固定術
150009210	自家游離合組織移植術(筋膜)	自家游離合组织移植術(筋膜)
150008010	皮弁作成術、移動術、切離術、遷移皮弁術(1.00 cm 2以上)	皮弁作成術、移動術、切離術、遷移皮弁術(1.00 cm 2以上)
150111810	舌下腺摘出術(手)	舌下腺摘出術(手)
150112110	舌咽頭腫瘍摘出術(手)	舌咽頭腫瘍摘出術(手)
150112110	舌咽頭腫瘍摘出術(手)	舌咽頭腫瘍摘出術(手)
150387810	血管修復術、バイパス修復術(筋膜)	血管修復術、バイパス修復術(筋膜)
150107910	筋膜性皮瓣手術(手)	筋膜性皮瓣手術(手)
150360510	化膿性又は結核性間節炎除根術(膝)	化膿性又は結核性間節炎除根術(膝)
150204810	腰椎下腰椎固定術	腰椎下腰椎固定術
150118110	腰椎部清掃術(腰)	腰椎部清掃術(腰)
150372110	部位脛膜生検術	部位脛膜生検術
150333310	会陰縫合術(腫瘍)	会陰縫合術(腫瘍)
150266510	人工内臓筋(筋)	人工内臓筋(筋)
150360510	血管修復術、バイパス修復術(下肢、足部筋膜)	血管修復術、バイパス修復術(下肢、足部筋膜)
150360810	骨膜骨膜剥離術(筋)	骨膜骨膜剥離術(筋)
150263910	筋膜性皮瓣手術(筋膜)	筋膜性皮瓣手術(筋膜)
150243210	体外式骨盆固定術	体外式骨盆固定術
150009210	自家游離合組織移植術(筋膜)	自家游離合组织移植術(筋膜)
150008010	皮弁作成術、移動術、切離術、遷移皮弁術(1.00 cm 2以上)	皮弁作成術、移動術、切離術、遷移皮弁術(1.00 cm 2以上)
150111810	舌下腺摘出術(手)	舌下腺摘出術(手)
150112110	舌咽頭腫瘍摘出術(手)	舌咽頭腫瘍摘出術(手)
150386410	乳管形会陰手術(皮)	乳管形会陰手術(皮)
150149510	乳管形会陰手術(筋)	乳管形会陰手術(筋)
150363410	經皮内視鏡下乳頭摘出術(筋膜)	經皮内視鏡下乳頭摘出術(筋膜)
15037310	内視鏡下經皮内視鏡下乳頭摘出術(筋膜)	内視鏡下經皮内視鏡下乳頭摘出術(筋膜)
150371810	經皮内視鏡下乳頭摘出術(筋膜)	經皮内視鏡下乳頭摘出術(筋膜)
150119310	バセドウ病甲状腺全摘出術(筋膜)	バセドウ病甲状腺全摘出術(筋膜)
150197010	経皮内視鏡下乳頭摘出術(筋膜)	経皮内視鏡下乳頭摘出術(筋膜)
150204010	頭部部清掃術(片)	頭部部清掃術(片)

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
150073210		脊髄膜瘻創術(翻外)
150384610		内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術(下垂体腫瘍)
150394010		経皮的骨盤形成術(骨盤成形)
150194010		経皮的尿路結石除去術
150068810		動脈(皮)剥離
150066710		分離筋皮術(2.00cm以上)
150066210		角膜移植術
150384310		開腹鏡下肩関節滑膜形成術(腱板断裂を伴わない)
150264710		動脈瘤破裂瘤摘出術(内頸動脈)
150689410		網膜管切開
150118110		耳下腺腫瘻摘出術(耳下腺浅葉摘出術)
150119510		甲状腺恶性腫瘍手術(全摘及び半全摘)
150094110		乳突筋開窓
150094010		開腹鏡骨介軟骨島的手術(籽)
150118410		乳頭状乳頭瘤手術(切除)
150262710		乳頭惡性腫瘍手術(乳房部分切除術(腋窩部剥離を伴う))
150337110		経皮的摘動脈ステント留置術
150066710		経皮的レーザー前立腺切除術(ホルミウムレーザー)
150379610		経皮的前立腺手術(電解質溶液利用)
150066710		火炎焼灼(火炎)
150314410		内視鏡下椎間板摘出(5椎体)椎(後方融合術)
150343810		開腹鏡下骨髄板取扱(融吸)
150398510		椎弓形成手術(耳介骨再建術)
150398610		椎弓形成手術(耳介骨再建術)
150121710		乳頭惡性腫瘍手術(乳房切除術、胸筋切開を併施しない)
150066710		乳頭状乳頭瘤手術(乳頭摘出術)
1500663210		椎間板摘出術(後方融合術)
150313710		開節鏡下膝关节断裂形成術(十字韧带)
150302150		骨移植術(自家骨又は非生物性種骨移植と人工骨移植の併施、その他)
150316510		乳頭惡性腫瘍手術(乳房切除術(腋窩部剥離を伴わない))
150323510		内視鏡下鼻・副鼻腔手術3型(選択的(複数回)副鼻腔手術)
150303110		乳頭惡性腫瘍手術(乳房部分切除術(腋窩部剥離を伴わない))

別紙8

医療区分・ADL区分等に係る評価票 評価の手引き

「医療区分・ADL区分等に係る評価票」の記入に当たっては、各項目の「項目の定義」に該当するか否かを判定すること。また、各項目の評価の単位については、「評価の単位」及び「留意点」に従うこと。

なお、「該当する」と判定した場合には、診療録にその根拠を記載すること。ただし、判定以降に患者の状態等の変化がない場合には、診療録に記載しなくても良いが、状態等の変化が見られた場合には診療録にその根拠を記載すること。

I. 算定期間に限りがある区分

(1) 【医療区分3(別表第五の二)】

1. 24時間持続して点滴を実施している状態

項目の定義

24時間持続して点滴を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう24時間持続して点滴を実施している状態とは、経口摂取が困難な場合、循環動態が不安定な場合又は電解質異常が認められるなど体液の不均衡が認められる場合に限るものとする。(初日を含む。)

また、連続した7日間を超えて24時間持続して点滴を行った場合は、8日目以降は該当しないものとする。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

(2) 【医療区分2(別表第五の三)】

2. 尿路感染症に対する治療を実施している状態

項目の定義

尿沈渣で細菌尿が確認された場合、もしくは白血球尿(>10/HPF)であって、尿路感染症に対する治療を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

連続する14日間を限度とし、15日目以降は該当しない。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

3. 傷病等によりリハビリテーションが必要な状態(原因となる傷病等の発症後、30日以内の場合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る。)

項目の定義

傷病等によりリハビリテーションが必要な状態(原因となる傷病等の発症後、30日以内の場合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

実施されるリハビリテーションは、医科点数表上のリハビリテーションの部に規定されるものであること。
リハビリテーションについては、継続的に適切に行われていれば、毎日行われている必要はないものとする。

4. 脱水に対する治療を実施している状態、かつ、発熱を伴う状態

項目の定義

脱水に対する治療を実施している状態、かつ、発熱を伴う状態

評価の単位

1日毎

留意点

発熱に対する治療を行っている場合に限る。
尿量減少、体重減少、BUN／Cre 比の上昇等が認められ、脱水に対する治療を実施している状態。
連続した7日間を超えて脱水に対する治療を行った場合は、8日目以降は該当しない。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

5. 消化管等の体内からの出血が反復継続している状態

項目の定義

消化管等の体内からの出血が反復継続している状態

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう消化管等の体内からの出血が反復継続している状態とは、例えば、黒色便、コーヒー残渣様嘔吐、喀血、痔核を除く持続性の便潜血が認められる状態をいう。

出血を認めた日から7日間まで、本項目に該当するものとする。

6. 頻回の嘔吐に対する治療を実施している状態、かつ、発熱を伴う状態

項目の定義

頻回の嘔吐に対する治療を実施している状態(1日に複数回の嘔吐がある場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

発熱に対する治療が行われている場合に限る。

嘔吐のあった日から3日間は、本項目に該当する。

7. せん妄に対する治療を実施している状態

項目の定義

せん妄に対する治療を実施している状態(せん妄の症状に対応する治療を行っている場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

「せん妄の兆候」は、以下の6項目のうち「この7日間は通常の状態と異なる」に該当する項目が1つ以上ある場合、本項目に該当するものとする。

- a.注意がそられやすい
- b.周囲の環境に関する認識が変化する
- c.支離滅裂な会話が時々ある
- d.落ち着きがない
- e.無気力
- f.認知能力が1日の中で変動する

7日間を限度とし、8日目以降は該当しないものとする。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

8. 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われており、かつ、発熱又は嘔吐を伴う状態

項目の定義

経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われており、かつ、発熱又は嘔吐を伴う状態

評価の単位

1日毎

留意点

発熱又は嘔吐に対する治療を行っている場合に限る。

連続する7日間を限度とし、8日目以降は該当しないものとする。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

9. 頻回の血糖検査を実施している状態

項目の定義

頻回の血糖検査を実施している状態(1日3回以上の血糖検査が必要な場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

糖尿病に対するインスリン製剤又はソマトメジンC製剤の注射を1日1回以上行い、1日3回以上の頻回の血糖検査が必要な状態に限る。なお、検査日から3日間まで、本項目に該当するものとする。

II. 算定期間に限りがない区分

(1) 【医療区分3(別表第五の二)】

10. スモン

項目の定義

スモン(「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日衛発第242号)に定めるものを対象とする。)に罹患している状態

評価の単位

—

留意点

特定疾患医療受給者証の交付を受けているもの又は過去に当該疾患の公的な認定を受けたことが確認できる場合等をいう。

11. 次番

12. 医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態

項目の定義

循環動態および呼吸状態が不安定なため、常時、動脈血酸素飽和度、血圧、心電図、呼吸等のバイタルサインを観察する必要がある等、医師及び看護職員により、24時間体制での監視及び管理を必要とする状態

評価の単位

1日毎

留意点

少なくとも連続して24時間以上「項目の定義」に該当する状態にあること。(初日を含む。)
動脈血酸素飽和度、血圧、心電図、呼吸等のバイタルサインが、少なくとも4時間以内の間隔で観察されていること。ただし、医師による治療方針に関する確認が行われていない場合は該当しない。
なお、当該項目は、当該項目を除く医療区分3又は医療区分2の項目に、1つ以上の該当項目がある場合に限り医療区分3として取り扱うものとし、それ以外の場合は医療区分2として取り扱うものとする。

13. 中心静脈栄養を実施している状態

項目の定義

中心静脈栄養を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう中心静脈栄養とは、消化管の異常、悪性腫瘍等のため消化管からの栄養摂取が困難な場合に行うものに限るものとし、単に末梢血管確保が困難であるために行うものはこれに含まない。ただし、経管栄養のみでカロリー不足の場合については、離脱についての計画を作成し実施している場合に限り、経管栄養との一部併用の場合も該当するものとする。
なお、毎月末において、当該中心静脈栄養を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載すること。

14. 人工呼吸器を使用している状態

項目の定義

人工呼吸器を使用している状態

評価の単位

1日毎

留意点

診療報酬の算定方法の別表第一第2章第9部の「J045 人工呼吸」の「3 5時間を超えた場合(1日につき)」を算定している場合に限る。

15. ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態

項目の定義

ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

胸腔または腹腔のドレーン又は洗浄を実施しているものに限る。

16. 気管切開又は気管内挿管が行われており、かつ、発熱を伴う状態

項目の定義

気管切開又は気管内挿管が行われており、かつ、発熱を伴う状態

評価の単位

1日毎

留意点

投薬、処置等、発熱に対する治療が行われている場合に限る。

17. 酸素療法を実施している状態(密度の高い治療を要する状態に限る。)

項目の定義

酸素療法を実施している状態であって、次のいずれかに該当するもの

- ・常時流量3L/分以上を必要とする場合
- ・肺炎等急性増悪により点滴治療を実施した場合
- ・NYHA 重症度分類のⅢ度又はⅣ度の心不全の状態である場合

評価の単位

1日毎

留意点

酸素非投与下において、安静時、睡眠時、運動負荷いずれかで動脈血酸素飽和度が 90%以下となる状態であって、以下の(1)又は(2)の状態。

(1) 安静時に3L／分未満の酸素投与下で動脈血酸素飽和度 90%以上を維持できないが、3L／分以上で維持できる状態。

(2) 安静時に3L／分未満の酸素投与下で動脈血酸素飽和度 90%以上を維持できる状態であって、肺炎等急性増悪により点滴治療を実施した場合又は NYHA 重症度分類のⅢ度若しくはⅣ度の心不全の状態である場合。なお、肺炎等急性増悪により点滴治療を実施した場合については、点滴を実施した日から 30 日間まで、本項目に該当するものとする。

なお、毎月末において当該酸素療法を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載すること。

18. 感染症の治療の必要性から隔離室での管理を実施している状態

項目の定義

感染症の治療の必要性から隔離室での管理を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

感染症に対する治療又は管理が行われている期間に限る。

(2) 医療区分2(別表第五の三)

19. 筋ジストロフィー

項目の定義

筋ジストロフィー(難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に係るものに限る。)として定めるものを対象とする。)に罹患している状態

評価の単位

—

留意点

筋ジストロフィーに罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。

20. 多発性硬化症

項目の定義

多発性硬化症(難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に係るものに限る。)として定めるものを対象とする。)に罹患している状態

評価の単位

—

留意点

多発性硬化症に罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。

21. 筋萎縮性側索硬化症

項目の定義

筋萎縮性側索硬化症(難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に係るものに限る。)として定めるものを対象とする。)に罹患している状態

評価の単位

—

留意点

筋萎縮性側索硬化症に罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。)

22. パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。))

項目の定義

パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))に罹患している状態。

進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病については、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に係るものに限る。)として定めるものを対象とする。

評価の単位

一

留意点

進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症又はパーキンソン病に罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。また、パーキンソン症候群は含まない。

23. その他の指定難病等

項目の定義

以下の(1)、(2)又は(3)に掲げる疾患に罹患している状態。

(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に係るものに限る。)。ただし、筋ジストロフィー、多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症及びパーキンソン病関連疾患を除く。

(2) 「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日衛発第242号)に掲げる疾患(当該疾患に罹患している患者として都道府県知事から受給者証の交付を受けているものに限る。)。ただし、スモンを除く。

(3) 「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱について」(平成元年7月24日健医発第896号)に掲げる疾患(当該疾患に罹患している患者として都道府県知事から受給者証の交付を受けているものに限る。)

評価の単位

一

留意点

- (1)については、指定難病に罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。
(2)及び(3)については、受給者証の交付を受けているものに限る。

24. 脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。)

項目の定義

脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。)

評価の単位

—

留意点

頸椎損傷の場合に限り該当するものとする。

25. 慢性閉塞性肺疾患(ヒュー・ジョーンズの分類がV度の状態に該当する場合に限る。)

項目の定義

慢性閉塞性肺疾患(ヒュー・ジョーンズの分類がV度の状態に該当する場合に限る。)

評価の単位

—

留意点

—

26. 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法を実施している状態

項目の定義

人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法を実施している状態

評価の単位

月1回

留意点

人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法について、継続的に適切に行われていれば、毎日行われている必要はないものとする。

27. 欠番

28. 省略

29. 悪性腫瘍(医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。)

項目の定義

悪性腫瘍(医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

ここでいう医療用麻薬等とは、WHO's pain ladder に定められる第2段階以上のものをいう。

30. 肺炎に対する治療を実施している状態

項目の定義

肺炎に対し画像診断及び血液検査を行い、肺野に明らかな浸潤影を認め、血液検査上炎症所見を伴い、治療が必要な状態

評価の単位

1日毎

留意点

一

31. 褥瘡に対する治療を実施している状態(DIAGN-R 分類d2以上の場合又は褥瘡が2カ所以上に認められる場合に限る。)

項目の定義

褥瘡に対する治療を実施している状態(DIAGN-R 分類d2以上に該当する場合若しくは褥瘡が2カ所以上に認められる状態に限る。)

d0:皮膚損傷・発赤無し

d1:持続する発赤

d2:真皮までの損傷

D3:皮下組織までの損傷

D4:皮下組織を超える損傷

D5:関節腔、体腔に至る損傷

DU:深さ判定が不能の場合

評価の単位

1日毎

留意点

部位、大きさ、深度等の褥瘡の程度について診療録に記載し、それぞれについての治療計画を立て治療を実施している場合に該当するものとする。

ただし、入院又は転院時既に発生していた褥瘡に限り、治癒又は軽快後も30日間に限り、引き続き医療区分2として取り扱うことができる。ただし、当該取り扱いを行う場合については、入院している患者に係る褥瘡の発生割合について、患者または家族の求めに応じて説明を行うこと。

32. 末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療を実施している状態

項目の定義

末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療を実施している状態(以下の分類にて第2度以上に該当する場合に限る。)

第1度:皮膚の発赤が持続している部位があり、圧迫を取り除いても消失しない(皮膚の損傷はない)

第2度:皮膚層の部分的喪失:びらん、水疱、浅いくぼみとして表れる

第3度:皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもある、及んでいないこともある

第4度:皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している

評価の単位

1日毎

留意点

—

33. うつ症状に対する治療を実施している状態

項目の定義

うつ症状に対する治療を実施している状態(精神保健指定医の処方によりうつ症状に対する薬を投与している場合、入院精神療法、精神科作業療法及び心身医学療法など、「診療報酬の算定方法」別表第一第2章第8部の精神科専門療法のいずれかを算定している場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

「うつ症状」は、以下の7項目のそれぞれについて、うつ症状が初めてみられた日以降において、3日間のうち毎日観察された場合を2点、1日又は2日観察された場合を1点として評価を行う。

- a.否定的な言葉を言った
- b.自分や他者に対する継続した怒り
- c.現実には起こりそうもないことに対する恐れを表現した
- d.健康上の不満を繰返した
- e.たびたび不安、心配事を訴えた
- f.悲しみ、苦悩、心配した表情
- g.何回も泣いたり涙もらい

本評価によって、3日間における7項目の合計が4点以上であり、かつ、うつ症状に対する治療が行われている場合に限る。

なお、医師を含めた当該病棟(床)の医療従事者により、原因や治療方針等について検討を行い、治療方針に基づき実施したケアの内容について診療録等に記載すること。

34. 他者に対する暴行が毎日認められる状態

項目の定義

他者に対する暴行が毎日認められる状態

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう他者に対する暴行が毎日認められる状態とは、例えば、他者を打つ、押す、ひっかく等が認められる状態をいう。なお、医師又は看護師の合計2名以上(ただし、少なくとも1名は医師であることとする)により「他者に対する暴行が毎日認められる」との判断の一致がある場合に限る。

なお、医師を含めた当該病棟(床)の医療従事者により、原因や治療方針等について検討を行い、治療方針に基づき実施したケアの内容について診療録等に記載すること。

35. 1日8回以上の喀痰吸引を実施している状態

項目の定義

1日8回以上の喀痰吸引を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう1日8回以上の喀痰吸引とは、夜間を含め3時間に1回程度の喀痰吸引を行っていることをいう。

36. 気管切開又は気管内挿管が行われている状態(発熱を伴う状態を除く。)

項目の定義

気管切開又は気管内挿管が行われている状態(発熱を伴う状態を除く。)

評価の単位

1日毎

留意点

一

37. 創傷(手術創や感染創を含む。)、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療を実施している状態

項目の定義

創傷(手術創や感染創を含む。)、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療を実施している状態(1日2回以上、ガーゼや創傷被覆材の交換が必要な場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

—

38. 酸素療法を実施している状態(密度の高い治療を要する状態を除く。)

項目の定義

酸素療法を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

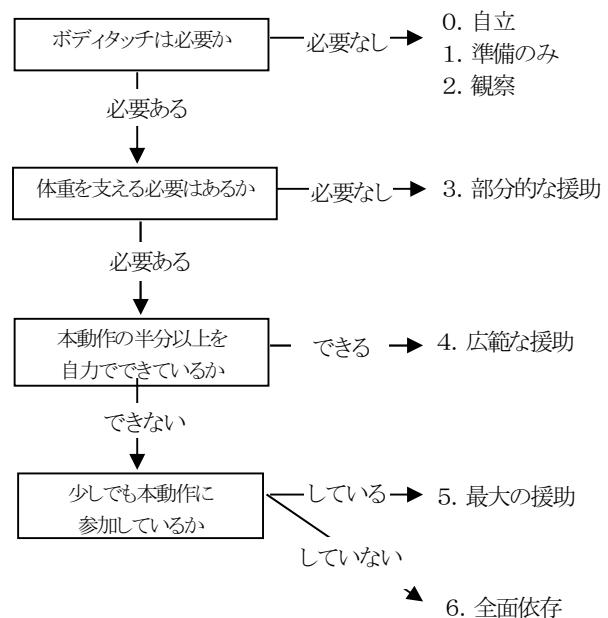
酸素非投与下において、安静時、睡眠時、運動負荷いずれかで動脈血酸素飽和度が 90%以下となる状態であって、医療区分3に該当する状態を除く。すなわち、安静時に3L／分未満の酸素投与下で動脈血酸素飽和度 90%以上を維持できる状態(肺炎等急性増悪により点滴治療を要した状態(点滴を実施した日から 30 日間までに限る。)及び NYHA 重症度分類のⅢ度又はⅣ度の心不全の状態を除く。)をいう。なお、毎月末において当該酸素療法を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載すること。

III. ADL区分

当日を含む過去3日間の全勤務帯における患者に対する支援のレベルについて、下記の4項目(a. ~d.)に0~6の範囲で最も近いものを記入し合計する。新入院(転棟)の場合は、入院(転棟)後の状態について評価する。

項目	内容	支援のレベル
a. ベッド上の可動性	横になった状態からどのように動くか、寝返りをうつたり、起き上がったり、ベッド上の身体の位置を調整する	
b. 移乗	ベッドからどのように、いすや車いすに座ったり、立ち上がるか (浴槽や便座への移乗は除く)	
c. 食事	どのように食べたり、飲んだりするか。 (上手、下手に関係なく)経管や経静脈栄養も含む	
d. トイレの使用	どのようにトイレ(ポータブルトイレ、便器、尿器を含む)を使用するか。 排泄後の始末、おむつの替え、人工肛門またはカテーテルの管理、衣服を整える(移乗は除く)	
(合計点)		

0 自立 : 手助け、準備、観察は不要または1~2回のみ
1 準備のみ : 物や用具を患者の手の届く範囲に置くことが3回以上
2 観察 : 見守り、励まし、誘導が3回以上
3 部分的な援助 : 動作の大部分(50%以上)は自分でできる・四肢の動きを助けるなどの体重(身体)を支えない援助を3回以上
4 広範な援助 : 動作の大部分(50%以上)は自分でできるが、体重を支える援助(たとえば、四肢や体幹の重みを支える)を3回以上
5 最大の援助 : 動作の一部(50%未満)しか自分でできず、体重を支える援助を3回以上
6 全面依存 : まる3日間すべての面で他者が全面援助した(および本動作は一度もなかつた場合)



IV. その他

91. 身体抑制を実施している

項目の定義

次のいずれかの行為を1つでも行った場合

- ・四肢の抑制
- ・体幹部の抑制
- ・ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ・介護衣(つなぎ服)の着用
- ・車いすや椅子から立ち上がることができないようにする(抑制のための腰ベルトや立ち上がることができない椅子の使用)
- ・ミトンの着用(手指の機能抑制)
- ・自分の意思で開けることのできない居室等への隔離

留意点

身体抑制を実施する場合は、身体抑制実施に係る3つの要件(切迫性・非代替性・一時性)に該当すること。また、3つの要件の該当状況、実施した身体抑制の行為、目的、理由及び抑制時間に関して、診療録等に記録すること。

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（抜粋）

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などこれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaと同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢと同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成18年4月3日老発第0403003号） 厚生省老人保健福祉局長通知

障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準（抜粋）

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独立で外出する 1 交通機関等を利用して外出する 2 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ 1 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2 介助により車椅子に移乗する
寝たきり	ランク C	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1 自力で寝返りをうつ 2 自力で寝返りもうたない

※判定に当たっては補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について（平成3年11月18日 老健第102-2号） 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知

超重症児（者）・準超重症児（者）の判定基準

以下の各項目に規定する状態が 6 か月以上継続する場合^{*1}に、それぞれのスコアを合算する。

1. 運動機能：座位まで	
2. 判定スコア	(スコア)
(1) レスピレーター管理 ^{*2}	= 10
(2) 気管内挿管、気管切開	= 8
(3) 鼻咽頭エアウェイ	= 5
(4) O ₂ 吸入又は SpO ₂ 90%以下の状態が 10%以上	= 5
(5) 1 回／時間以上の頻回の吸引 6 回／日以上の頻回の吸引	= 8 = 3
(6) ネブライザー 6 回／日以上または継続使用	= 3
(7) IVH	= 10
(8) 経口摂取（全介助） ^{*3} 経管（経鼻・胃ろう含む） ^{*3}	= 3 = 5
(9) 腸ろう・腸管栄養 ^{*3} 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	= 8 = 3
(10) 手術・服薬にても改善しない過緊張で、 発汗による更衣と姿勢修正を 3 回／日以上	= 3
(11) 継続する透析（腹膜灌流を含む）	= 10
(12) 定期導尿（3 回／日以上） ^{*4}	= 5
(13) 人工肛門	= 5
(14) 体位交換 6 回／日以上	= 3

〈判 定〉

1 の運動機能が座位までであり、かつ、2 の判定スコアの合計が 25 点以上の場合は超重症児（者）、10 点以上 25 点未満である場合は準超重症児（者）とする。

^{*1} 新生児集中治療室を退室した児であって当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が 1 か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が 6 か月以上継続する場合とする。

^{*2} 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP などは、レスピレーター管理に含む。

^{*3} (8) (9) は経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択。

^{*4} 人工膀胱を含む

別紙14の2

強度行動障害児(者)の医療度判定基準

I 強度行動障害スコア

行動障害の内容	行動障害の目安の例示	1点	3点	5点
1 ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、つめをはぐなど。	週1回以上	日1回以上	1日中
2 ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	噛みつき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突きなど、相手が怪我をしかねないような行動など。	月1回以上	週1回以上	1日に頻回
3 激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐとか、どうしても外出を拒みとおす、何百メートルも離れた場所に戻り取りに行く、などの行為で止めて止めきれないもの。	週1回以上	日1回以上	1日に頻回
4 激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、その結果危害が本人にもまわりにも大きいもの、服をなんとしてでも破ってしまうなど。	月1回以上	週1回以上	1日に頻回
5 睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベッドについていられず人や物に危害を加えるなど。	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
6 食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	テーブルごとひっくり返す、食器ごと投げるとか、椅子に座っていれず、皆と一緒に食事できない。便や釘・石などを食べ体に異常をきたした偏食など。	週1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
7 排せつに関する強度の障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁面になすりつける。強迫的に排尿排便行為を繰り返すなど。	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
8 著しい多動	身体・生命の危険につながる飛び出しをする。目を離すと一時も座れず走り回る。ベランダの上など高く危険なところに上る。	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
9 通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	たえられない様な大声を出す。一度泣き始めると大泣きが何時間も続く。	ほぼ毎日	1日中	絶えず
10 パニックへの対応が困難	一度パニックが出ると、体力的にもとてもおさめられずつきあつていかれない状態を呈する。			困難
11 他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、かかわっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある。			困難

II 医療度判定スコア

1 行動障害に対する専門医療の実施の有無		
① 向精神薬等による治療	5点	
② 行動療法、動作法、TEACCHなどの技法を取り入れた薬物療法以外の専門医療	5点	
2 神経・精神疾患の合併状態		
① 著しい視聴覚障害（全盲などがあり、かつ何らかの手段で移動する能力をもつ）	5点	
② てんかん発作が週1回以上、または6ヶ月以内のてんかん重積発作の既往	5点	
③ 自閉症等によりこだわりが著しく対応困難	5点	
④ その他の精神疾患や不眠に対し向精神薬等による治療が必要	5点	
3 身体疾患の合併状態		
① 自傷・他害による外傷、多動・てんかん発作での転倒による外傷の治療（6ヶ月以内に）	3点	
② 慢性擦過傷・皮疹などによる外用剤・軟膏処置（6ヶ月以内に1ヶ月以上継続）	3点	
③ 便秘のため週2回以上の浣腸、または座薬（下剤は定期内服していること）	3点	
④ 呼吸器感染のための検査・処置・治療（6ヶ月以内にあれば）	3点	
⑤ その他の身体疾患での検査・治療 (定期薬内服による副作用チェックのための検査以外、6ヶ月以内にあれば)	3点	
4 自傷・他害・事故による外傷等のリスクを有する行動障害への対応		
① 行動障害のため常に1対1の対応が必要	3点	
② 行動障害のため個室対応等が必要（1対1の対応でも開放処遇困難）	5点	
③ 行動障害のため個室対応でも処遇困難（自傷、多動による転倒・外傷の危険）	10点	
※) いずれか一つを選択		
5 患者自身の死亡に繋がるリスクを有する行動障害への対応		
① 食事（異食、他害につながるような盗食、詰め込みによる窒息の危険など）	3. 5点	
② 排泄（排泄訓練が必要、糞食やトイレの水飲み、多動による転倒・外傷の危険）	3. 5点	
③ 移動（多動のためどこへ行くか分からない、多動による転倒・外傷の危険）	3. 5点	
④ 入浴（多動による転倒・外傷・溺水の危険、多飲による水中毒の危険）	3. 5点	
⑤ 更衣（破衣・脱衣のための窒息の危険、異食の危険）	3. 5点	
※) 次により配点 ・常時1対1で医療的観察が必要な場合及び入院期間中の生命の危機回避のため個室対応や個別の時間での対応を行っている場合（5点） ・時に1対1で医療的観察が必要な場合（3点）		

注) 「強度行動障害児(者)の医療度判定基準 評価の手引き」に基づき評価を行うこと。
「I」が10点以上、かつ「II」が24点以上。

「強度行動障害児(者)の医療度判定基準」評価の手引き

I 強度行動障害スコア

- 1 行動障害は、過去半年以上その行動が続いている場合を評価する。周期性のある行動障害についても半年を基準に、その行動の出現有無でチェックする。例えば、情緒不安定でパニックを起こしても評価時から6ヵ月以前の行動であれば該当しない。
- 2 定期薬服用者は服用している状態で評価する（向精神薬・抗てんかん薬など）。
- 3 頓服の不穏時薬・不眠時薬・注射等は使用しない状態で評価する。
- 4 現在身体疾患で一時的にベッド安静などの場合は、半年以内であれば治癒・回復を想定して評価する。半年以上継続していれば現在の状態で評価する。
- 5 評価は年1回以上定期的に行い、複数職種（医師、児童指導員、看護師など）でチェックを行う。
- 6 項目別留意点
 - (1) 「1 ひどい自傷」は、自傷行為を防ぐための装具（ヘッドギアなど）は着用していない状態を想定して評価する。
 - (2) 「4 はげしい物壊し」は、器材や玩具などを自由に使用できる環境を想定して評価する。
 - (3) 「5 睡眠の大きな乱れ」は、問題行動があって個室使用している場合は大部屋を想定して評価する。
 - (4) 「6 食事関係の強い障害」は、離席や盗食防止のための身体拘束があれば、開放状態を想定して評価する。問題行動のために食事場所を変える・時間をずらすなどの状態であれば本来の場所・時間を想定して評価する。
 - (5) 「7 排泄関係の著しい障害」は、オムツ使用であればその状態で評価する。つなぎなどの予防衣使用者は着用していない状態を想定して評価する。
 - (6) 「8 著しい多動」の項目は、開放病棟・行動制限なしの状況で評価する。

II 医療度判定スコア

- 1 患者特性に応じた個別の治療をチームとして統一性と一貫性のある計画的な診療を行うため、次を実施することを前提として配点
 - (1) 多面的な治療を計画的に提供するため、医師、看護師、児童指導員、保育士、臨床心理士、作業療法士等から構成されるチームにより、カンファレンスを実施し、患者の治療・観察必要性の評価、治療目標の共有化を図り、各職種の専門性を生かした診療計画を立案。
 - (2) 当該診療計画の実施について、当該チームによる定期的なカンファレンスを実施し、評価を

行い、診療録に記載。

- (3) 患者の状態に応じ、当該診療計画に見直しも行いつつ、評価、計画、実施、再評価のサイクルを重ねる。

2 行動障害に対する専門医療の実施有無

- (1) ①の「向精神薬等」とは、抗精神病薬、抗うつ薬、抗躁薬、抗てんかん薬、気分安定薬 (mood stabilizers)、抗不安薬、睡眠導入剤のほか、漢方薬なども含む。
- (2) ②は行動療法・動作法・TEACCHなどの技法を取り入れた薬物療法以外の治療的アプローチによる行動修正を行う専門医療。

3 神経・精神疾患の合併状態

- (1) ③の「自閉症等」とは広汎性発達障害全般（自閉症スペクトラム障害全般）を指す。
- (2) ④の「その他の精神疾患」とは、統合失調症、気分障害などを指す。「向精神薬等」は2－(1)と同様。

4 身体疾患の合併状態

- (1) ①は抗生素等の内服・点滴、創部処置、縫合を含む。
- (2) ④は胸部レントゲン検査や抗生素内服または点滴治療などを含む。
- (3) ⑤の「その他の身体疾患」とは、低体温、GER・反吐を繰り返すことによる嘔吐・誤嚥、眼科・耳鼻科疾患、婦人科的疾患、循環器疾患、骨折やその他の整形外科的疾患、機能悪化・維持・改善のためのリハビリなども含む。

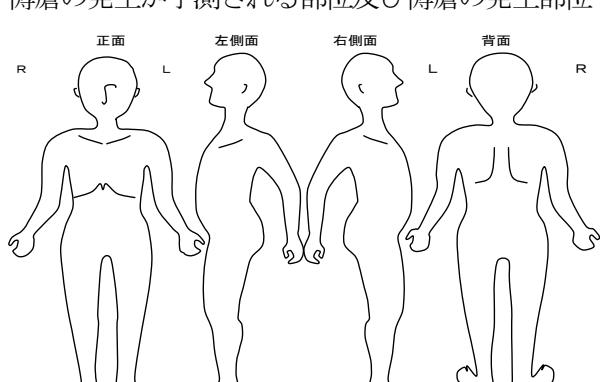
5 自傷・他害・事故による外傷等のリスクを有する行動障害への対応

- (1) ①、②、③はいずれか一つをチェックする。
- (2) ②の「個室対応等」とは、個別の環境設定やスケジュール調整などにより、本来は個室使用が必要な患者を個室以外で保護・重点観察している場合も含める。

6 患者自身の死亡に繋がるリスクを有する行動障害への対応

現在患者が生活している環境で評価するが、各項目に関連する理由で個室対応や個別の時間での対応を行っている場合は5点とみなす。

褥瘡リスクアセスメント票・褥瘡予防治療計画書

氏名： 様		病棟	評価日 年 月 日
生年月日： (歳) 性別 男・女		評価者名	
診断名：	褥瘡の有無(現在) 有・無		褥瘡の有無(過去) 有・無
褥瘡ハイリスク項目 [該当すべてに○] ベッド上安静、ショック状態、重度の末梢循環不全、麻薬等の鎮痛・鎮静剤の持続的な使用が必要、6時間以上の手術(全身麻酔下、特殊体位)、強度の下痢の持続、極度な皮膚の脆弱(低出生体重児、GVHD、黄疸等)、医療関連機器の長期かつ持続的な使用(医療用弾性ストッキング、シーネ等)、褥瘡の多発と再発			
その他の危険因子 [該当すべてに○] 床上で自立体位変換ができない、いす上で座位姿勢が保持できない、病的骨突出、関節拘縮、栄養状態低下、皮膚の湿潤(多汗、尿失禁、便失禁)、浮腫(局所以外の部位)			
褥瘡の発生が予測される部位及び褥瘡の発生部位 		リスクアセスメント結果 重点的な褥瘡ケアの必要性 要・不要 褥瘡管理者名	
褥瘡予防治療計画 [褥瘡ハイリスク患者ケアの開始年月日 年 月 日]			
褥瘡ケア結果の評価 [褥瘡ハイリスク患者ケアの終了年月日 年 月 日]			

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票

(配点)

A	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1	心電図モニターの管理	なし	あり	
2	輸液ポンプの管理	なし	あり	
3	動脈圧測定（動脈ライン）	なし		あり
4	シリンジポンプの管理	なし	あり	
5	中心静脈圧測定（中心静脈ライン）	なし		あり
6	人工呼吸器の管理	なし		あり
7	輸血や血液製剤の管理	なし		あり
8	肺動脈圧測定（スワンガントカテーテル）	なし		あり
9	特殊な治療法等 (CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定, ECMO)	なし		あり

A得点

B	患者の状況等	患者の状態			介助の実施		評価
		0点	1点	2点	0	1	
10	寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない			点
11	移乗	自立	一部介助	全介助	実施なし	実施あり	点
12	口腔清潔	自立	要介助		実施なし	実施あり	点
13	食事摂取	自立	一部介助	全介助	実施なし	実施あり	点
14	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助	実施なし	実施あり	点
15	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ				点
16	危険行動	ない		ある			点

B得点

- 注) 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の記入にあたっては、
「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき行うこと。
・Aについては、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の合計点数を記載する。
・Bについては、評価日の「患者の状態」及び「介助の実施」に基づき判断した患者の状況等の点数を記載する。

<特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る基準>
モニタリング及び処置等に係る得点（A得点）が4点以上かつ患者の状況等に係る得点（B得点）が3点以上。

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、救命救急入院料及び特定集中治療室管理料を届け出ている治療室に入院している患者であり、短期滞在手術等基本料を算定する患者及びDPC対象病院において短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った患者（基本診療料の施設基準等第十の三（3）及び四に係る要件以外の短期滞在手術等基本料に係る要件を満たす場合に限る。）は評価の対象としない。

2. 評価日及び評価項目

評価は、患者に行われたモニタリング及び処置等（A項目）、患者の状況等（B項目）について、毎日評価を行うこと。

3. 評価対象時間

評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。

外出・外泊や検査・手術等の理由により、全ての評価対象時間の観察を行うことができない患者の場合であっても、当該治療室に在室していた時間があった場合は、評価の対象とすること。ただし、評価対象日の0時から24時の間、外泊している患者は、当該外泊日については、評価対象とならない。

退室日は、当日の0時から退室時までを評価対象時間とする。退室日の評価は行うが、基準を満たす患者の算出にあたり延べ患者数には含めない。ただし、入院した日に退院（死亡退院を含む）した患者は、延べ患者数に含めるものとする。

4. 評価対象場所

当該治療室内を評価の対象場所とし、当該治療室以外で実施された治療、処置、看護及び観察については、評価の対象場所に含めない。

5. 評価対象の処置・介助等

当該治療室で実施しなければならない処置・介助等の実施者、又は医師の補助の実施者は、当該治療室に所属する看護職員でなければならない。ただし、一部の評価項目において、薬剤師、理学療法士等が治療室内において実施することを評価する場合は、治療室所属の有無は問わない。

なお、A項目の評価において、医師が単独で処置等を行った後に、当該治療室の看護職員が当該処置等を確認し、実施記録を残す場合も評価に含めるものとする。

A項目の処置の評価においては、訓練や退院指導等の目的で実施する行為は評価の対象に含めないが、B項目の評価においては、患者の訓練を目的とした行為であっても評価の対象に含めるものとする。

A項目の薬剤の評価については、臨床試験であっても評価の対象に含めるものとする。

6. 評価者

評価は、院内研修を受けた者が行うこと。医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

7. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、B項目共通事項及び項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

8. 評価の根拠

評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。当日の実施記録が無い場合は評価できないため、A項目では「なし」、B項目では自立度の一番高い評価とする。A項目の評価においては、後日、第三者が確認を行う際に、記録から同一の評価を導く

根拠となる記録を残しておく必要があるが、項目ごとの記録を残す必要はない。

記録は、媒体の如何を問わず、当該医療機関において正式に承認を得て保管されているものであること。また、原則として医師及び当該治療室の看護職員による記録が評価の対象となるが、評価項目によっては、医師及び当該治療室の看護職員以外の職種の記録も評価の根拠となり得るため、記録方法について院内規定を設ける等、工夫すること。

なお、B項目については、「患者の状態」が評価の根拠となることから、重複する記録を残す必要はない。

A モニタリング及び処置等

1 心電図モニターの管理

項目の定義

心電図モニターの管理は、持続的に看護職員が心電図のモニタリングを実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

持続的な心電図のモニタリングを実施しなかった場合をいう。

「あり」

持続的な心電図のモニタリングを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

心電図の誘導の種類や誘導法の種類は問わない。

機器の設置・準備・後片付けは含めない。心電図モニターの装着時間や回数は問わないが、医師の指示により、心機能や呼吸機能障害を有する患者等に対して常時観察を行っている場合であって、看護職員による心電図の評価の記録が必要である。心電図の機器による自動的な記録のみの場合は心電図モニターの管理の対象に含めない。

心電図検査として一時的に測定を行った場合は含めない。ホルター心電図は定義に従い、看護職員による持続的な評価の記録がある場合に限り含める。

2 輸液ポンプの管理

項目の定義

輸液ポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプの管理をしなかった場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプにセットしていても、作動させていない場合や、灌流等患部の洗浄に使用している場合には使用していないものとする。

携帯用であっても輸液ポンプの管理に含めるが、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

3 動脈圧測定（動脈ライン）

項目の定義

動脈圧測定は、動脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に動脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

動脈圧測定を実施していない場合をいう。

「あり」

動脈圧測定を実施している場合をいう。

4 シリンジポンプの管理

項目の定義

シリンジポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をしなかった場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプにセットしていても、作動させていない場合には使用していないものとする。

携帯用であってもシリンジポンプの管理の対象に含めるが、PCA（自己調節鎮痛法）によるシリンジポンプは、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

5 中心静脈圧測定（中心静脈ライン）

項目の定義

中心静脈圧測定は、中心静脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に中心静脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

中心静脈圧測定（中心静脈ライン）を実施していない場合をいう。

「あり」

中心静脈圧測定（中心静脈ライン）を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガンツカテーテルによる中心静脈圧測定についても中心静脈圧測定（中心静脈ライン）の対象に含める。

中心静脈圧の測定方法は、水柱による圧測定、圧トランステューサーによる測定のいずれでもよい。

6 人工呼吸器の管理

項目の定義

人工呼吸器の管理は、人工換気が必要な患者に対して、人工呼吸器を使用し管理した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

人工呼吸器を使用していない場合をいう。

「あり」

人工呼吸器を使用している場合をいう。

判断に際しての留意点

人工呼吸器の種類や設定内容、あるいは気道確保の方法については問わないが、看護職員等が、患者の人工呼吸器の装着状態の確認、換気状況の確認、機器の作動確認等の管理を実施している必要がある。また、人工呼吸器の使用に関する医師の指示が必要である。

NPPV（非侵襲的陽圧換気）の実施は含める。

7 輸血や血液製剤の管理

項目の定義

輸血や血液製剤の管理は、輸血（全血、濃厚赤血球、新鮮凍結血漿等）や血液製剤（アルブミン製剤等）の投与について、血管を通して行った場合、その投与後の状況を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

輸血や血液製剤の使用状況の管理をしなかった場合をいう。

「あり」

輸血や血液製剤の使用状況の管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

輸血、血液製剤の種類及び単位数については問わないが、腹膜透析や血液透析は輸血や血液製剤の管理の対象に含めない。自己血輸血、腹水を濾過して輸血する場合は

含める。

8 肺動脈圧測定（スワンガンツカテーテル） 項目の定義

肺動脈圧測定は、スワンガンツカテーテルを挿入し、そのカテーテルを介して直接的に肺動脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

- 「なし」
肺動脈圧測定を実施していない場合をいう。
「あり」
肺動脈圧測定を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガンツカテーテル以外の肺動脈カテーテルによる肺動脈圧測定についても肺動脈圧測定の評価に含める。

9 特殊な治療法等（CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP 測定, ECMO） 項目の定義

特殊な治療法等は、CHDF（持続的血液濾過透析）、IABP（大動脈バルーンパンピング）、PCPS（経皮的心肺補助法）、補助人工心臓、ICP（頭蓋内圧）測定、ECMO（経皮的肺補助法）を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

- 「なし」
特殊な治療法等のいずれも行っていない場合をいう。
「あり」
特殊な治療法等のいずれかを行っている場合をいう。

B 患者の状況等

B 項目共通事項

1. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
2. 評価時間帯のうちに状態が変わり、異なる状態の記録が存在する場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
3. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果をもとに「患者の状態」を評価すること。動作の確認をできなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「自立」とする。
4. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、各選択肢の留意点を参考に評価する。この場合、医師の指示に係る記録があること。ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「自立」とする。
5. B11「移乗」、B12「口腔清潔」、B13「食事摂取」、B14「衣服の着脱」については、「患者の状態」と「介助の実施」とを乗じた点数とすること。

10 寝返り 項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から（左右どちらかの）側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

何にもつかまらず、寝返り（片側だけでよい）が1人でできる場合をいう。

「何かにつかまればできる」

ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。

「できない」

介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかまらせる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。

医師の指示により、自力での寝返りを制限されている場合は「できない」とする。

11 移乗 項目の定義

移乗時の介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。

ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も含む。

「一部介助」

患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る必要がある場合、あるいは1人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が必要な場合をいう。

「全介助」

1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が必要な場合をいう。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具の使用が必要な場合は「全介助」となる。

車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行うことができている（力が出せる）場合は「一部介助」となる。

医師の指示により、自力での移乗を制限されている場合は「全介助」とする。また、介助による移乗も制限されている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。

1 2 口腔清潔 項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、1人でできない場合に看護職員等が見守りや介助を実施したかどうかを評価する項目である。

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。

口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。

「要介助」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。

また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

医師の指示により、自力での口腔清潔が制限されている場合は「要介助」とする。また、介助による口腔清潔も制限されている場合は、「要介助」かつ「実施なし」とする。

1 3 食事摂取 項目の定義

食事介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。

ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。

食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子へ

の移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部に介助が必要な場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為（小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等）が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助が必要な場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要する場合は「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般（普通）食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行う必要がある場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行うことができる場合は「自立」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等を行う必要がある場合は「一部介助」とする。

○ 医師の指示により、食止めや絶食となっている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「実施なし」とする。

1 4 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱について、介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりすることができる場合をいう。

自助具等を使って行うことができる場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が必要な場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げる必要がある場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助する必要はないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示を行う必要がある場合

等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が必要な場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行うことができても、着脱行為そのものを患者が行うことができず、看護職員等がすべて介助する必要がある場合も「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

衣服の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。

通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。

靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

1 5 診療・療養上の指示が通じる
項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行できるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」

診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。

「いいえ」

診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。

医師や看護職員等の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診療・療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。

1 6 危険行動
項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。

ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」

過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。
「ある」
過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に含める。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。

他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票

(配点)

A	モニタリング及び処置等	0点	1点
1	創傷処置 (①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、 ②褥瘡の処置)	なし	あり
2	蘇生術の施行	なし	あり
3	呼吸ケア (喀痰吸引のみの場合及び人工呼吸器の装着の場合を除く)	なし	あり
4	点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり
5	心電図モニターの管理	なし	あり
6	輸液ポンプの管理	なし	あり
7	動脈圧測定(動脈ライン)	なし	あり
8	シリンジポンプの管理	なし	あり
9	中心静脈圧測定(中心静脈ライン)	なし	あり
10	人工呼吸器の管理	なし	あり
11	輸血や血液製剤の管理	なし	あり
12	肺動脈圧測定(スワンガントカテーテル)	なし	あり
13	特殊な治療法等 (CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定, ECMO)	なし	あり
A得点			

B	患者の状況等	患者の状態			介助の実施		評価
		0点	1点	2点	0	1	
14	寝返り	できる	何かにつかまればできる	できない	実施なし	実施あり	点
15	移乗	自立	一部介助	全介助	実施なし	実施あり	点
16	口腔清潔	自立	要介助		実施なし	実施あり	点
17	食事摂取	自立	一部介助	全介助	実施なし	実施あり	点
18	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助	実施なし	実施あり	点
19	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ		実施なし	実施あり	点
20	危険行動	ない		ある	実施なし	実施あり	点
B得点							

- 注) ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の記入にあたっては、
「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき行うこと。
・Aについては、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の合計点数を記載する。
・Bについては、評価日の「患者の状態」及び「介助の実施」に基づき判断した患者の状況等の点数を記載する。

<ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る基準>
モニタリング及び処置等に係る得点(A得点)が3点以上かつ患者の状況等に係る得点(B得点)が4点以上。

ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、ハイケアユニット入院医療管理料を届け出ている治療室に入院している患者であり、短期滞在手術等基本料を算定する患者及びDPC対象病院において短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った患者（基本診療料の施設基準等第十の三（3）及び四に係る要件以外の短期滞在手術等基本料に係る要件を満たす場合に限る。）は評価の対象としない。

2. 評価日及び評価項目

評価は、患者に行われたモニタリング及び処置等（A項目）、患者の状況等（B項目）について、毎日評価を行うこと。

3. 評価対象時間

評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。

外出・外泊や検査・手術等の理由により、全ての評価対象時間の観察を行うことができない患者の場合であっても、当該治療室に在室していた時間があった場合は、評価の対象とすること。ただし、評価対象日の0時から24時の間、外泊している患者は、当該外泊日については、評価対象とならない。

退室日は、当日の0時から退室時までを評価対象時間とする。退室日の評価は行うが、基準を満たす患者の算出にあたり延べ患者数には含めない。ただし、入院した日に退院（死亡退院を含む）した患者は、延べ患者数に含めるものとする。

4. 評価対象場所

当該治療室内を評価の対象場所とし、当該治療室以外で実施された治療、処置、看護及び観察については、評価の対象場所に含めない。

5. 評価対象の処置・介助等

当該治療室で実施しなければならない処置・介助等の実施者、又は医師の補助の実施者は、当該治療室に所属する看護職員でなければならない。ただし、一部の評価項目において、薬剤師、理学療法士等が治療室内において実施することを評価する場合は、治療室所属の有無は問わない。

なお、A項目の評価において、医師が単独で処置等を行った後に、当該治療室の看護職員が当該処置等を確認し、実施記録を残す場合も評価に含めるものとする。

A項目の処置の評価においては、訓練や退院指導等の目的で実施する行為は評価の対象に含めないが、B項目の評価においては、患者の訓練を目的とした行為であっても評価の対象に含めるものとする。

A項目の薬剤の評価については、臨床試験であっても評価の対象に含めるものとする。

6. 評価者

評価は、院内研修を受けた者が行うこと。医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

7. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、B項目共通事項及び項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

8. 評価の根拠

評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。当日の実施記録が無い場合は評価できないため、A項目では「なし」、B項目では自立度の一番高い評価とする。A項目の評価においては、後日、第三者が確認を行う際に、記録から同一の評価を導く

根拠となる記録を残しておく必要があるが、項目ごとの記録を残す必要はない。

記録は、媒体の如何を問わず、当該医療機関において正式に承認を得て保管されているものであること。また、原則として医師及び当該治療室の看護職員による記録が評価の対象となるが、評価項目によっては、医師及び当該治療室の看護職員以外の職種の記録も評価の根拠となり得るため、記録方法について院内規定を設ける等、工夫すること。

なお、B項目については、「患者の状態」が評価の根拠となることから、重複する記録を残す必要はない。

A モニタリング及び処置等

1 創傷処置

項目の定義

創傷処置は、①創傷の処置（褥瘡の処置を除く）、②褥瘡の処置のいずれかの処置について、看護職員が医師の介助をした場合、あるいは医師又は看護職員が自ら処置を実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

創傷処置のいずれも実施しなかった場合をいう。

「あり」

創傷処置のいずれかを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

創傷処置に含まれる内容は、各定義及び留意点に基づいて判断すること。

① 創傷の処置（褥瘡の処置を除く）

【定義】

創傷の処置（褥瘡の処置を除く）は、創傷があり、創傷についての処置を実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

ここでいう創傷とは、皮膚又は粘膜が破綻をきたした状態であり、その数、深さ、範囲の程度は問わない。

縫合創は創傷処置の対象に含めるが、縫合のない穿刺創は含めない。粘膜は、鼻、口腔、膣及び肛門の粘膜であって、外部から粘膜が破綻をきたしている状態であることが目視できる場合に限り含める。気管切開口、胃瘻及びストーマ等については、造設から抜糸までを含め、抜糸後は、滲出液が見られ処置を必要とする場合を含める。

ここでいう処置とは、創傷の治癒を促し感染を予防する目的で、洗浄、消毒、止血、薬剤の注入及び塗布、ガーゼやフィルム材等の創傷被覆材の貼付や交換等の処置を実施した場合をいい、診察、観察だけの場合やガーゼを剥がすだけの場合は含めない。

また、陰圧閉鎖療法、眼科手術後の点眼及び排泄物の処理に関するストーマ処置は含めない。

② 褥瘡の処置

【定義】

褥瘡の処置は、褥瘡があり、褥瘡についての処置を実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

ここでいう褥瘡とは、NPUAP分類II度以上又はDESIGN-R分類d2以上の状態をいう。この状態に達していないものは、褥瘡の処置の対象に含めない。

ここでいう処置とは、褥瘡に対して、洗浄、消毒、止血、薬剤の注入及び塗布、ガーゼやフィルム材等の創傷被覆材の貼付や交換等の処置を実施した場合をいい、診察、観察だけの場合やガーゼを剥がすだけの場合は含めない。また、陰圧閉鎖療法は含めない。

【参考】

NPUAP分類 (National Pressure Ulcer of Advisory Panel) II度以上
DESIGN-R分類 (日本褥瘡学会によるもの) d2 以上

2 蘇生術の施行

項目の定義

蘇生術の施行は、気管内挿管・気管切開術・人工呼吸器装着・除細動・心マッサージのいずれかが、蘇生を目的に施行されたかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

蘇生術の施行がなかった場合をいう。

「あり」

蘇生術の施行があった場合をいう。

判断に際しての留意点

当該治療室以外での評価は含まないため、手術室、救急外来等で蘇生術が行われたとしても、当該治療室で行われていなければ蘇生術の施行の対象に含めない。

蘇生術の施行に含まれている人工呼吸器の装着とは、今まで装着していない患者が蘇生のために装着したことであり、蘇生術以外の人工呼吸器管理は、「A-10 人工呼吸器の管理」の項目において評価される。

3 呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合及び人工呼吸器の装着の場合を除く）

項目の定義

呼吸ケアは、酸素吸入、痰を出すための体位ドレナージ、スクイージングのいずれかの処置に対して、看護職員等が自ら行うか医師の介助を行った場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

呼吸ケアを実施しなかった場合をいう。

「あり」

呼吸ケアを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

喀痰吸引のみの場合は呼吸ケアの対象に含めない。

呼吸ケアにおける時間の長さや回数は問わない。酸素吸入の方法は問わない。

なお、気管切開の患者が喀痰吸引を行っているだけの場合は含めない。また、エアウェイ挿入、ネブライザー吸入は呼吸ケアには含めない。

4 点滴ライン同時3本以上の管理

項目の定義

点滴ライン同時3本以上の管理は、持続的に点滴ライン（ボトル、バッグ、シリジ等から末梢静脈、中心静脈、動静脈シャント、硬膜外、動脈、皮下に対する点滴、持続注入による薬液、輸血・血液製剤の流入経路）を3本以上同時に使用し、看護職員が管理を行った場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

同時に3本以上の点滴の管理を実施しなかった場合をいう。

「あり」

同時に3本以上の点滴の管理を実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

施行の回数や時間の長さ、注射針の刺入個所の数は問わない。

2つのボトルを連結管で連結させて1つのルートで滴下した場合は、点滴ラインは1つとして数える。1カ所に刺入されても三方活栓等のコネクターで接続された点滴ラインは本数に数える。これら点滴ラインを利用して、側管から持続的に点滴する場合は数えるが、手動で注射を実施した場合は、持続的に使用しているといえないため本数に数えない。

スワンガンツカテーテルの加圧バッグについては、薬液の注入が目的ではないため本数に数えない。PCA（自己調節鎮痛法）による点滴ライン（携帯用を含む）は、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ本数に数える。

5 心電図モニターの管理

項目の定義

心電図モニターの管理は、持続的に看護職員が心電図のモニタリングを実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

持続的な心電図のモニタリングを実施しなかった場合をいう。

「あり」

持続的な心電図のモニタリングを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

心電図の誘導の種類や誘導法の種類は問わない。

機器の設置・準備・後片付けは含めない。心電図モニターの装着時間や回数は問わないが、医師の指示により、心機能や呼吸機能障害を有する患者等に対して常時観察を行っている場合であって、看護職員による心電図の評価の記録が必要である。心電図の機器による自動的な記録のみの場合は心電図モニターの管理の対象に含めない。

心電図検査として一時的に測定を行った場合は含めない。ホルター心電図は定義に従い、看護職員による持続的な評価の記録がある場合に限り含める。

6 輸液ポンプの管理

項目の定義

輸液ポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプの管理をしなかった場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプにセットしていても、作動させていない場合や、灌流等患部の洗浄に使用している場合には使用していないものとする。

携帯用であっても輸液ポンプの管理に含めるが、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

7 動脈圧測定（動脈ライン）

項目の定義

動脈圧測定は、動脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に動脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

動脈圧測定を実施していない場合をいう。

「あり」

動脈圧測定を実施している場合をいう。

8 シリンジポンプの管理

項目の定義

シリンジポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をしなかった場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプにセットしていても、作動させていない場合には使用していないものとする。

携帯用であってもシリンジポンプの管理の対象に含めるが、PCA（自己調節鎮痛法）によるシリンジポンプは、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

9 中心静脈圧測定（中心静脈ライン） 項目の定義

中心静脈圧測定は、中心静脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に中心静脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

- 「なし」
中心静脈圧測定（中心静脈ライン）を実施していない場合をいう。
「あり」
中心静脈圧測定（中心静脈ライン）を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガントカテーテルによる中心静脈圧測定についても中心静脈圧測定（中心静脈ライン）の対象に含める。
中心静脈圧の測定方法は、水柱による圧測定、圧トランスデューサーによる測定のいずれでもよい。

10 人工呼吸器の管理 項目の定義

人工呼吸器の管理は、人工換気が必要な患者に対して、人工呼吸器を使用した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

- 「なし」
人工呼吸器を使用していない場合をいう。
「あり」
人工呼吸器を使用している場合をいう。

判断に際しての留意点

人工呼吸器の種類や設定内容、あるいは気道確保の方法については問わないが、看護職員等が、患者の人工呼吸器の装着状態の確認、換気状況の確認、機器の作動確認等の管理を実施している必要がある。また、人工呼吸器の使用に関する医師の指示が必要である。
NPPV（非侵襲的陽圧換気）の実施は含める。

11 輸血や血液製剤の管理 項目の定義

輸血や血液製剤の管理は、輸血（全血、濃厚赤血球、新鮮凍結血漿等）や血液製剤（アルブミン製剤等）の投与について、血管を通して行った場合、その投与後の状況を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

- 「なし」
輸血や血液製剤の使用状況の管理をしなかった場合をいう。
「あり」
輸血や血液製剤の使用状況の管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

輸血、血液製剤の種類及び単位数については問わないが、腹膜透析や血液透析は輸血や血液製剤の管理の対象に含めない。自己血輸血、腹水を濾過して輸血する場合は含める。

1 2 肺動脈圧測定（スワンガンツカテーテル）

項目の定義

肺動脈圧測定は、スワンガンツカテーテルを挿入し、そのカテーテルを介して直接的に肺動脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

肺動脈圧測定を実施していない場合をいう。

「あり」

肺動脈圧測定を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガンツカテーテル以外の肺動脈カテーテルによる肺動脈圧測定についても肺動脈圧測定の評価に含める。

1 3 特殊な治療法等（CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定, ECMO）

項目の定義

特殊な治療法等は、CHDF（持続的血液濾過透析）、IABP（大動脈バルーンパンピング）、PCPS（経皮的心肺補助法）、補助人工心臓、ICP（頭蓋内圧）測定、ECMO（経皮的肺補助法）を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

特殊な治療法等のいずれも行っていない場合をいう。

「あり」

特殊な治療法等のいずれかを行っている場合をいう。

B 患者の状況等

B 項目共通事項

1. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
2. 評価時間帯のうちに状態が変わり、異なる状態の記録が存在する場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
3. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果をもとに「患者の状態」を評価すること。動作の確認をできなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「自立」とする。
4. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、各選択肢の留意点を参考に評価する。この場合、医師の指示に係る記録があること。ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「自立」とする。
5. B15「移乗」、B16「口腔清潔」、B17「食事摂取」、B18「衣服の着脱」については、「患者の状態」と「介助の実施」とを乗じた点数とすること。

1 4 寝返り

項目の定義

寝返りができるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。
ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から（左右どちらかの）側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」
何にもつかまらず、寝返り（片側だけでよい）が1人でできる場合をいう。
「何かにつかまればできる」
ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。
「できない」
介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかまらせる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。
医師の指示により、自力での寝返りを制限されている場合は「できない」とする。

1.5 移乗

項目の定義

移乗時の介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。
ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」
介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も含む。
「一部介助」
患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る必要がある場合、あるいは1人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が必要な場合をいう。
「全介助」
1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が必要な場合をいう。

(介助の実施)

「実施なし」
評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。
「実施あり」
評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具の使用が必要な場合は「全介助」となる。

車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行うことができている（力が出せる）場合は「一部介助」となる。

医師の指示により、自力での移乗を制限されている場合は「全介助」とする。また、介助による移乗も制限されている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。

1.6 口腔清潔

項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、1人でできない場合に看護職員等が見守りや介助を実施したかどうかを評価する項目である。

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。

口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。

「要介助」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。

また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

医師の指示により、自力での口腔清潔が制限されている場合は「要介助」とする。また、介助による口腔清潔も制限されている場合は、「要介助」かつ「実施なし」とする。

1.7 食事摂取

項目の定義

食事介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。

ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。

食事摂取の介助は、患者が食事を摂るために介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子への移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部に介助が必要な場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為（小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等）が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助が必要な場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要する場合は「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般（普通）食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行う必要がある場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行うことができる場合は「自立」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等を行う必要がある場合は「一部介助」とする。

○ 医師の指示により、食止めや絶食となっている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「実施なし」とする。

1.8 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱について、介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要として着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりすることができる場合をいう。

自助具等を使って行うことができる場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が必要な場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げる必要がある場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助する必要はないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示を行う必要がある場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が必要な場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行うことができても、着脱行為そのものを患者が行うことができず、看護職員等がすべて介助する必要がある場合も「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

衣服の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。

通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。

靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

1 9 診療・療養上の指示が通じる 項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行できるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」

診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。

「いいえ」

診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。

医師や看護職員等の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診療・療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。

2 0 危険行動 項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。

ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」

過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。

「ある」

過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に

含める。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。

他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

リハビリテーション総合実施計画書

計画評価実施日 年 月 日

患者氏名	男・女		生年月日(明・大・昭・平・令) 年 月 日			(歳)	利き手	右・左(矯正)・左		
主治医	リハ担当医	PT	OT	ST	看護		SW等			
原因疾患(発症・受傷日)		合併疾患・コントロール状態 (高血圧、心疾患、糖尿病等)			廃用症候群 □軽度 □中等度 □重度 □起立性低血压 □静脈血栓			リハビリテーション歴		
日常生活自立度 : J1, J2, A1, A2, B1, B2, C1, C2			認知症高齢者の日常生活自立度判定基準 : I, IIa, IIb, IIIa, IIIb, IV, M							
評価項目・内容(コロン(:)の後に具体的な内容を記入)										
心身機能・構造	□意識障害:(3-3-9: □認知症: □知的障害: □精神障害: □中枢性麻痺 (ステージ・グレード)右上肢: 右手指: 右下肢: 左上肢: 左手指: 左下肢: □筋力低下(部位、MMT: □不随意運動・協調運動障害:				□知覚障害(□視覚、□表在覚、□深部覚、□その他: □音声・発話障害(□構音障害、□失語症)(種類: □失行・失認: □摂食機能障害: □排泄機能障害: □呼吸・循環機能障害: □拘縮: □褥瘡: □疼痛:					
	基本動作	立位保持(装具: 平行棒内歩行(装具: 訓練室内歩行(装具:	立位保持(装具: 平行棒内歩行(装具: 訓練室内歩行(装具:	□手放し、□つかまり、□不可 □独立、□一部介助、□全介助 □独立、□一部介助、□全介助	立位保持(装具: 平行棒内歩行(装具: 訓練室内歩行(装具:	立位保持(装具: 平行棒内歩行(装具: 訓練室内歩行(装具:	立位保持(装具: 平行棒内歩行(装具: 訓練室内歩行(装具:	立位保持(装具: 平行棒内歩行(装具: 訓練室内歩行(装具:	立位保持(装具: 平行棒内歩行(装具: 訓練室内歩行(装具:	
活動	自立度 ADL・ASL等	日常生活(病棟)実行状況:「している“活動”」 自監一部介実施				訓練時能力:「できる“活動”」 独監一部介実施				
		屋外歩行	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:
		階段昇降	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:
		廊下歩行	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:
		病棟トイレへの歩行	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:
		病棟トイレへの車椅子駆動(昼)	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:
		車椅子・ベッド間移乗	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:
		椅子座位保持	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:
		ベッド起き上がり	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:	杖・装具:
		食事	用具: 便器:	用具: 便器:	用具: 便器:	用具: 便器:	用具: 便器:	用具: 便器:	用具: 便器:	用具: 便器:
排尿(昼)	便器:	便器:	便器:	便器:	便器:	便器:	便器:	便器:		
排尿(夜)	便器:	便器:	便器:	便器:	便器:	便器:	便器:	便器:		
整容	移動方法・姿勢:	姿勢:	姿勢:	姿勢:	姿勢:	姿勢:	姿勢:	姿勢:		
更衣	姿勢:	姿勢:	姿勢:	姿勢:	姿勢:	姿勢:	姿勢:	姿勢:		
装具・靴の着脱	浴槽:	浴槽:	浴槽:	浴槽:	浴槽:	浴槽:	浴槽:	浴槽:		
入浴										
コミュニケーション										
活動度 日中臥床:□無、□有(時間帯: 理由) 日中座位:□椅子(背もたれなし)、□椅子(背もたれあり)、□椅子(背もたれ、肘うけあり)、□車椅子、□ベッド上、□ギヤッチャップ										
栄養※	身長 ^{#1} : ()cm、体重: ()kg、BMI ^{#1} : ()kg/m ² #1 身長測定が困難な場合は省略可 栄養補給方法(複数選択可): □経口(口食事、□補助食品)、□経管栄養、□静脈栄養(□末梢、□中心) 嚥下調整食の必要性: □無、□有(学会分類コード:) 栄養状態: □問題なし、□低栄養、□低栄養リスク、□過栄養、□その他() 【「問題なし」以外に該当した場合、以下も記入】 必要栄養量: ()kcal, たんぱく質()g 総摂取栄養量 ^{#2} (経口・経管・静脈全て含む): ()kcal, たんぱく質()g #2 入院直後等で不明の場合は総提供栄養量でも可									
	職業 (□無職、□病欠中、□休職中、□発症後退職、□退職予定 (職種・業種・仕事内容:)	社会参加(内容・頻度等)								
参加	経済状況()	余暇活動(内容・頻度等)								
心理	障害の受容(□ショック期、□否認期、□怒り・恨み期、 □悲観・抑うつ期、□解決への努力期、□受容期) 機能障害改善への固執(□強い、□中程度、□普通、□弱い)	依存欲求(□強い、□中程度、□普通、□弱い) 独立欲求(□強い、□中程度、□普通、□弱い)								
環境	同居家族: 親族関係:	家屋 : 家屋周囲: 交通手段:								
第 不 利 者 の	発病による家族の変化 □社会生活: □健康上の問題の発生: □心理的問題の発生:									

※回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定する場合は必ず記入のこと(本計画書上段に管理栄養士の氏名も記入)

基本方針	本人の希望
	家族の希望
リスク・疾病管理(含:過用・誤用)	
リハビリテーション終了の目安・時期	外泊訓練の計画

	目標(到達時期)	具体的アプローチ
「 参 加 目 標 」	退院先 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 親族宅 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> その他: 復職 <input type="checkbox"/> 現職復帰 <input type="checkbox"/> 転職 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他: (仕事内容: 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有: 家庭内役割: 社会活動: 趣味:)
「 す べ て 実 行 状 況 」	自宅内歩行 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: (装具・杖等:) 屋外歩行 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: (装具・杖等:) 交通機関利用 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: (種類:) 車椅子 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 電動 <input type="checkbox"/> 手動 (使用場所: (駆動 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助)(移乗 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: 排泄 <input type="checkbox"/> 自立:形態 <input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 立ち便器 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 介助: 食事 <input type="checkbox"/> 箸自立 <input type="checkbox"/> フォーク等自立 <input type="checkbox"/> 介助: 整容 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: 更衣 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: 入浴 <input type="checkbox"/> 自宅浴槽自立 <input type="checkbox"/> 介助: 家事 <input type="checkbox"/> 全部実施 <input type="checkbox"/> 非実施 <input type="checkbox"/> 一部実施: 書字 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 利き手交換後自立 <input type="checkbox"/> その他: コミュニケーション <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり:)
心 身 構 造	基本動作(訓練室歩行等) 要素的機能(拘縮・麻痺等)	
心理	機能障害改善への固執からの脱却:	
環境	自宅改造 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 福祉機器 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 社会保障サービス <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 身障手帳 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> その他: 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要:	
第三不 者 の 利	退院後の主介護者 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 家族構成の変化 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 家族内役割の変化 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 家族の社会活動変化 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要:	

退院後又は終了後のリハビリテーション計画(種類・頻度・期間)	備考
--------------------------------	----

本人・家族への説明	年　月　日	本人サイン	家族サイン	説明者サイン
-----------	-------	-------	-------	--------

(リハビリテーション実施計画書及びリハビリテーション総合実施計画書記入上の注意)

- 日常生活自立度の欄については、「『障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準』の活用について」(平成3年11月18日 老健第102-2号)厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知によるランクJ1,J2,A1,A2,B1,B2,C1又はC2に該当するものであること。
- 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の欄については、「『認知症高齢者の日常生活自立度判定基準』の活用について」(平成5年10月26日 老健第135号)厚生省老人保健福祉局長通知によるランク I, II a, II b, III a, III b, IV又はMに該当するものであること。
- 日常生活(病棟)実行状況:「している“活動”」の欄については、自宅又は病棟等における実生活で実行している状況についてであること。
- 訓練時能力:「できる“活動”」の欄については、機能訓練室又は病棟等における訓練・評価時に行うことができる能力についてであること。

リハビリテーション総合実施計画書

計画評価実施日： 年 月 日

患者氏名:		男・女	生年月日(西暦)		年	月	日(歳)	利き手	右・右(矯正)・左			
主治医		リハ担当医		PT		OT		ST		看護		SW等
診断名、障害名(発症日、手術日、診断日):			合併症(コントロール状態):						リハビリテーション歴:			
日常生活自立度: J1, J2, A1, A2, B1, B2, C1, C2			認知症高齢者の日常生活自立度判定基準: I, IIa, IIb, IIIa, IIIb, IV, M									

評価項目・内容 (コロン(:)の後ろに具体的内容を記入)		短期目標 (ヶ月後)		具体的アプローチ						
心 身 機 能 ・ 構 造	<input type="checkbox"/> 意識障害 (JCS, GCS): <input type="checkbox"/> 見当識障害: <input type="checkbox"/> 記録力障害: <input type="checkbox"/> 運動障害: <input type="checkbox"/> 感覚障害: <input type="checkbox"/> 摂食障害: <input type="checkbox"/> 排泄障害: <input type="checkbox"/> 呼吸、循環障害: <input type="checkbox"/> 音声、発話障害(構音、失語): <input type="checkbox"/> 関節可動域制限: <input type="checkbox"/> 筋力低下: <input type="checkbox"/> 褥瘡: <input type="checkbox"/> 疼痛: <input type="checkbox"/> 半側空間無視: <input type="checkbox"/> 注意力障害: <input type="checkbox"/> 構成障害: <input type="checkbox"/> その他:									
	基 本 動 作	寝返り (<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助): 起き上がり (<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助): 座位 (<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助): 立ち上がり (<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助): 立位 (<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助):								
		活動度 (安静度の制限とその理由、活動時のリスクについて)								
	活動	ADL (B. I.)	自立	一部 介助	全介助	使用用具(杖、装具)、介助内容	短期目標		具体的アプローチ	
		食事	10	5	0					
		移乗	15	10 ←監視下						
		座れるが移れない→	5	0						
		整容	5	0	0					
		トイレ動作	10	5	0					
		入浴	5	0	0					
平地歩行		15	10←歩行器等		歩行:					
車椅子操作が可能		→ 5	0		車椅子:					
階段		10	5	0						
更衣		10	5	0						
排便管理		10	5	0						
排尿管理		10	5	0						
合計(0~100点)		点								
コミュニケーション	理解									
	表出									

評価		短期目標	具体的アプローチ		
参加	職業（□無職、□病欠中、□休職中、 □発症後退職、□退職予定） 職種・業種・仕事内容: 経済状況: 社会参加(内容、頻度等): 余暇活動(内容、頻度等):	退院先（□自宅、□親族宅、□医療機関、 □その他） 復職（□現職復帰、□転職、□配置転換、 □復職不可、□その他） 復職時期: 仕事内容: 通勤方法: 家庭内役割: 社会活動: 趣味:			
	栄養 (※)	身長 ^{#1} : ()cm、体重:()kg、 BMI ^{#1} : ()kg/m ² #1 身長測定が困難な場合は省略可 栄養補給方法(複数選択可): □経口(□食事、□補助食品) □経管栄養、□静脈栄養(□末梢、□中心) 嚥下調整食の必要性: □無、□有(学会分類コード:) 栄養状態: □問題なし、□低栄養、□低栄養リスク □過栄養、□その他() 【「問題なし」以外に該当した場合、以下も記入】 必要栄養量: ()kcal、たんぱく質()g 総摂取栄養量 ^{#2} (経口・経管・静脈全て含む): ()kcal、たんぱく質()g #2 入院直後等で不明な場合は総提供栄養量でも可	摂取栄養量: (目標: kcal) 体重増加/減量: (目標: kg) 栄養補給方法(複数選択可): □経口(□食事、□補助食品) □経管栄養 □静脈栄養(□末梢、□中心) その他:		
		心理	抑うつ: 障害の否認: その他:		
			環境	同居家族: 親族関係: 家屋: 家屋周囲: 交通手段:	自宅改造 □不要、□要: 福祉機器 □不要、□要: 社会保障サービス □不要、□身障手帳、□障害年金 □その他: 介護保険サービス □不要、□要:
第三者の不利				発病による家族の変化 社会生活: 健康上の問題の発生: 心理的問題の発生:	退院後の主介護者 □不要、□要: 家族構成の変化 □不要、□要: 家族内役割の変化 □不要、□要: 家族の社会活動変化 □不要、□要:
		1ヵ月後の目標:		本人の希望:	
			家族の希望:		
リハビリテーションの治療方針:		外泊訓練計画:			
退院時の目標と見込み時期 :					
退院後のリハビリテーション計画 (種類・頻度・期間):					

退院後の社会参加の見込み:	説明者署名:
---------------	--------

本人・家族への説明: 年 月 日	説明を受けた人: 本人、家族() 署名:
------------------	-----------------------

(リハビリテーション実施計画書及びリハビリテーション総合実施計画書記入上の注意)

- 日常生活自立度の欄については、「「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について」(平成3年1月18日 老健第102-2号)厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知によるランクJ1, J2, A1, A2, B1, B2, C1又はC2に該当するものであること。
- 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の欄については、「「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」(平成5年10月26日 老健第135号)厚生省老人保健福祉局長通知によるランクI, IIa, IIb, IIIa, IIIb, IV又はMに該当するものであること。
- 活動の欄におけるADLの評価に関しては、Barthel Indexに代えてFIMを用いてもよい。

※回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定する場合は、「栄養」欄も必ず記入のこと(本計画書上段に管理栄養士の氏名も記入)

日常生活機能評価票

患者の状況	得 点		
	0点	1点	2点
床上安静の指示	なし	あり	
どちらかの手を胸元まで持ち上げられる	できる	できない	
寝返り	できる	何かにつかまればできる	できない
起き上がり	できる	できない	
座位保持	できる	支えがあればできる	できない
移乗	介助なし	一部介助	全介助
移動方法	介助を要しない移動	介助を要する移動 (搬送を含む)	
口腔清潔	介助なし	介助あり	
食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助
他者への意思の伝達	できる	できる時と できない時がある	できない
診療・療養上の指示が 通じる	はい	いいえ	
危険行動	ない	ある	
※ 得点：0～19点 ※ 得点が低いほど、生活自立度が高い。	合計得点		点

日常生活機能評価票 評価の手引き

1. 評価の対象は、回復期リハビリテーション病棟入院料を届け出ている病棟に入院している患者とし、日常生活機能評価について、入院時と退院時又は転院時に評価を行うこと。ただし、産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及びDPC対象病院において短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った患者（入院した日から起算して5日までに退院した患者に限る。）は評価の対象としない。
2. 評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。
3. 評価は、院内研修を受けた者が行うこと。院内研修の指導者は、関係機関あるいは評価に習熟した者が行う指導者研修を概ね2年以内に受けていることが望ましい。
4. 評価の判断は、項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。
5. 評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。
6. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
7. 評価時間帯のうちに状態が変わった場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
8. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、「できない」又は「全介助」とする。この場合、医師の指示に係る記録があること。
9. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果を評価すること。動作の確認をしなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「介助なし」とする。
10. ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「介助なし」とする。
11. 日常生活機能評価に係る患者の状態については、看護職員、理学療法士等によって記録されていること。

1 床上安静の指示 項目の定義

医師の指示書やクリニカルパス等に、床上安静の指示が記録されているかどうかを評価する項目である。『床上安静の指示』は、ベッドから離れることが許可されていないことである。

選択肢の判断基準

- 「なし」
床上安静の指示がない場合をいう。
「あり」
床上安静の指示がある場合をいう。

判断に際しての留意点

床上安静の指示は、記録上「床上安静」という語句が使用されていなくても、「ベッド上フリー」、「ベッド上ヘッドアップ30度まで可」等、ベッドから離れることが許可されていないことを意味する語句が指示内容として記録されていれば『床上安静の指示』とみなす。

一方、「ベッド上安静、ただしポータブルトイレのみ可」等、日常生活上、部分的にでもベッドから離れることが許可されている指示は「床上安静の指示」とみなさない。

「床上安静の指示」の患者でも、車椅子、ストレッチャー等で検査、治療、リハビリテーション等に出棟する場合があるが、日常生活上は「床上安静の指示」であるため「あり」とする。

2 どちらかの手を胸元まで持ち上げられる 項目の定義

『どちらかの手を胸元まで持ち上げられる』は、患者自身で自分の手を胸元まで持

っていくことができるかどうかを評価する項目である。

ここでいう「胸元」とは、首の下くらいまでと定め、「手」とは手関節から先と定める。座位、臥位等の体位は問わない。

選択肢の判断基準

「できる」

いずれか一方の手を介助なしに胸元まで持ち上げられる場合をいう。座位ではできなくても、臥位ではできる場合は、「できる」とする。

「できない」

評価時間帯を通して、介助なしにはいずれか一方の手も胸元まで持ち上げられない場合、あるいは関節可動域が制限されているために介助しても持ち上げられない場合をいう。

判断に際しての留意点

関節拘縮により、もともと胸元に手がある場合や、不随意運動等により手が偶然胸元まで上がったことが観察された場合は、それらを自ら動かせないことから「できない」と判断する。上肢の安静・ギプス固定等の制限があり、自ら動かない、動かすことができない場合は「できない」とする。評価時間内にどちらかの手を胸元まで持ち上げる行為が観察できなかった場合は、この行為を促して観察する。

3 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から（左右どちらかの）側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

何にもつかまらず、寝返り（片側だけでよい）が1人でできる場合をいう。

「何かにつかまればできる」

ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。

「できない」

介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかまらせる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。

4 起き上がり

項目の定義

起き上がりが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等、何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『起き上がり』とは、寝た状態（仰臥位）から上半身を起こす動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

1人で起き上がることができる場合をいう。ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまれば起き上がることが可能な場合も含まれる。また、電動ベッドを自分で操作して起き上がれる場合も「できる」となる。

「できない」

介助なしでは1人で起き上がることができない等、起き上がりに何らかの介助が必要な場合をいう。途中まで自分でできても最後の部分に介助が必要である場合も含まれる。

判断に際しての留意点

自力で起き上がるための補助具の準備、環境整備等は、介助に含まれない。起き上がる動作に時間がかかる場合でも、補助具等を使って自力で起き上がることができれば「できる」となる。

5 座位保持
項目の定義

座位の状態を保持できるかどうかを評価する項目である。ここでいう『座位保持』とは、上半身を起こして座位の状態を保持することである。

「支え」とは、椅子・車椅子・ベッド等の背もたれ、患者自身の手による支持、あるいは他の座位保持装置等をいう。

選択肢の判断基準

「できる」

支えなしで座位が保持できる場合をいう。

「支えがあればできる」

支えがあれば座位が保持できる場合をいう。ベッド、車椅子等を背もたれとして座位を保持している場合「支えがあればできる」となる。

「できない」

支えがあったり、ベルト等で固定しても座位が保持できない場合をいう。

判断に際しての留意点

寝た状態（仰臥位）から座位に至るまでの介助の有無は関係ない。さらに、尖足・亀背等の身体の状況にかかわらず、「座位がとれるか」についてのみ判断する。

ベッド等の背もたれによる「支え」は、背あげ角度がおよそ60度以上を目安とする。

6 移乗
項目の定義

移乗時の介助の状況を評価する項目である。

ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も含む。

「一部介助」

患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る場合、あるいは1

人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が行われている場合をいう。
「全介助」
1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が行われている場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具を使用する場合は「全介助」となる。
車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行い（力が出せており）、看護職員等が介助を行っている場合は「一部介助」となる。
医師の指示により、自力での移乗を制限されていた場合は「全介助」とする。
移乗が制限されていないにもかかわらず、看護職員等が移乗を行わなかった場合は「介助なし」とする。

7 移動方法 項目の定義

『移動方法』は、ある場所から別の場所へ移る場合の方法を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「介助を要しない移動」
杖や歩行器等を使用せずに自力で歩行する場合、あるいは、杖、手すり、歩行器等につかまって歩行する場合をいう。また、車椅子を自力で操作して、自力で移動する場合も含む。
「介助を要する移動（搬送を含む）」
搬送（車椅子、ストレッチャー等）を含み、介助によって移動する場合をいう。

判断に際しての留意点

この項目は、患者の能力を評価するのではなく、移動方法を選択するものであるため、本人が疲れているからと、自力走行を拒否し、車椅子介助で移動した場合は「介助を要する移動」とする。

8 口腔清潔 項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、あるいは看護職員等が見守りや介助を行っているかどうかを評価する項目である。
一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。
口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」
口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。
「介助あり」
口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が行われている場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。

また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

ただし、口腔清潔が制限されていないにもかかわらず、看護職員等による口腔清潔がされなかった場合は、「介助なし」とする。

9 食事摂取 項目の定義

食事介助の状況を評価する項目である。

ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。

食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子への移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。食止めや絶食となっている場合は、食事の動作を制限しているとはいはず、介助は発生しないため「介助なし」とする。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部を介助する場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為（小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等）が行われている場合をいう。患者の心身の状態等からの理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助されている場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要した場合は「全介助」とする。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般（普通）食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行っている場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行った場合は「介助なし」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が行う、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等は「一部介助」とする。

セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「介助なし」とする。

10 衣服の着脱 項目の定義

衣服の着脱を看護職員等が介助する状況を評価する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりしている場合をいう。また、当日、衣服の着脱の介助が発生しなかった場合をいう。自助具等を使って行っている場

合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が行われている場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げている場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助はしていないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示が行われている場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が行われている場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行っても、着脱行為そのものを患者が行わず、看護職員等がすべて介助した場合も「全介助」とする。

判断に際しての留意点

衣類の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。

通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。

靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

1.1 他者への意思の伝達

項目の定義

患者が他者に何らかの意思伝達ができるかどうかを評価する項目である。

背景疾患や伝達できる内容は問わない。

選択肢の判断基準

「できる」

常時、誰にでも確実に意思の伝達をしている状況をいう。筆談、ジェスチャー等で意思伝達が図れる時は「できる」と判断する。

「できる時とできない時がある」

患者が家族等の他者に対して意思の伝達ができるが、その内容や状況等によって、できる時とできない時がある場合をいう。例えば、家族には通じるが、看護職員等に通じない場合は、「できる時とできない時がある」とする。

「できない」

どのような手段を用いても、意思の伝達ができない場合をいう。また、重度の認知症や意識障害によって、自発的な意思の伝達ができない、あるいは、意思の伝達ができるか否かを判断できない場合等も含む。

判断に際しての留意点

背景疾患や伝達できる内容は問わない。

1.2 診療・療養上の指示が通じる

項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行できるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」

診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。

「いいえ」

診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。

医師や看護職員等の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診察・療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。

1.3 危険行動 項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。

ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」

過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。

「ある」

過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に含める。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。

他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

栄養管理計画書

計画作成日 _____.

フリガナ

氏名 殿 (男・女)
 年月日生 (歳)
 入院日:

病棟 _____
 担当医師名 _____
 担当管理栄養士名 _____

入院時栄養状態に関するリスク

栄養状態の評価と課題

栄養管理計画

栄養補給に関する事項

栄養補給量 • エネルギー kcal • 水分 •	たんぱく質 g • •	栄養補給方法 <input type="checkbox"/> 経口 <input type="checkbox"/> 経腸栄養 <input type="checkbox"/> 静脈栄養 曳下調整食の必要性 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (学会分類コード: _____) 食事内容 留意事項
------------------------------------	-------------------	---

栄養食事相談に関する事項

入院時栄養食事指導の必要性	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)	実施予定日: 月 日
栄養食事相談の必要性	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)	実施予定日: 月 日
退院時の指導の必要性	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)	実施予定日: 月 日

備考

その他栄養管理上解決すべき課題に関する事項

栄養状態の再評価の時期 実施予定日: 月 日

退院時及び終了時の総合的評価

感染防止対策地域連携加算チェック項目表

評価基準	A:適切に行われている、あるいは十分である B:適切に行われているが改善が必要、あるいは十分ではない C:不適切である、あるいは行われていない X:判定不能(当該医療機関では実施の必要性がない項目、確認が行えない項目等)
------	---

評価実施日： 年 月 日 評価対象医療機関名：

A. 感染対策の組織		評価	コメント
1. 院内感染対策委員会	1)委員会が定期的に開催されている		
	2)病院長をはじめとする病院管理者が参加している		
	3)議事録が適切である		
2. 感染制御を実際に行う組織（ICT） ※医師または看護師のうち 1人は専従であること	1)専任の院内感染管理者を配置、感染防止に係る部門を設置している		
	2)感染対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師がいる		
	3)感染対策に5年以上の経験を有し、感染管理に関わる適切な研修を修了した専任看護師がいる		
	4)3年以上の勤務経験を有し、感染対策に関わる専任の薬剤師がいる		
	5)3年以上の勤務経験を有し、感染対策に関わる専任の検査技師がいる		
B. ICT活動		評価	コメント
1. 感染対策マニュアル	1)感染対策上必要な項目についてのマニュアルが整備されている		
	2)必要に応じて改定がなされている		
2. 教育	1)定期的に病院感染対策に関する講習会が開催されている		
	2)講習会に職員1名あたり年2回出席している		
	3)必要に応じて部署ごとの講習会や実習が行われている		
	4)全職員に対し院内感染について広報を行う手段がある		
	5)外部委託職員に教育を実施している(または適切に指導している)		
3. サーベイランスと インターベンション	1)部署を決めて必要なサーベイランスが行われている		
	2)サーベイランスデータを各部署にフィードバックしている		
	3)サーベイランスのデータに基づいて必要な介入を行っている		

	4)アウトブレイクに介入している		
	5)検査室データが疫学的に集積され、介入の目安が定められている		
4. 抗菌薬適正使用	1)抗菌薬の適正使用に関する監視・指導を行っている		
	2)抗MRSA薬の使用に関する監視・指導を行っている		
	3)抗菌薬の適正使用に関して病棟のラウンドを定期的に行っている		
	4)抗MRSA薬やカルバペネム系抗菌薬などの広域抗菌薬に対して使用制限や許可制を含めて使用状況を把握している		
5. コンサルテーション	1)病院感染対策に関するコンサルテーションを日常的に行っている		
	2)コンサルテーションの結果が記録され、院内感染対策に活用されている		
	3)迅速にコンサルテーションを行うシステムが整っている		
6. 職業感染曝露の防止	1)職員のHBs抗体の有無を検査している		
	2)HB抗体陰性者にはワクチンを接種している		
	3)結核接触者検診にQFTを活用している		
	4)麻疹、風疹、ムンプス、水痘に関する職員の抗体価を把握し、必要に応じてワクチン接種を勧奨している		
	5)針刺し、切創事例に対する対応、報告システムが整っている		
	6)安全装置付きの機材を導入している		
7. ICTラウンド	1)定期的なICTラウンドを実施している		
	2)感染対策の実施状況についてチェックを行っている		
	3)病棟のみならず、外来、中央診療部門等にもラウンドを行っている		
C. 外来		評価	コメント
1. 外来患者の感染隔離	1)感染性の患者を早期に検出できる(ポスターなど)		
	2)感染性の患者に早期にマスクを着用させている		
	3)感染性の患者とそれ以外の患者を分けて診療できる		
2. 外来診察室	1)診察室に手洗いの設備がある		

	2)各診察室に擦式速乾性手指消毒薬がある		
	3)各診察室に聴診器などの医療器具の表面を消毒できるアルコール綿などがある		
3. 外来処置室	1)銳利器材の廃棄容器が安全に管理されている (廃棄容器の蓋が開いていない、など)		
	2)銳利器材の廃棄容器が処置を行う場所の近くに設置してある		
	3)検査検体が適切に保管してある		
4. 抗がん化学療法外来	1)薬剤の無菌調製が適切に実施されている		
	2)咳エチケットが確実に実施されている		
	3)患者および職員の手指衛生が適切に行われている		
D. 病棟		評価	コメント
1. 病室	1)部屋ごとに手洗い場がある		
	2)床や廊下に物品が放置されていない		
	3)必要なコホーティングが行われている		
	4)隔離個室の医療器具は専用化されている		
	5)隔離個室には必要なPPEが準備されている		
	6)空調のメンテナンスが行われ、HEPA filterが定期的に交換されている		
2. スタッフステーション	1)水道のシンク外周が擦拭され乾燥している		
	2)銳利機材の廃棄容器が適切に管理されている		
	3)銳利機材の廃棄容器が必要な場所に設置されている		
	4)臨床検体の保存場所が整備されている		
3. 処置室	1)清潔区域と不潔区域を区別している		
	2)滅菌機材が適切に保管され、使用期限のチェックが行われている		
	3)包交車が清潔と不潔のゾーニングがなされている		
	4)包交車に不要な滅菌機材が積まれていない		

4. 薬剤の管理	1)清潔な状況下で輸液調整が実施されている		
	2)希釈調製したヘパリン液は室温に放置されていない		
	3)薬品保管庫の中が整理されている		
	4)薬剤の使用期限のチェックが行われている		
	5)薬剤開封後の使用期限の施設内基準を定めている		
	6)保冷庫の温度管理が適切になされている		
E. ICU		評価	コメント
1. 着衣および環境	1)入室時に手指衛生を実施している		
	2)処置者は半そでの着衣である		
	3)処置者は腕時計をはずしている		
	4)ベッド間隔に十分なスペースがある		
	5)手洗いや速乾式手指消毒薬が適切に配置されている		
F. 標準予防策		評価	コメント
1. 手洗い	1)職員の手指消毒が適切である		
	2)職員の手洗いの方法が適切である		
	3)手袋を着用する前後で手洗いを行っている		
	4)手指消毒実施の向上のための教育を継続的に行っている		
2. 手袋	1)手袋を適切に使用している		
	2)手袋を使用した後、廃棄する場所が近くにある		
3. 個人防護具(PPE)	1)必要なときにすぐ使えるように個人防護具(PPE)が整っている		
	2)マスク、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ、ガウンなどのPPEの使用基準、方法を職員が理解している		
	3)個人防護具(PPE)の着脱方法を教育している		
G. 感染経路別予防策		評価	コメント
1. 空気感染予防策	1)結核発症時の対応マニュアルが整備されている*		

	2)陰圧個室が整備されている		
	3)麻疹発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	4)水痘発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	5)N95マスクが常備してある		
2. 飛沫感染予防対策	1)インフルエンザ発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	2)風疹発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	3)流行性耳下腺炎発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	4)可能ならば個室隔離としている		
	5)個室隔離が困難な場合、コホーティングしている		
	6)ベッド間隔が1メートル以上取られている		
	7)サージカルマスクの着用が入室前に可能である		
	8)飛沫感染対策が必要な患者であることが職員に周知されている		
3. 接触感染予防策	1)MRSAが検出された場合の対応マニュアルが整備されている*		
	2)手袋が適切に使用されている		
	3)必要なPPEが病室ごとに用意されている		
	4)処置時にはディスポのエプロンを用いている		
	5)処置時必要な場合はマスクを着用している		
	6)必要な場合には保菌者のスクリーニングを行っている		
	7)シーツやリネン類の処理が適切である		
	* マニュアルの評価項目：連絡体制。感受性者サーベイランスの期間、範囲が明瞭である。ワクチンやγ-グロブリンの接種対象者が明確である。消毒薬の選択と実施方法、接触感受性職員の就業制限が規定してある、などを確認する		
H. 術後創感染予防		評価	コメント
	1)除毛は術直前に行っている		
	2)周術期抗菌薬がマニュアルで規定されている		

	3)必要な場合、抗菌薬の術中追加投与が行われている		
	4)パンコマイシンをルーチンに使用していない(または使用基準がある)		
I. 医療器材の管理		評価	コメント
1. 尿道カテーテル	1)集尿バッグが膀胱より低い位置にあり、かつ床についていない		
	2)閉塞や感染がなければ、留置カテーテルは定期的に交換しない		
	3)集尿バッグの尿の廃棄は、排尿口と集尿器を接触させない		
	4)尿の廃棄後は患者毎に未滅菌手袋を交換している		
	5)日常的に膀胱洗浄を実施していない		
	6)膀胱洗浄の際に抗菌薬や消毒薬をルーチンに局所に用いることはない		
2. 人工呼吸器	1)加湿器には滅菌水を使用している		
	2)気管内吸引チューブはディスポのシングルユース又は閉鎖式である		
	3)定期的に口腔内清拭を行っている		
3. 血管内留置カテーテル	1)中心静脈カテーテル管理についてのマニュアルがある		
	2)中心静脈カテーテルの挿入はマキシマルバリエーション(滅菌手袋、滅菌ガウン、マスク、帽子、大きな覆布)が行われている		
	3)高カロリー輸液製剤への薬剤の混入はクリーンベンチ内で行っている		
	4)輸液ラインやカテーテルの接続部の消毒には消毒用エタノールを用いている		
	5)ラインを確保した日付が確実に記載されている		
	6)ライン刺入部やカテーテル走行部の皮膚が観察できる状態で固定されている		
	7)末梢動脈血圧モニタリングにはディスポーザブルセットを使用している		
J. 洗浄・消毒・滅菌		評価	コメント
1. 医療器具	1)病棟での一次洗浄、一次消毒が廃止されている(計画がある)		
	2)生物学的滅菌保証・化学的滅菌保証が適切に行われている		
	3)消毒薬の希釈方法、保存、交換が適切である		

	4)乾燥が適切に行われている		
2. 内視鏡	1)内視鏡洗浄・管理が中央化されている(計画がある)		
	2)専任の内視鏡検査技師もしくは看護師が配置されている		
	3)用手洗浄が適切に行われている		
	4)管腔を有する内視鏡は消毒ごとにアルコールフラッシュを行っている		
	5)消毒薬のバリデーションが定期的に行われている		
	6)自動洗浄・消毒機の管理責任者がいる		
	7)自動洗浄・消毒機の液の交換が記録されている		
	8)自動洗浄・消毒機のメインテナンスの期日が記録されている		
	9)内視鏡の保管が適切である		
	10)内視鏡の表面に損傷がない		
K. 医療廃棄物		評価	コメント
	1)廃棄物の分別、梱包、表示が適切である		
	2)感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている		
	3)最終保管場所が整備されている		
	4)廃棄物の処理過程が適切である		
L. 微生物検査室		評価	コメント
1. 設備・機器	1)安全キャビネット(クラスⅡ以上)を備えている		
	2)安全キャビネットは定期点検(HEPAフィルターのチェック・交換等)が行われている		
	3)菌株保存庫(冷凍庫等)は、カギを掛けている		
	4)検査材料の一時保管場所が定められている		
2. 検査業務	1)安全対策マニュアル等が整備されている		
	2)業務内容によりN95マスク、手袋、専用ガウン等を着用している		

3)抗酸菌検査、検体分離等は安全キャビネット内で行っている		
4)遠心操作は、安全装置付き遠心機を使用している		
5)感染性検査材料用輸送容器が準備されている		
6)廃棄容器にバイオハザードマークが表示されている		
7)感染防止のための手洗い対策が適正である		
8)感染性廃棄物が適正に処理されている		
9)関係者以外の立ち入りを制限している		

評価実施医療機関名 :

(評価責任者名 :

[記載上の注意]

- 1) チェック項目について、当該医療機関の実情に合わせて適宜増減しても差し支えない。
- 2) 評価を受ける医療機関は、当日までに根拠となる書類等を準備しておくこと。
- 3) 評価を実施する医療機関は、コメント欄で内容を説明すること。特にB、C判定については、その理由を説明すること。
- 4) 評価を実施した医療機関は、できるだけ早期に本チェック項目表を完成させ、報告書として評価を受けた医療機関へ送付すること。また、評価を実施した医療機関は、報告書の写しを保管しておくこと。